第３編　風水害・事故・特殊災害対策計画

第１章　風水害対策の総則

【 施策の体系 】

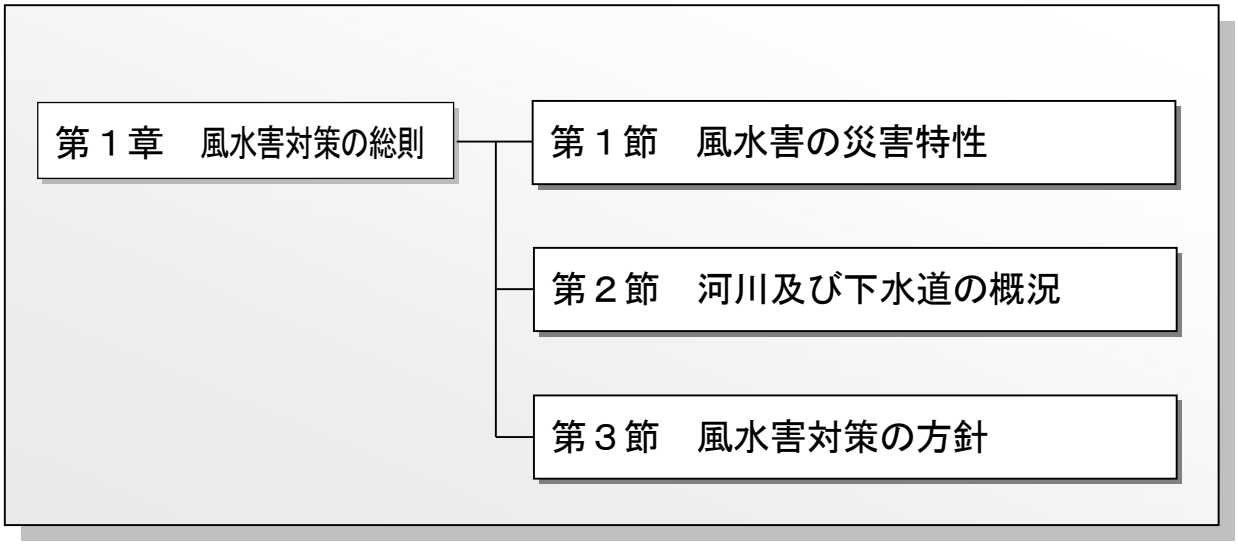

第１節　風水害の災害特性

【 風水害の災害特性に係る事項 】

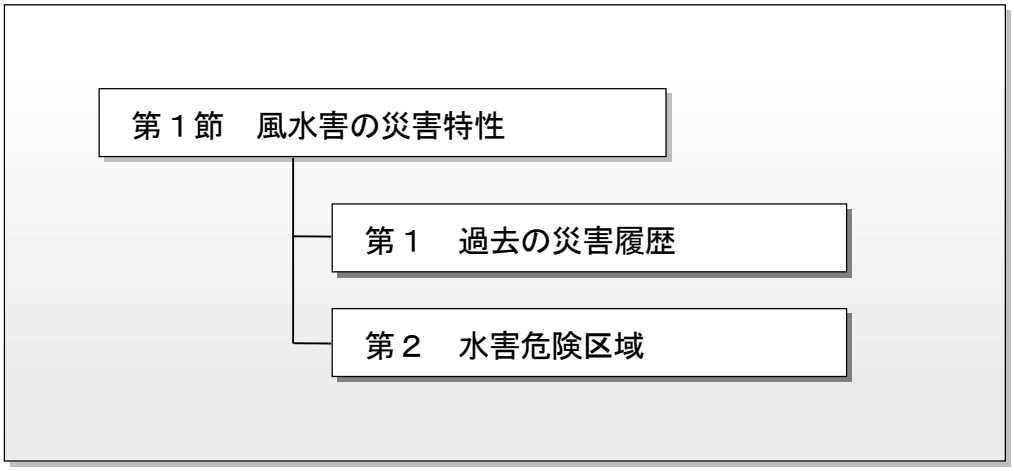

第１　過去の災害履歴

本市に甚大な被害をもたらした風水害としては、昭和 22 年のカスリーン台風による水害があり、これは利根川及び中小河川の堤防決壊によるものである。

また、近年本市に比較的大きな被害を与えた風水害としては、平成３年の台風 18 号による水害、平成５年の台風 11 号による水害、平成 20 年８月末豪雨、及び平成 27 年の台風 18 号等があり、これらは主に内水氾濫によるものである。

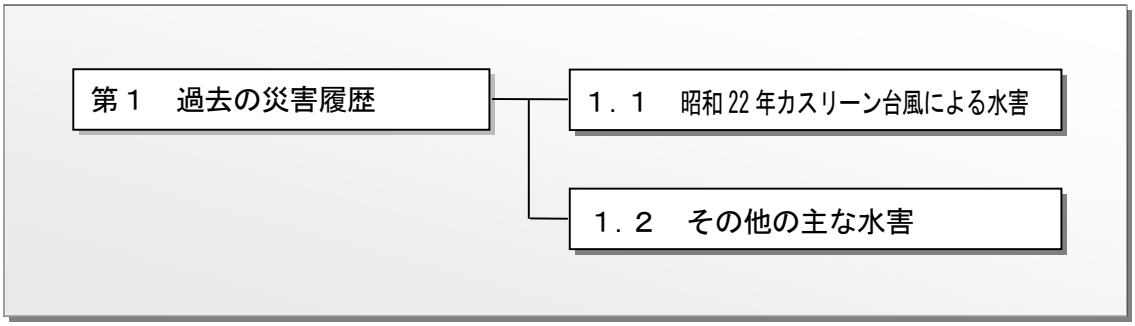

１．１ 昭和 22 年カスリーン台風による水害

昭和 22 年９月 14 日から 15 日にかけて、埼玉県はカスリーン台風による大雨で大洪水に見舞われた。これは、大正、昭和を通じて最大の水害で明治 43 年以来の大災害であった。

９月 11 日マリアナ諸島西方沖海上に発生したカスリーン台風は、沖ノ鳥付近で向きを北に変え、13 日には硫黄島西方沖海上を速度をやや速めながら北上した。

この頃、本州南海上の発達した温暖前線が接近する台風に刺激され、各地とも本格的な雨となり、14 日夜半になると前線は、関東内陸部に入り停滞し雨も強さを増した。

台風は、その後、進路を北東に変え、15 日午前６時頃には遠州灘沖、15 日午後９時頃には房総半島南端館山を通過して三陸沖に去った。

このカスリーン台風は、14 日と 15 日の２日間に秩父に 611㎜ の大雨を降らせたため、河川は増水し、利根川が北埼玉郡東村（現加須市）地内で 400m にわたって破堤したのをはじめ、荒川が熊谷市久下地内で 100m 破堤するなど、県内の 124 箇所で堤防が決壊した。

被害は、県下 316 市町村の 72％の 228 市町村に及び、被災人員は 34 万 8,827 名に達した。なかでも、北埼玉及び北葛飾地区が最も大きな被害を受けた。

【 カスリーン台風による被害（埼玉県関連） 】

項　目	被害内容
人 的 被 害	死者：101名、負傷者：1,430名
住 家 被 害	全壊：725棟、半壊：2,116棟、流失：396棟
住家浸水被害	床上：44,855棟、床下：34,647棟

資料）「埼玉県の気象百年」（平成８年 12 月、熊谷地方気象台編）

１．２　その他の主な水害

- 平成３年台風 18 号による水害
- 平成５年台風 11 号による水害措置
- 平成 20 年８月末豪雨による水害
- 平成 27 年台風 18 号による水害

(1) 平成３年台風 18 号による水害

本州の南に秋雨前線が停滞し、加えて台風第 18 号が奄美大島の東海上を北上して、19 日夜には速度を上げながら関東の東をかすめて三陸沖へ抜けた。このため台風前面の暖気の流入等で秋雨前線を刺激し、前線の活動が活発となり、県内は大雨に見舞われ、各地で浸水などによる被害が発生した。この雨による浸水は、県南部の朝霞市を中心に数日残った。

この時、本市の最寄りの気象官署である越谷観測所において、降水量は日降水量で 205㎜ を記録している。また、旧春日部市では、床上浸水 49 棟、床下浸水 400 棟の被害が発生した。

【 平成３年台風 18 号による被害 】

項　目	被害内容	
	旧春日部市	県全体
住　家　被　害	－	全壊：　1棟
住家浸水被害	床上：　49棟 床下：　400棟	床上：　6,382棟 床下：　22,059棟

資料）「埼玉県の気象災害」埼玉県・熊谷地方気象台

(2) 平成５年台風 11 号による水害

関東地方の南海上を北上した台風 11 号の中心は千葉県銚子市付近を通過、その後も中型で並の強さを保ちながら東北地方の太平洋岸を北上した。この台風が銚子付近を通過したため関東地方では夕方まで大雨が降り、県南部、東部では床上・床下浸水等の被害が多数発生した。これらの地域では道路冠水も多かった。またＪＲ線等交通網では運転を一時見合わせるなどの措置が取られた。

この時、越谷観測所において、降水量は日降水量で 157㎜ を記録している。また、旧春日部市では、床上浸水 28 棟、床下浸水 1,274 棟の被害が発生した。

【 平成５年台風 11 号による被害 】

項　目	被害内容	
	旧春日部市	県全体
住　家　被　害	－	全壊：　1棟
住家浸水被害	床上：　28棟 床下：　1,274棟	一部：　2棟 床上：　2,060棟 床下：15,878棟

資料）「埼玉県の気象災害」埼玉県・熊谷地方気象台

(3) 平成 20 年８月末豪雨による水害

本州上に停滞していた前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、東海地方や関東地方では大気の状態が不安定で雷を伴い各地で非常に激しい雨や猛烈な雨となった。

この時、本市の地域において気象レーダーによる解析で、1 時間に 110㎜ を超える集中豪雨を記録している。また、春日部市では、床上浸水 74 棟、床下浸水 1,244 棟の被害が発生した。

【 平成 20 年８月末豪雨による被害 】

項　目	被害内容	
	春日部市	県全体
住　家　被　害	－	全壊：　0棟
住家浸水被害	床上：　74棟 床下：　1,244棟	一部：　0棟 床上：　150棟 床下：　2,350棟

資料)「災害時気象速報　平成 20 年８月末豪雨」気象庁
「平成 20 年８月 28 日から 29 日にかけての大雨に関する
埼玉県気象速報」埼玉県・熊谷地方気象台

(4) 平成 27 年台風 18 号による水害

台風 18 号に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

この時、本市設置の雨量計で、降り始めから終わりまでで、総雨量が 338㎜ を記録している。また、春日部市では、床上浸水 134 棟、床下浸水 1,031 棟の被害が発生した。

【 平成 27 年台風 18 月による被害 】

項　目	被害内容	
	春日部市	県全体
住　家　被　害	－	全壊：　0棟
住家浸水被害	床上：　134棟 床下：　1,031棟	一部：　0棟 床上：　880棟 床下：　3,989棟

資料)「H27 年　水害統計調査」国土交通省

第２　水害危険区域

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫とがある。

このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本市の立地する埼玉県東部の中川流域は、利根川及び江戸川に囲まれた平均標高の低い沖積低地が広く分布しており、利根川、江戸川、荒川が氾濫した場合には、本市への大きな影響が懸念される。国の中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成 22 年４月）では、利根川・荒川の氾濫等による浸水想定を実施し、大規模水害に関する対策を進めている。

洪水予報河川及び水位情報周知河川については、水防法第 14 条に基づき、河川整備の基本となる降雨（計画規模降雨）により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなった。

平成 27 年７月施行の改正水防法では、これまでの計画降雨を、各地で上回る降雨が発生し、被害が頻発、激甚化することが想定されていることから、浸水想定区域指定の前提となる降雨規模を、従来の計画規模降雨から想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）とした。

現在、指定・公表されている浸水想定区域のうち、本市に関係する河川は次のとおりである。

洪水予報河川名及び水位情報周知河川名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨（想定最大規模）
荒川	荒川水系荒川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所	平成 28 年 ５月３０日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 215 号	荒川流域の ３日間総雨量 632mm
利根川	利根川水系 利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所・利根川下流河川事務所	平成 29 年 ７月 20 日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 213 号	利根川流域、 八斗島上流域 ３日間総雨量 491mm
江戸川	利根川水系江戸川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	平成 29 年 ７月 20 日	国土交通省 関東地方整備局 告示第 217 号	八斗島上流 ３日間総雨量 491mm
中川・大落古利根川・新方川	利根川水系中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	中川・綾瀬川・元荒川 平成 19 年３月 27 日 新方川・大落古利根川 平成 21 年３月 24 日	中川・綾瀬川・元荒川 埼玉県告示第 505 号 新方川・大落古利根川 埼玉県告示第 431 号	昭和 33 年９月型洪水 （狩野川台風） 降雨 W=1/100 48 時間総雨量 355mm

資料）国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、埼玉県

第２節　河川及び下水道の概況

【 河川及び下水道の概況に係る事項 】

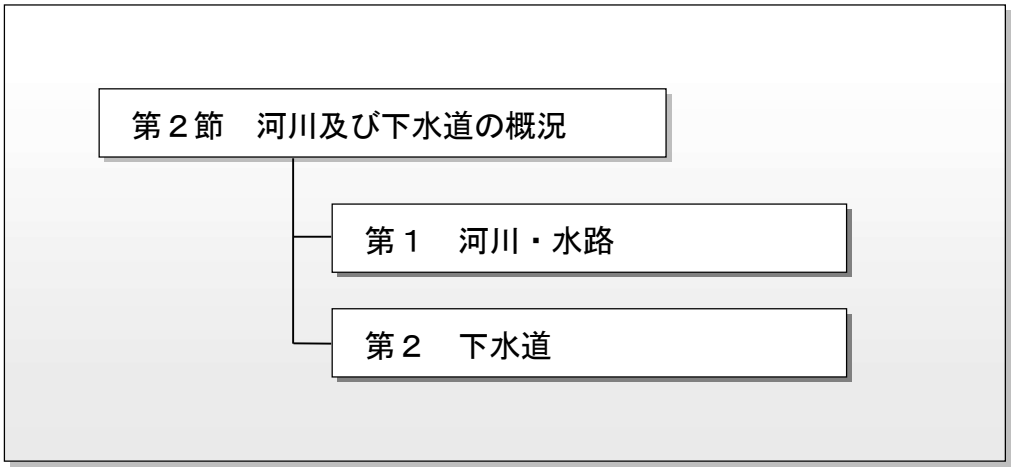

第１　河川・水路

本市は、利根川水系の江戸川、中川、大落古利根川及び新方川の流域に属し、市内に江戸川、中川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、倉松川、首都圏外郭放水路の一級河川と、安之堀川、旧古隅田川、備後川、中之堀川、幸松川、動渕堀川、庄内領悪水路、18 号水路、打田落しの準用河川がある。

市域の大半は河川により運ばれた土砂が積み重なってできた沖積低地であるため、降雨時には浸水や冠水の被害が生じている。また、近年都市化の進展に伴い出水状況が変化し、河川への流入時間が短くなるなど保水機能の低下により浸水被害が増大することが懸念されている。

中川・綾瀬川流域は、昭和 55 年に総合治水対策特定河川に指定され、河道改修等の治水施設の整備と併せ流域対策を行うことにより治水安全度の向上を図る施策が進められ、本市も平成３年度には、総合治水計画を定め、市の管理する準用河川の改修をはじめとして、調整池、生活排水路、排水機場、流出抑制施設の整備を実施することにより総合的な治水対策を進めている。

国土交通省は、慢性的な浸水区域である中川・綾瀬川中流域において、早期に浸水被害を解消するため首都圏外郭放水路建設事業に着手し、平成 14 年の一部稼動開始以後、治水効果を発揮している。本市は、茨城県・埼玉県・東京都の関係市町村で組織している中川・綾瀬川総合治水対策協議会を通じて、総合的な治水対策を推進していく必要がある。

第２　下水道

下水道は、水環境の保全や快適で安全な生活環境の確保など、都市づくりを進める上で欠かすことのできない重要な施設である。

本市の下水道は、中川流域関連公共下水道で汚水と雨水を分離して処理する分流方式を採用しており、平成 24 年３月 31 日現在の整備面積は、汚水 2,138.0ha、雨水 300.1ha となっている。

公共下水道（雨水）は、本市では地形条件、治水対策等の観点からも重要な都市基盤施設であり、河川整備との調整を図りつつ雨水排水施設の整備を進める必要がある。

第３節　風水害対策の方針

【 風水害対策の方針に係る事項 】

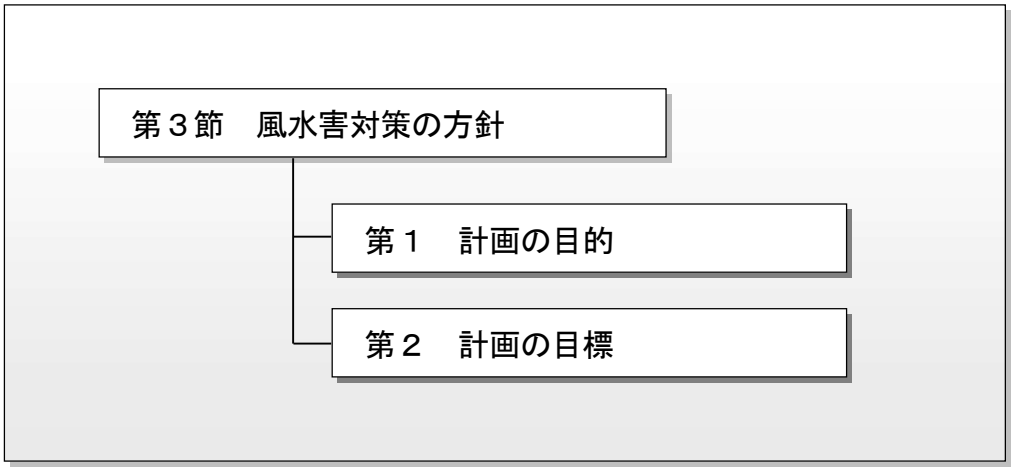

第１　計画の目的

風水害とは、台風・低気圧・たつ巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

本市は、これら風水害に対して、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等を総合的かつ計画的に行うことを目的に、災害対策基本法第 42 条（昭和 36 年法律 223 号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本市に発生した風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第２　計画の目標

本計画は、本市域において過去に発生した風水害の状況等から、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる風水害に対して対応できる計画とする。

過去において本市に甚大な被害をもたらした風水害としては､昭和 22 年のカスリーン台風がある。想定として、利根川や江戸川等が本市に影響を及ぼす状況で決壊した場合（前述､第１節 第２ 水害危険区域 参照）の被害が、本市にとっては最大規模の被害となると考えられる。この国土交通省が想定する利根川や江戸川等の氾濫は、春日部市のほぼ全域にわたり甚大な被害を与えることが必至であることを示唆している。また、近年では、平成 20 年８月末豪雨による水害、竜巻注意情報等も発令された。

このため、本計画では、仮に利根川や江戸川等が氾濫し被害を生じたとしても、その被害を最小限にとどめ、また早期復旧を可能とすべく防災計画を策定するものとする。

第２章　風水害予防計画

本市は、内牧地区、豊春地区及び庄和地区の一部を除き、中川低地と呼ばれる低湿な沖積低地に位置し、海抜は平均約６ｍと平坦な地形となっている。また市内には江戸川、中川、大落古利根川をはじめとする多くの河川が流れ、古くから水害の常襲地帯となっている。また、利根川や荒川が氾濫した場合は、大きな被害が予測される。このため、風水害予防対策として、治水対策が大きな課題となっている。

これらのことから、風水害予防計画を以下の施策を大きな柱として推進する。

【 施策の体系 】

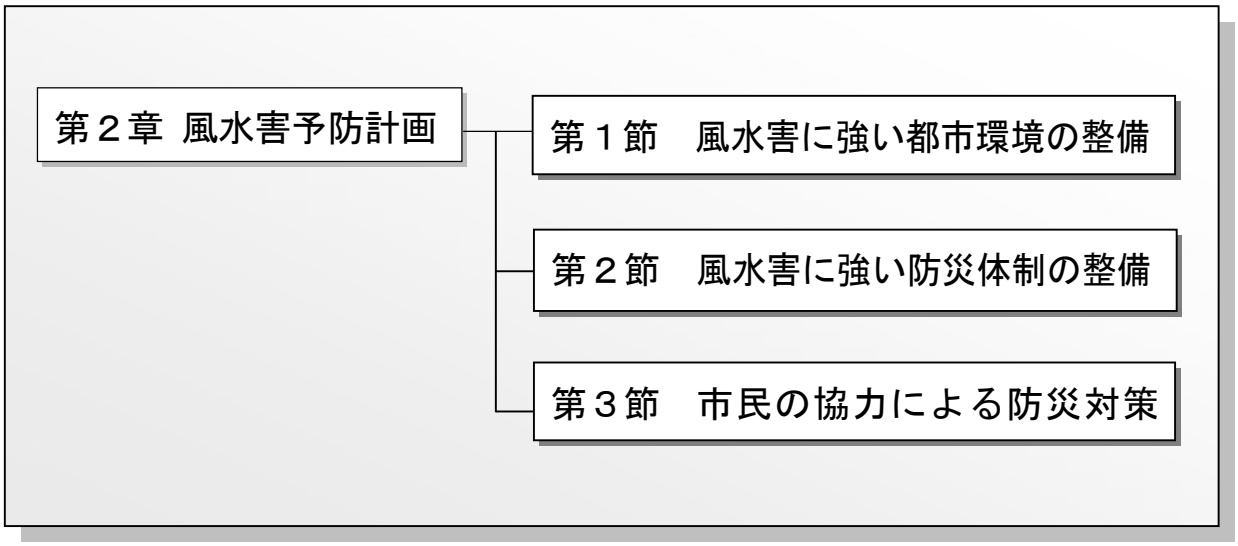

第１節　風水害に強い都市環境の整備

本市の市街地の大半は、沖積低地に位置し、利根川、江戸川、中川、大落古利根川をはじめ多くの河川を抱えており、大規模な出水時には、これら河川の外水氾濫による浸水被害とこれに伴う交通障害は甚大なものになることが予想される。

このため、流域総合治水計画を主軸とする水害予防計画を策定し、風水害に強い都市づくりを推進するとともに、風水害に災害における迅速な救援・救護活動の展開と都市生活の早期復旧を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備、安全な避難環境の整備などを推進することが必要である。

風水害に強い都市環境の整備は、以下の施策の柱として推進する。

【 風水害に強い都市環境の整備に係る事項 】

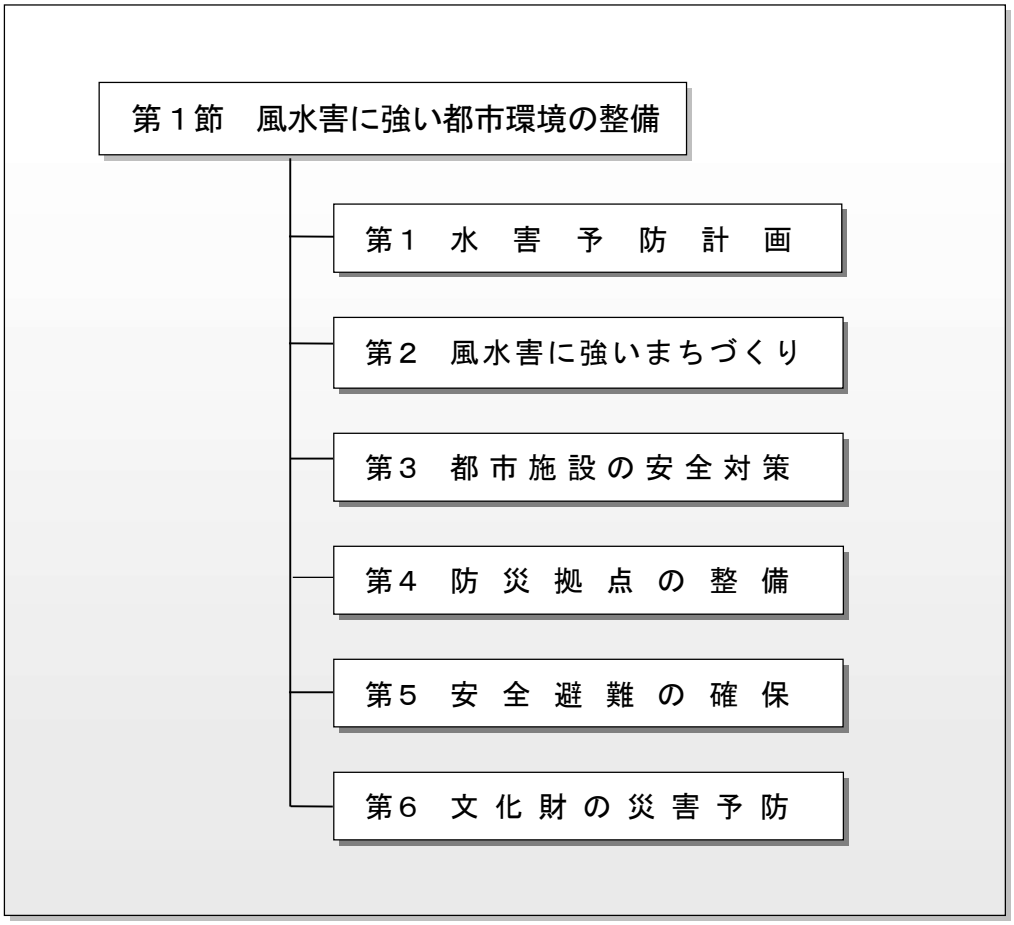

第１　水害予防計画

本市においては、江戸川や中川をはじめとする関係一級河川の河川改修も進み大きな外水氾濫の危険性は低下したものの、市域の大部分が沖積低地に立地していることに加えて、近年では土地利用の変化も急速に進み、遊水機能を果たしていた田畑等が減少したことにより、台風や豪雨等によって内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害を受けてきた。

また、利根川や荒川が氾濫した場合は、大きな被害が予想される。

市は、このような水害の被害を最小限にとどめるため水害予防計画を策定する。

水害予防計画は、以下の施策により推進する。

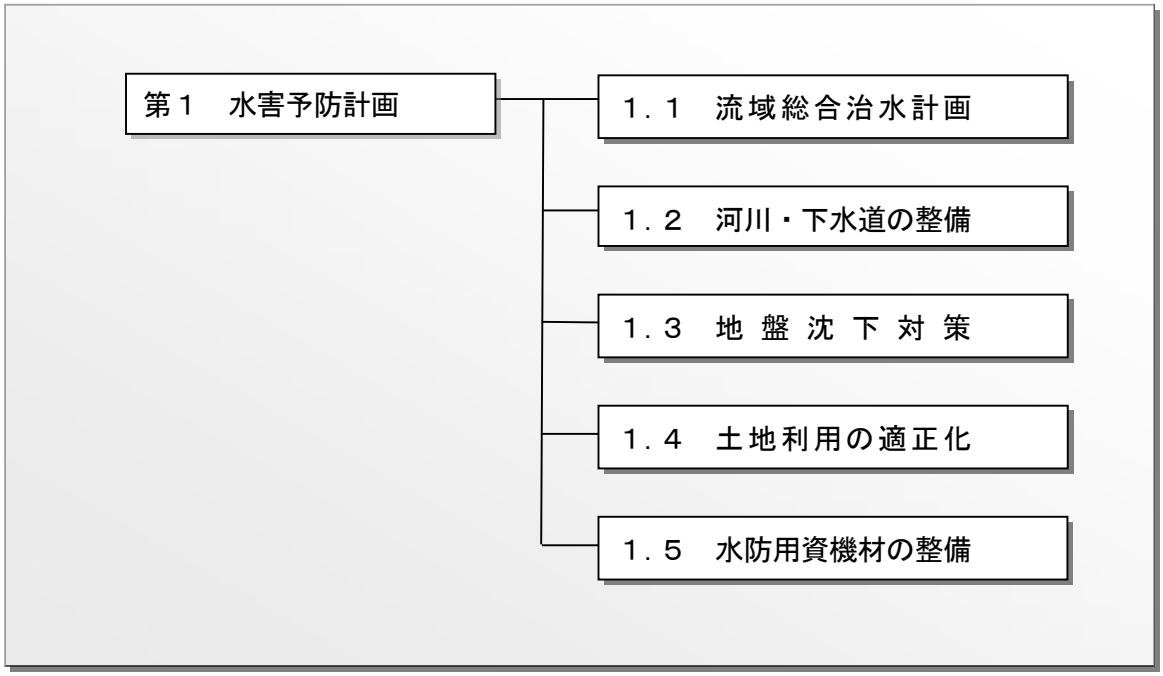

１．１　流域総合治水計画　➪『 建設部、市長公室 』

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

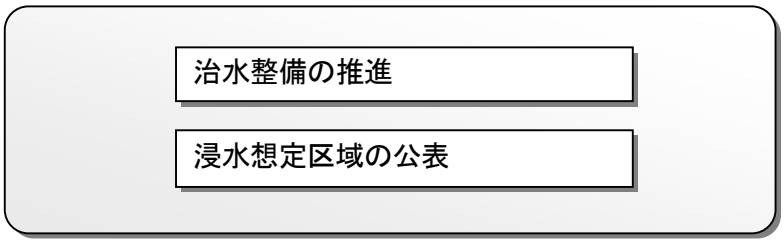

(1) 治水整備の推進

河川の改修（市管理河川の時間雨量 50㎜ 程度の降雨に対する治水安全度の確保）、排水機場の整備等による河川治水施設の整備、及び管渠、雨水調整池の整備等による下水道施設整備を推進する。

(2) 浸水想定区域の公表

平成 13 年に水防法が改正され、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、利根川、江戸川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、併せてその浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表した。

平成 17 年５月の水防法の改正では、浸水想定区域の指定があった場合、関係市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で避難を確保する必要がある施設、浸水予想区域ごとに浸水予想の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所などについて住民に周知させるため、洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講じることとなった。

市では、今後、浸水想定区域の指定の通知を受けた河川について、作成した洪水ハザードマップにより洪水予報の伝達方法、避難場所などについて市民に周知徹底を図り、水災による被害の軽減を図っていくものとした。

その後、平成 27 年７月の水防法の改正により、浸水想定区域指定の前提となる降雨の規模を、従来の計画降雨（河川整備の基本となる降雨）から、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）とした。

さらには、平成 29 年６月の水防法の改正により、市町村防災会議が利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものとして、市町村地域防災計画において定めた浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設は、避難の確保のための措置に関する計画（避難確保計画）の作成や訓練の実施が義務化された。

➪『【資料編(1)】第 38「洪水時に避難確保が必要な要配慮者利用施設」』参照

【総合的な治水対策の概念】

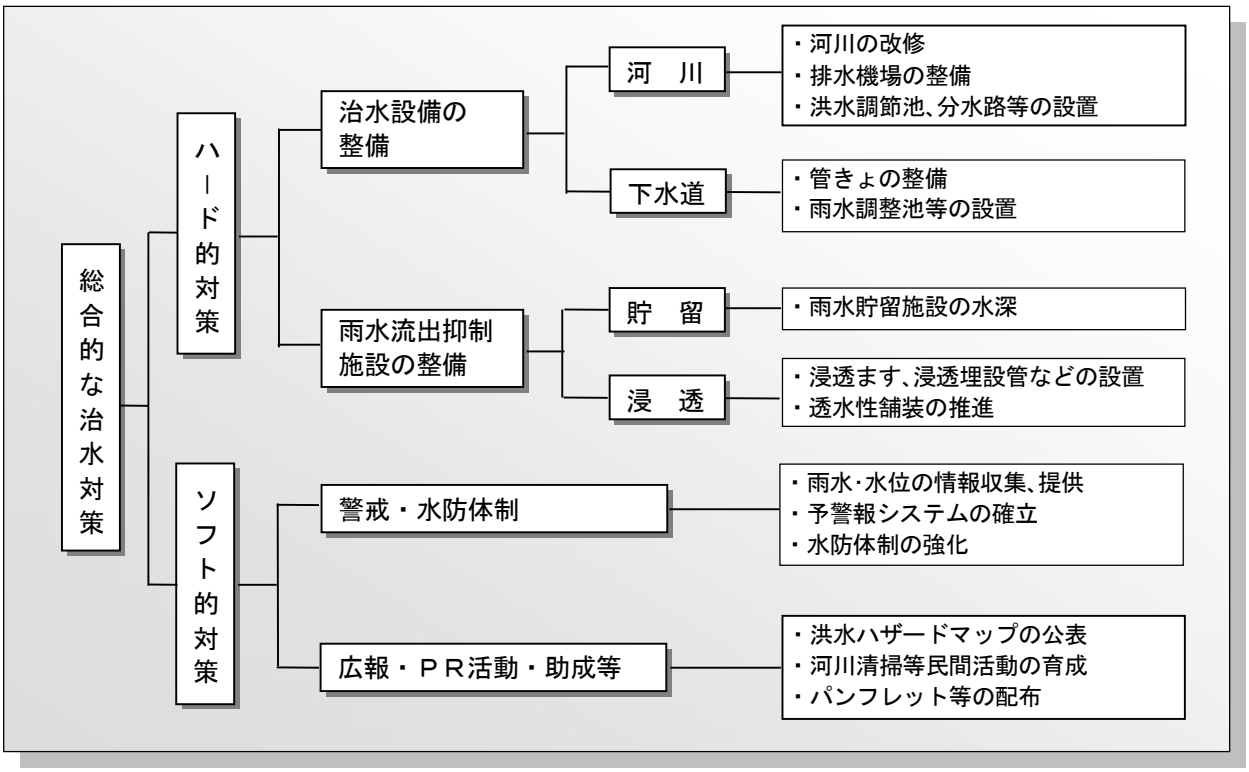

１．２ 河川・下水道の整備　➪『 建設部 』

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、内水氾濫の危険性が大きくなっていることから、今後ともより一層河川・下水道の治水施設の整備を促進する必要がある。

(1) 河川・水路の整備

本市は、９本の一級河川（江戸川、中川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、倉松川、首都圏外郭放水路）と９本の準用河川（安之堀川、旧古隅田川、備後川、中之堀川、幸松川、動渕堀川、庄内領悪水路、18 号水路、打田落し）を抱える。

市は、準用河川の改修を計画的に進めるとともに、一級河川については、改修の促進を関係機関に要望する。

(2) 下水道の整備

本市の下水道は、中川流域関連公共下水道であり、平成 24 年３月 31 日現在で汚水管の整備面積は 2,138.0ha、雨水管の整備面積については 300.1ha である。

公共下水道（雨水）は、本市では地形条件、治水対策等の観点からも重要な都市基盤施設であり、河川整備との調整を図りつつ雨水排水施設の整備を進める。

１．３ 地盤沈下対策 ➪『 環境経済部 』

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性がある。そこで、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図るよう埼玉県に要請する。

１．４ 土地利用の適正化 ➪『 都市整備部、環境経済部 』

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部における開発に際しては、盛土など必要な措置を講じるよう指導するとともに、「都市計画法」、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針について」をはじめとする各種法令等により適正な土地利用の誘導・規制を図る。

１．５ 水防用資機材の整備 ➪『 市長公室 』

市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

第２　風水害に強いまちづくり

本市は、これまでに風水害発生時に災害の危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地及び公園の整備等による防災空間の確保、道路及び橋梁の整備をより一層推進し、風水害に強いまちづくりを計画的に推進する。

災害に強いまちづくりの推進のために必要な施策を以下に定める。

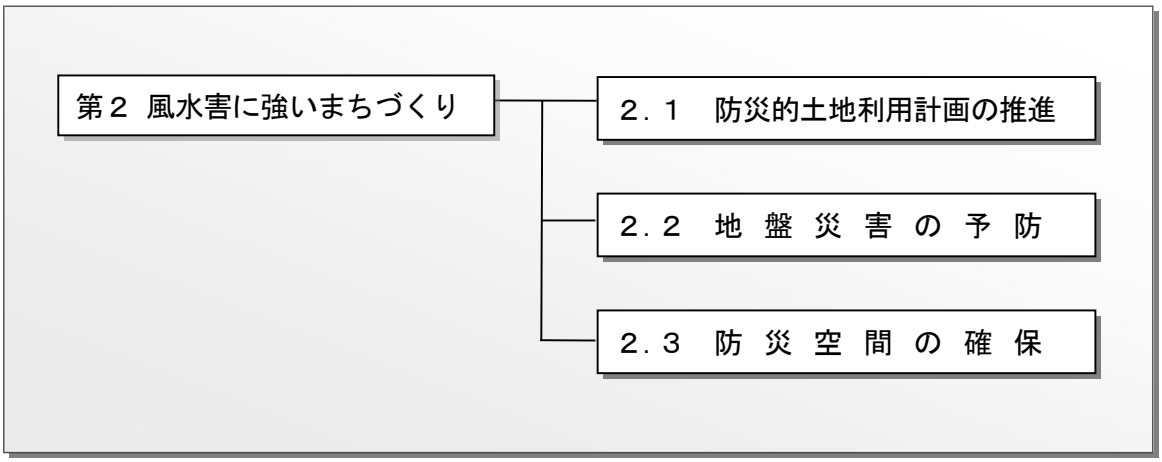

２．１ 防災的土地利用計画の推進　➪『 都市整備部 』

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節 震災に強い都市環境の整備
　　第１　震災に強いまちづくり
　　『 １．１ 防災的土地利用計画の推進 』
を準用する。

２．２ 地盤災害の予防 ➪『 環境経済部、建設部、都市整備部 』

《課　題》

本市は、地形的にみると、大宮台地と下総台地、そして両台地に挟まれた中川低地にあり、平坦地が多いが、台地から平地への斜面の一部において土砂災害の発生するおそれがある箇所として、土砂災害危険箇所が８箇所となっている。

うち１箇所は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に平成 30 年４月に指定された。

➪『【資料編(1)】第 39「土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、及び土砂災害危険個所一覧」』参照

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節 震災に強い都市環境の整備
第１　震災に強いまちづくり
『 １．２ 地盤災害の予防 』
を準用する。

２．３ 防災空間の確保 ➪『 建設部、環境経済部 』

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節 震災に強い都市環境の整備
第１　震災に強いまちづくり
『 １．３ 防災空間の確保』
を準用する。

第３　都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の公共土木施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

都市施設の安全化を推進するために必要な施策を以下に定める。

- 第３　都市施設の安全対策
  - ３．１　建築物の耐震化
  - ３．２　道路・交通施設の安全対策
  - ３．３　河川施設の安全対策
  - ３．４　倒壊物・落下物の安全対策
  - ３．５　ライフライン施設の安全対策

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第２ 都市施設の安全対策 』
を準用する。

第４　防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

- 第４　防災拠点の整備
  - ４．１　防災拠点のネットワーク化
  - ４．２　防災拠点施設の整備

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　震災に強い都市環境の整備
　　『 第３　防災拠点の整備 』
を準用する。

第５　安全避難の確保

風水害による家屋の浸水等により生活の場を失った被災者、及び浸水等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本市の地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、避難場所の整備及び避難誘導体制の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

安全避難の環境整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

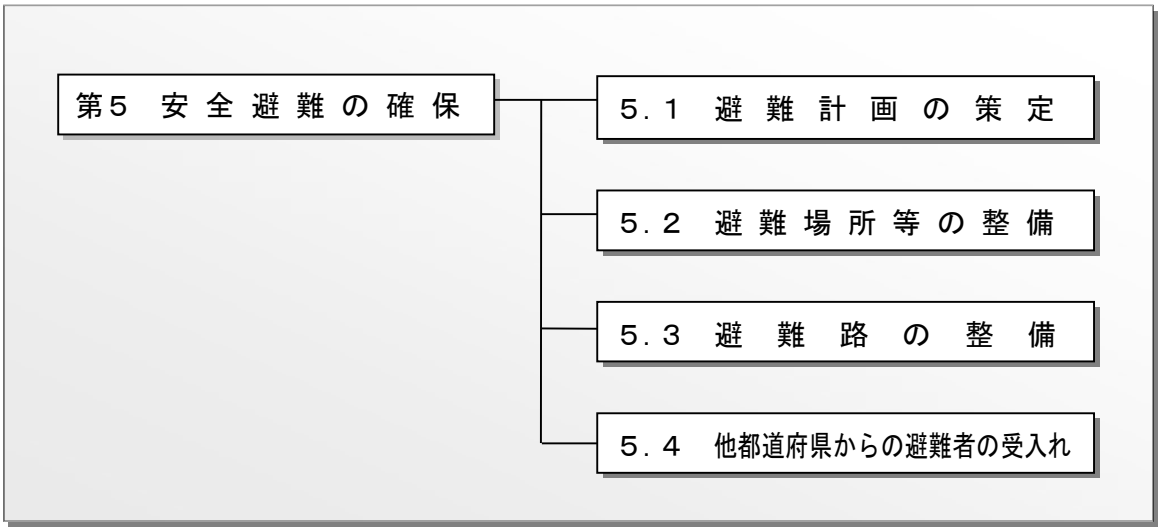

５．１ 避難計画の策定　⇨『 市長公室、各部共通 』

緊急時に際し、危険区域内にある市民を安全区域に避難させるため、その事態に即応して迅速かつ的確な避難措置を講じ、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

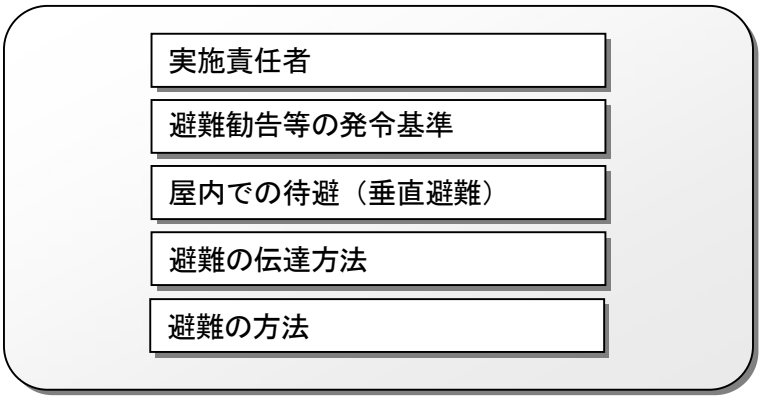

(1) 実施責任者

避難勧告等の発令、及び避難所の開設は、法第60条の規定に基づき市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行うが、その職権の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

【 避難に係る実施責任者 】

災害の種類	実施責任者	根拠法令	区　分
災害全般	市長	法第60条	勧告・指示
	警察官	法第61条及び警察官職務執行法第4条	指　示
	自衛官	自衛隊法第94条	指　示
洪水 地すべり	知事、その命を受けた県職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	指　示
洪水	水防管理者	水防法第29条	指　示

【警戒レベルに対応した居住者等がとるべき行動】

避難勧告等の名称	警戒レベル	避難が必要な居住者に求められる行動
(気象庁による早期注意情報)	1	気象情報等の最新情報に注意するなど、災害へ心構えを高める。
(気象庁による注意報)	2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
避難準備・高齢者等避難開始	3	避難に時間のかかる高齢者や障がい者等の要配慮者とその支援者に避難開始を、その他の人は避難の準備を整えるとともに、以後の気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
避難勧告	4	避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。避難場所へ避難することでかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い行動として「屋内安全確保」を行う。
避難指示（緊急）		緊急に避難する。避難場所への避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い行動として「屋内安全確保」を行う。 （状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令する。）
災害発生情報	5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 （市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、必ず発令されるものではない。）

「避難勧告等に関するガイドライン」内閣府（防災担当）より

(2) 避難勧告及び指示等の発令基準

避難勧告及び指示等の発令基準は以下に示すほか、「春日部市避難勧告等の判断伝達マニュアル」による。

【 避難の勧告及び指示等の発令基準 】

種別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始 (ﾚﾍﾞﾙ3)	○ 春日部市が洪水浸水想定区域になっている河川の水位が、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき ○ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○ 土砂崩れに対する警戒が必要なとき ○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき
避難勧告 (ﾚﾍﾞﾙ4)	○ 春日部市が洪水浸水想定区域になっている河川の水位が、はん濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき ○ 異常な漏水・浸食が発見されたとき ○ 土砂崩れの危険性があるとき ○ 火災が拡大するおそれがあるとき ○ その他人命に危険があると認められるとき
避難指示 (緊急) (ﾚﾍﾞﾙ4)	※ 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合など緊急的に重ねて避難を促すために発令する。 ○ 春日部市が洪水浸水想定区域になっている河川の水位が、堤防高に達するおそれが高いとき ○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂の発生等により決壊のおそれが高まったとき ○ 河川管理施設の機能支障が発見されたとき ○ 土砂崩れの危険性が極めて切迫しているとき ○ 特別警報が発表されたとき
災害発生情報 (ﾚﾍﾞﾙ5)	○ 河川の破堤(堤防の決壊)、越水(堤防からの水の流出)、溢水(堀割河川からの水の流出)、土砂災害が発生した場合

(3) 屋内での待避（垂直避難）

災害の状況により、屋外で移動（避難）することで危険が生じる場合には、自宅の２階以上など建物の上階部分の屋内での待避等の安全確保措置をあわせて指示することも考慮する。

(4) 避難の伝達方法

危険地域の住民に対する命令等の伝達は、市防災行政無線(同報系）のほかサイレン、警鐘、広報車、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター等を利用して迅速的確に行う。なお、伝達の際は、できるだけ民心を恐怖におちいらせないようにするとともに、火災の予防についても警告するものとする。

□避難の勧告、指示の際の明示事項

○ 避難の対象地域	○ 避難勧告又は指示の理由	○ 避難経路
○ その他必要事項	○ 避難先	

(5) 避難の方法

避難は、原則として自治会や自主防災組織を通じて市民が自主的に行う。

ただし、自力による避難が困難な場合や混乱が予想される場合等には、その状況に応じて市、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。

５．２ 避難場所等の整備 ➪『 市長公室、総合政策部、市民生活部、福祉部、建設部、学校教育部、社会教育部 』

《課　題》

避難場所は、集中豪雨等により河川氾濫の危険性の迫った地域の住民が安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

さらに、平常時には市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として活用されるなど、被災者の収容､救援場所としての役割のほか､情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

市は、災害による被害を最小限にとどめるため学校、公民館等の公共施設を活用し、洪水等を対象とする指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）等の整備を図る。

《方　策》

本市の避難場所等の整備は、以下の方策をもって推進する。

- 避難場所・避難所の整備
- 広域避難場所の整備
- 一時（いっとき）避難場所の整備
- 市民による空地等の把握
- 隣接市町の避難場所の利用
- 福祉避難所の指定（二次避難所）
- 指定避難場所以外における避難者の受入体制の整備

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
第４　安全避難の確保
『 ４．２ 避難場所等の整備 』
を準用する。

５．３ 避難路の整備 ⇨『 市長公室、建設部、都市整備部 』

《課　題》

安全な避難活動を実施するためには、避難場所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導体制の確立等避難誘導体制の整備を図る必要がある。

《方　策》

本市の避難路の整備は、以下の方策をもって推進する。

- 避難路の指定
- 避難場所標識の整備
- 誘導体制の確立

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
第４　安全避難の確保
『 ４．３ 避難路の整備 』
を準用する。

５．４ 他都道府県からの避難者の受入れ ⇨『 市長公室 』

《課　題》

大規模災害時において､他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、本市に避難してきた者を収容し保護するための避難場所を選定し、当該施設と協議のうえ、確保する必要がある。

《方　策》

本市の他都道府県からの避難者の受入れは、以下の方策をもって推進する。

- 避難場所の選定基準
- 施設管理者の対応

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
第４　安全避難の確保
『 ４．４ 他都道府県からの避難者の受入れ 』
を準用する。

第６　文化財の災害予防

かけがえのない文化財を災害から保護するため、市は、国指定文化財、県指定及び市指定文化財について、消防法に基づく消防用設備等の設置を推進していくとともに、文化財の所有（管理）者に対しては、平常時においても、特に火災予防について充分な指導を図る。

また、建造物や史跡名勝天然記念物など屋外にある文化財については、特に自然災害を受けやすいので、その予防に十分留意する。

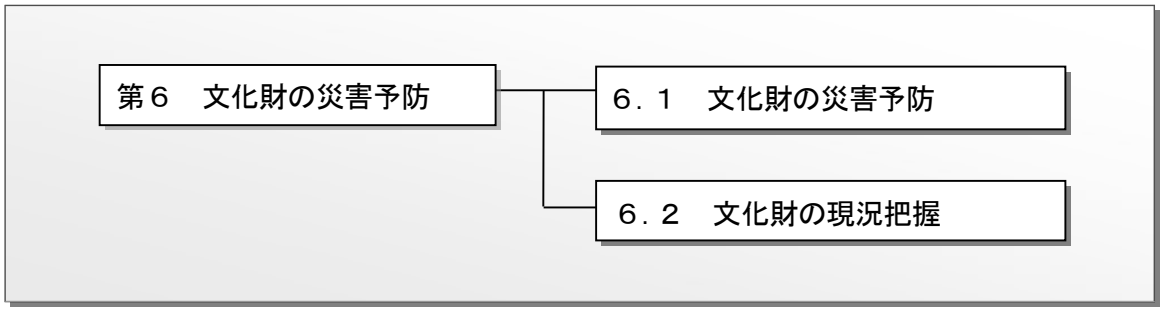

６．１ 文化財の災害予防　➪『 社会教育部 』

文化財の防火対策を強化するため、次の事項について徹底を期すものとする。

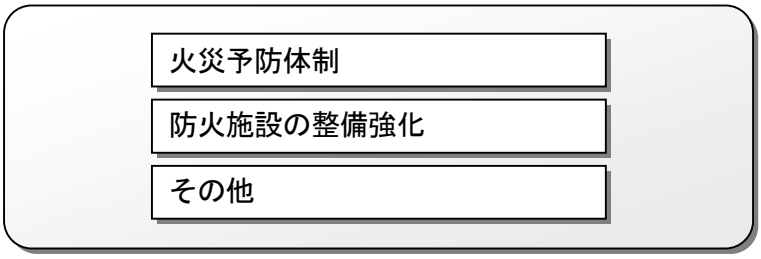

(1) 火災予防体制

ア．防火管理体制の整備
イ．文化財に対する環境の整備
ウ．火気使用の制限
エ．火気の厳重警戒と早期発見
オ．自衛消防と訓練の実施
カ．火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

ア．火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
イ．消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
ウ．避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

ア．文化財に対する防災思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
イ．所有者に対する教育
ウ．管理保護についての助言と指導
エ．防災施設に対する助成

６．２ 文化財の現況把握 ➪『 社会教育部 』

市内の指定文化財の所有者、保管場所、保存状況等について把握しておくものとする。

➪『【資料編(1)】第 30「指定文化財一覧」』参照

第２節　風水害に強い防災体制の整備

本市における風水害の危険性を見ると、仮に利根川や江戸川等が氾濫した場合は、その被害規模は甚大となる。

このことから、今後、本市で起こり得る風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的及び一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

【 風水害に強い防災体制の整備に係る事項 】

第１　災害活動体制の整備

本市において、利根川や江戸川等が氾濫した場合、被害規模は甚大となる可能性が高く、救急・救助事案が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらす。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。

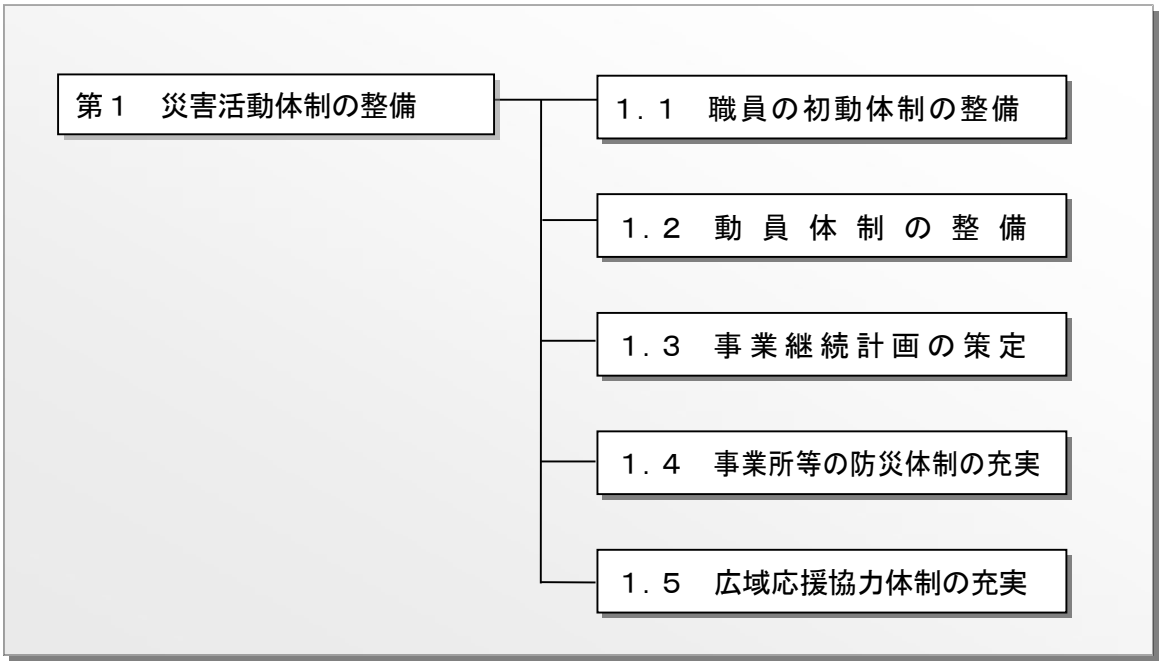

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第１　災害活動体制の整備 』

を準用する。

第２　災害情報収集・伝達体制の整備

大規模な風水害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

本市及び防災関係機関が災害対策を実施するためには、これら災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。特に、通常の勤務時間以外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。

災害情報収集・伝達体制の整備は以下の施策により推進する。

- 第２　災害情報収集･伝達体制の整備
  - ２．１　災害情報連絡体制の整備
  - ２．２　被害情報の早期収集体制の整備
  - ２．３　通信施設の整備

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第２　災害情報収集・伝達体制の整備 』
を準用する。

第３　非常用物資の備蓄

市は、風水害発生時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに調達体制の整備を推進する。

なお、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を十分配慮した品目を補充する必要がある。

非常用物資の備蓄等の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

- 第３　非常用物資の備蓄
  - ３．１　飲料水・食料・生活必需品の備蓄
  - ３．２　防災用資機材等の備蓄

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第３　非常用物資の備蓄 』

を準用する。

第４　消防体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、広域的な災害になることが予想され、効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、本市の消防力では対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期することが必要である。

消防体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。

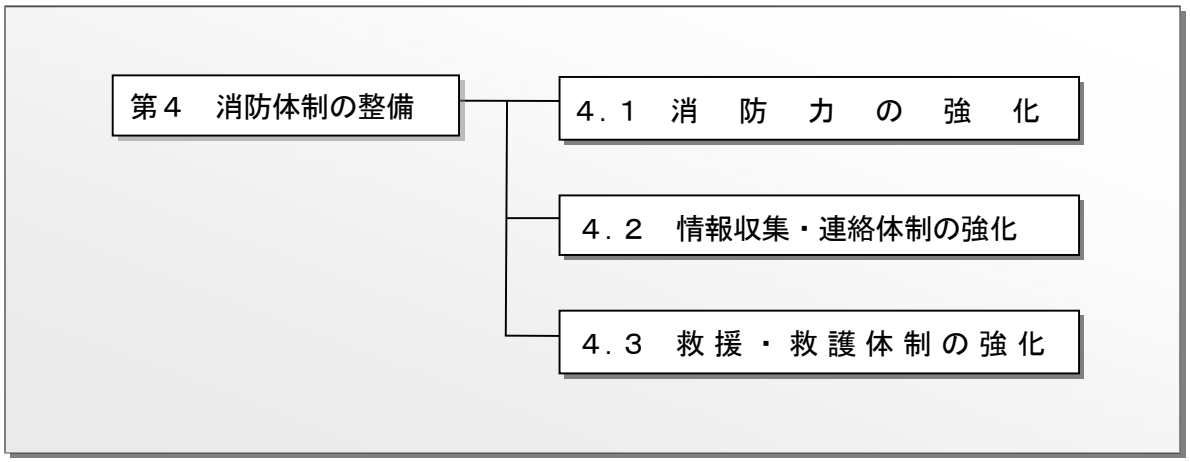

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第４　消防体制の整備 』
　　４．１　消防力の強化に関しては
　　『 ４．１　消防力の強化 』
　　を準用する。
　　４．２　情報収集・連絡体制の強化に関しては
　　『 ４．１(5)　情報収集・連絡体制の強化』
　　を準用する。
　　４．３　救援・救護体制の強化に関しては
　　『 ４．１(6)　救援・救護体制の強化』
　　を準用する。

第５　災害時医療体制の整備

大規模な災害において、負傷者に対して迅速かつ的確に救助や医療救護を実施するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制を整備し、また要配慮者に対する医療支援、医薬品等の確保について整備を図る。

医療体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。

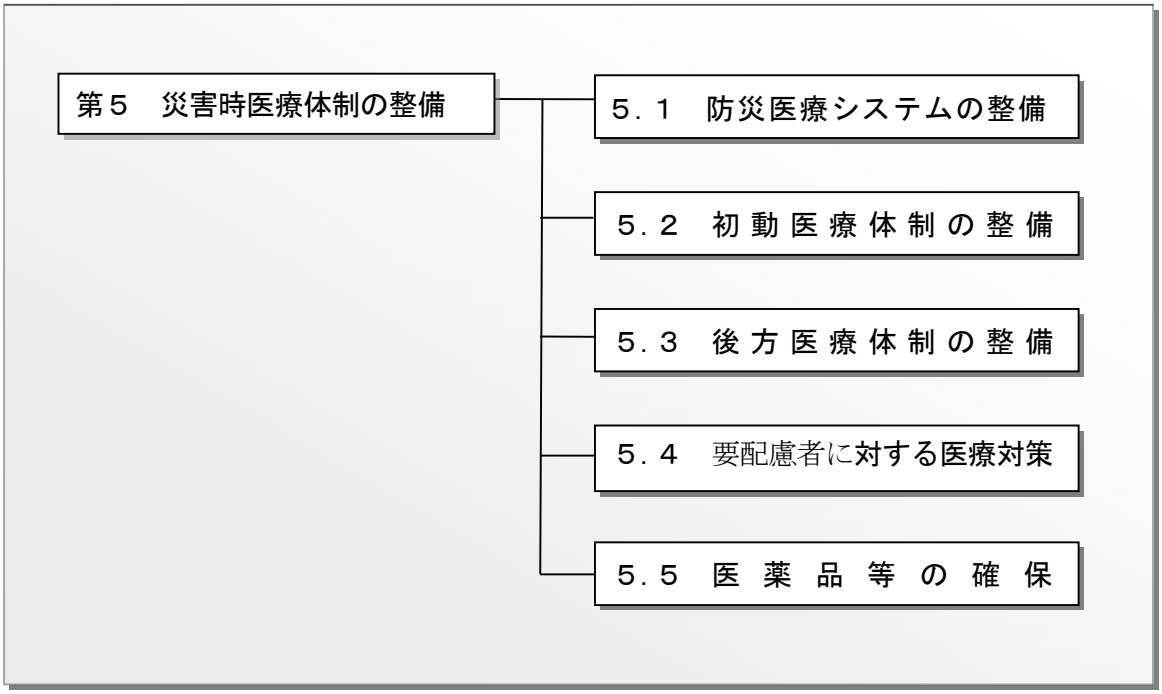

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
『 第５　災害時医療体制の整備 』
を準用する。

第６　緊急輸送体制の整備

災害発生直後の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

- 第６　緊急輸送体制の整備
  - ６．１　緊急輸送路の確保
  - ６．２　緊急車両の確保

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第６　緊急輸送体制の整備 』
を準用する。

第７　応急仮設住宅対策

風水害による土砂災害や浸水被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

このため、あらかじめ応急仮設住宅の設置計画を策定し、想定被災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう設置場所、資機材及び人員の確保体制を確立することが重要である。

応急仮設住宅対策の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

- 第７　応急仮設住宅対策
  - ７．１　応急仮設住宅用地の確保
  - ７．２　応急仮設住宅用資機材の確保

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第７　応急仮設住宅対策 』

を準用する。

第８　被災宅地の危険度判定に係る体制の整備

被災宅地危険度判定は、集中豪雨等により被災した宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として実施する。

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　第８　建築物・宅地の危険度判定に係る体制の整備
　　『 ８．２ 被災宅地危険度判定に係る体制の整備 』
を準用する。（p. 2-81）

第３節　市民の協力による防災対策

市民や事業所の日ごろからの災害への備えと被災時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、本市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊婦及び外国人住民のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

市が実施する市民の協力による防災対策に係る施策を以下に定める。

【 市民の協力による防災対策に係る事項 】

- 第３節　市民の協力による防災対策
  - 第１　防災意識の高揚
  - 第２　防災訓練の充実
  - 第３　自主防災組織の育成強化
  - 第４　要配慮者の安全確保
  - 第５　ボランティアとの連携

第１　防災意識の高揚

風水害による被害を未然に防止し軽減する上で、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた教育活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

以下に、市民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。

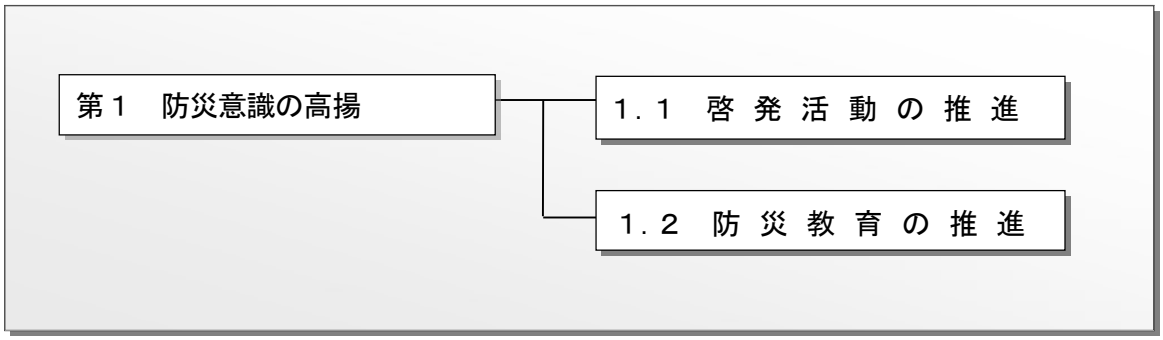

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節　市民の協力による防災対策
『 第１　防災意識の高揚 』
を準用する。

第２　防災訓練の充実

市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を以下に定める。

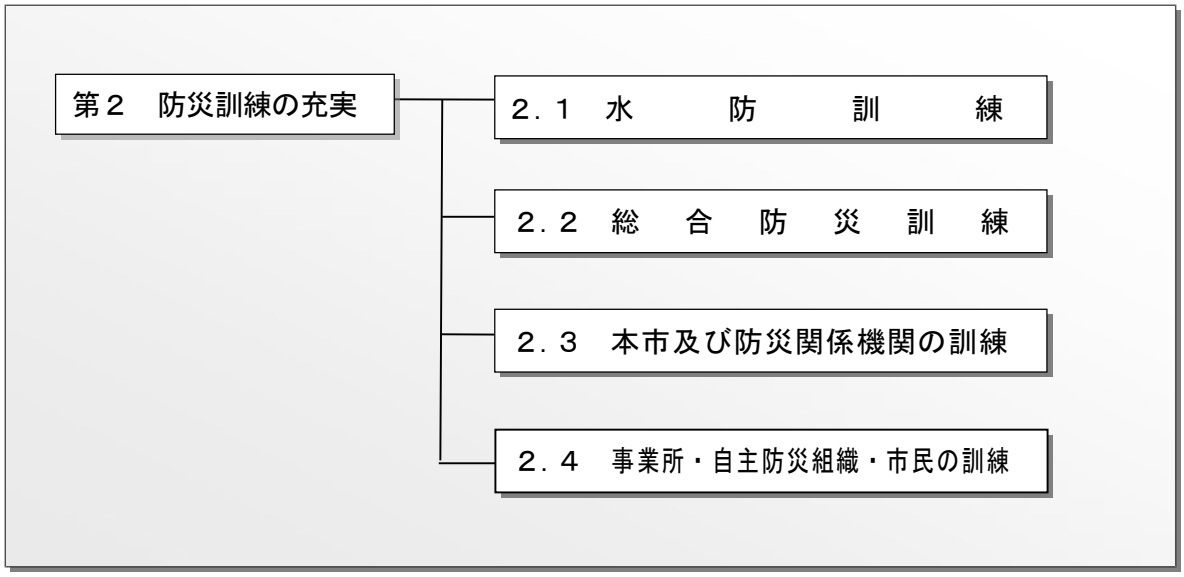

２．１ 水防訓練　➪『 各部共通 』

市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容で水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、年１回以上実施する。

(2) 実施方法

本市の加入する利根川栗橋流域水防事務組合及び江戸川水防事務組合と協力して実施する。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の一部又は全部について実施する。

ア．水防工法訓練
イ．避難誘導訓練
ウ．水防資材輸送訓練
エ．通信、情報連絡訓練
オ．招集訓練
カ．広報訓練
キ．その他水防上必要な訓練

２．２ 総合防災訓練 ⇨『 市長公室、関係各部 』

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節 市民の協力による防災対策
第２　防災訓練の充実
『 ２．１ 総合防災訓練 』
を準用する。

２．３ 本市及び防災関係機関の訓練 ⇨『 市長公室、消防部、関係各部 』

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節 市民の協力による防災対策
第２　防災訓練の充実
『 ２．２ 本市及び防災関係機関の訓練 』
を準用する。

２．４ 事業所・自主防災組織・市民の訓練 ⇨『 市長公室、消防部 』

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節 市民の協力による防災対策
第２　防災訓練の充実
『 ２．３ 事業所・自主防災組織・市民の訓練』
を準用する。

第３　自主防災組織の育成強化

大規模な風水害に被災した場合、本市及び防災関係機関は、組織の全機能をあげて防災活動を実施することとなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害も予想され、市民は行政側の防災活動に頼ることのみにとどまらず、自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害発生後における人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、このような防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成及び日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を以下に定める。

- 第３　自主防災組織の育成強化
  - ３．１　自主防災組織の育成
  - ３．２　事業所等の防災組織の育成

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節 市民の協力による防災対策
　　『 第３　自主防災組織の育成強化 』
を準用する。

第４　要配慮者の安全確保

風水害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、要介護認定者、施設利用者（高齢者）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱いもの、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人住民（以下「要配慮者」という。）が、適切な防災行動をとることは容易でなく、最近の洪水被害においても要配慮者が被害を受ける場合が多くなっている。

このため、市は、本格的な高齢社会、国際化社会の到来に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を積極的に推進する。

要配慮者等の安全確保を推進するための施策を以下に定める。

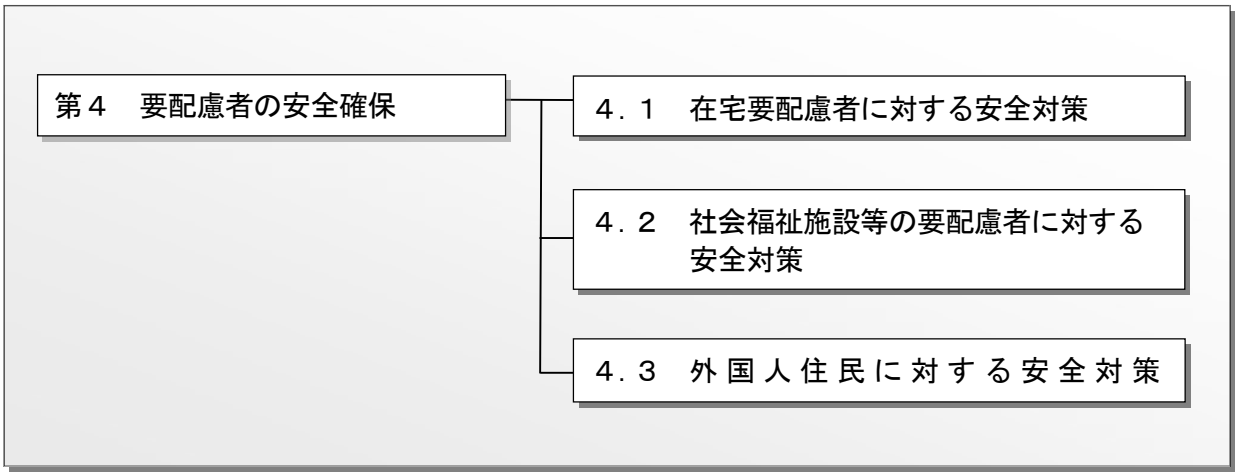

４．１ 在宅要配慮者に対する安全対策　➪『 市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、市民生活部、消防部 』

《課　題》

避難対策の最大の課題は、平成 16 年 7 月の新潟・福島豪雨や福井豪雨、平成 23 年の台風第 12 号、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨等の被害状況をみると、犠牲者の多くが高齢者等要配慮者で占められることが多いことなどから、要配慮者に対する安全対策と考えられる。

《方　策》

本市の在宅要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

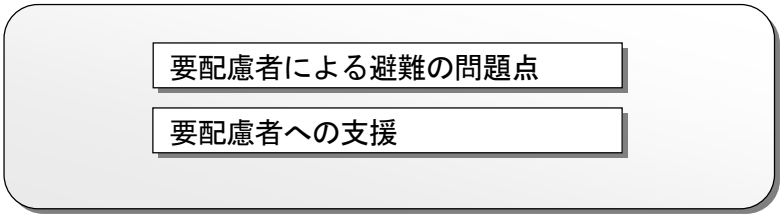

(1) 要配慮者による避難の問題点

○ 避難計画は、原則として徒歩での避難を念頭においたものであるが、要介護認定者や重度の身体障がい者は、徒歩での避難は一般に困難であり、特に豪雨の中での徒歩による避難は不可能と考えられる。
○ 寝たきりの高齢者については、緊急時に援助を求めることが困難な状況にあり、また、避難しようにも交通手段がない。
○ 地域コミュニティが都市化する中で、近隣住民からの助けも十分には期待できない状況がある。
○ 避難先の滞在環境においても、体育館などでは身体的に耐えられないことが多いことに加えて、プライバシーの確保の観点からも問題が多く、避難先としては不適当と考えられる。
○ 要介護認定者や障がい者は、避難手段や避難先の環境が十分に整っていない状況の下では、避難そのものをあきらめる傾向が見られる。
○ 独居状態の高齢者や近所との付き合いが少ない高齢者においては、避難行動そのものを放棄する意向を示す人が存在する。

(2) 要配慮者への支援

これまでの水害事例での要配慮者の避難対策を考えた場合、行政による対応には限界があると考えられる。

そのため、市は、要配慮者避難支援プランを作成し、はん濫が予想されている区域に対し、自治会や自主防災組織等を主体とした要配慮者支援のネットワークを構築し、高齢者世帯、要介護認定者や障がい者が居る世帯に対して地域全体として避難の介助等を行う体制づくりを、指導・推進していくものとする。

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用するものとする。

本事項については

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節 市民の協力による防災対策
第４ 要配慮者の安全確保
『 ４．１ 在宅要配慮者に対する安全対策 』
を準用する。

４．２ 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

➪『 市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、消防部 』

各社会福祉施設等の所管課は、自力避難が困難な要配慮者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難の伝達体制づくりに努める。

河川の浸水想定区域内にある社会福祉施設については、水害の発生が予想される場合、各施設の入所者の状況の把握に努め、市から伝達される洪水情報や避難準備情報に応じて迅速な対応を行う。

なお、各施設への水防情報の伝達方法は、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター等を基本とする。

平成 29 年６月に施行された改正水防法第 15 条の３では、同法第 15 条第１項第４号ロとして地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者等による避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化された。

このため、施設管理者等に対しては、水害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図り、関係部局が連携して、支援を行うことが重要である。

要配慮者利用施設の避難対策を推進するための必要な施策を以下に定める。

(1) 避難確保が必要な要配慮者利用施設

水防法第 15 条第１項第４号ロに規定する円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、いずれかの河川における洪水浸水想定の深さが５０ｃｍ以上で、洪水時に利用できる指定避難所となっていないものと定め、以下に示す施設とする。

なお、土砂災害防止法第８条第１項第４号に規定する土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、本市内にはない。

項目	事業種別
障がい者が利用する施設	身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業の用に供する施設、特別支援学校、障害児通所支援事業の用に供する施設
児童が利用する施設	児童福祉施設（保育所）、一時預かり事業の用に供する施設、認可外保育園、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、認定子ども園、幼稚園
医療施設	有床の病院、診療所
介護施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所リハビリテーション、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

➪『【資料編(1)】第 38「洪水時に避難確保が必要な要配慮者利用施設」』参照

(2) 避難確保計画の作成支援

(1)に示す要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成が義務となっていることから、作成についての支援を行う。

なお、作成においては、国土交通省の「避難確保計画作成の手引き」を活用し、次の基本的事項を盛り込むものとする。

・計画の目的　・計画の適用範囲　・防災体制　・情報収集及び伝達
・避難の誘導　・施設の整備　・防災教育及び訓練

なお、(1)に示す施設以外の要配慮者利用施設においても、避難確保計画の作成及び提出を妨げるものではない。

(3) 避難確保計画の報告及び点検

施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市（窓口は防災対策課とする）に報告する。

また、防災担当部局と民生主管部局等関係部局間で計画を共有するとともに、民生主管部局等は、指導監査時等の機会において避難確保計画の有無や計画に記載されている内容の実施状況について確認するなど、確実な避難の確保のための効果的・効率的に点検を行う。

計画の点検に係る連携イメージ

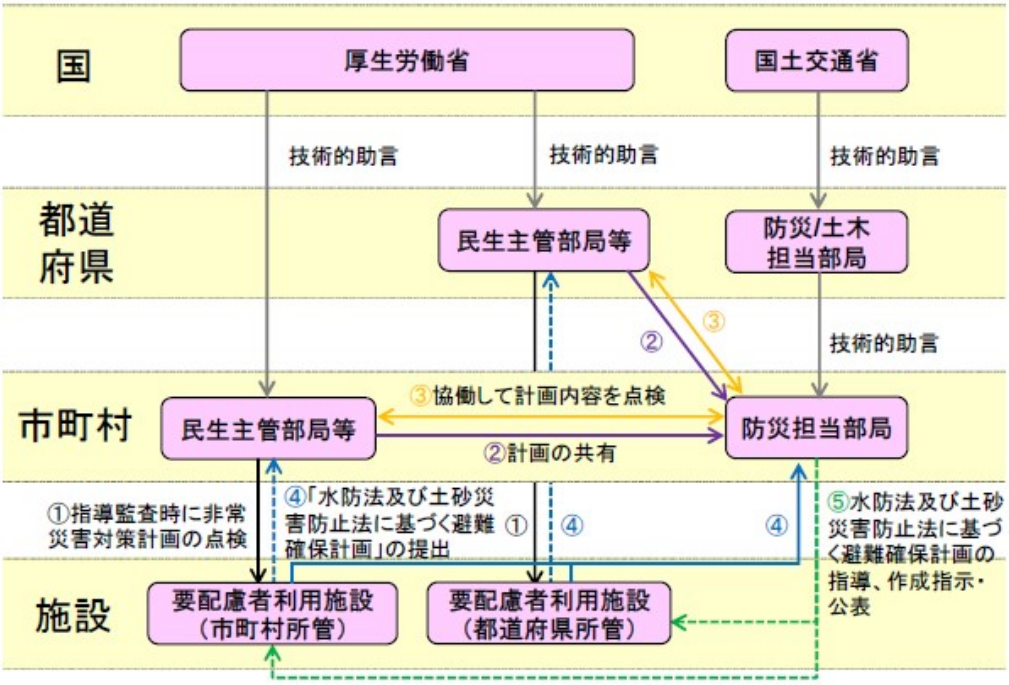

(4) 避難訓練の実施

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。
避難訓練は、職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が参加し、より実効性の高いものとする。

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用するものとする。

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節 市民の協力による防災対策
第４ 要配慮者の安全確保
『 ４．２ 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策』
を準用する。

４．３ 外国人住民に対する安全対策　➪『 市長公室、市民生活部、消防部 』

本事項については
第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第３節 市民の協力による防災対策
第４ 要配慮者の安全確保
『 ４．３ 外国人住民に対する安全対策』
を準用する。

第５　ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難場所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、風水害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは東日本大震災で周知のとおりである。このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築することが必要である。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

- 第５　ボランティアとの連携
  - ５．１　ボランティアの育成・確保
  - ５．２　ボランティアセンターとの連携体制の構築
  - ５．３　県災害ボランティア登録制度の周知

本事項については

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節 市民の協力による防災対策
　　『 第５　ボランティアとの連携 』
を準用する。

第３章　風水害応急対策計画

大規模災害発生後における応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、風水害応急対策計画を策定する。
風水害応急対策計画は、以下の施策を柱として推進する。

【 施策の体系 】

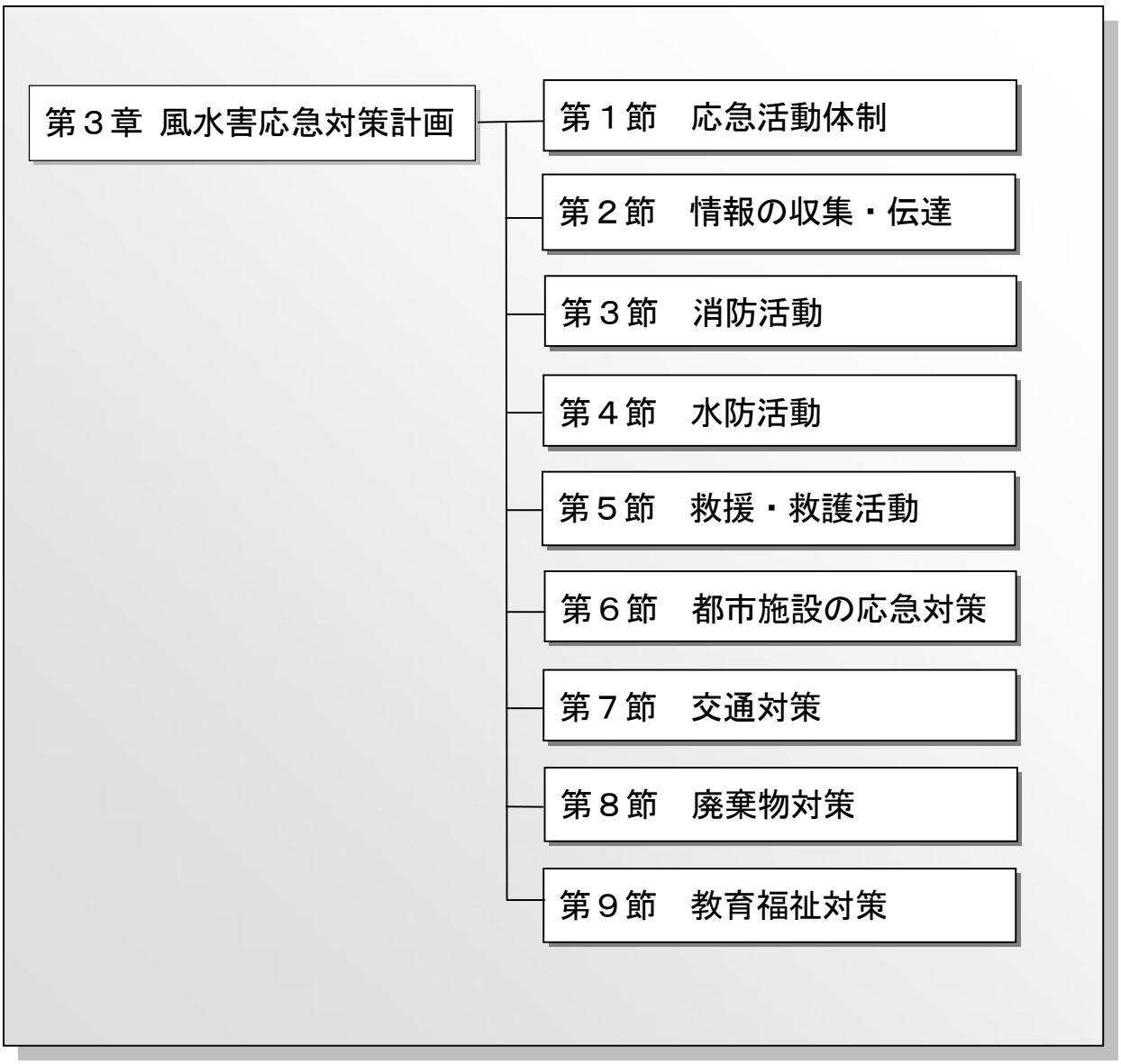

第１節　応急活動体制

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、迅速な災害応急対策活動が実施しできるよう市の災害応急活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等との相互協力体制を整え被害の軽減に努める。
また、大規模災害時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。
応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。

【 応急活動体制に係る事項 】

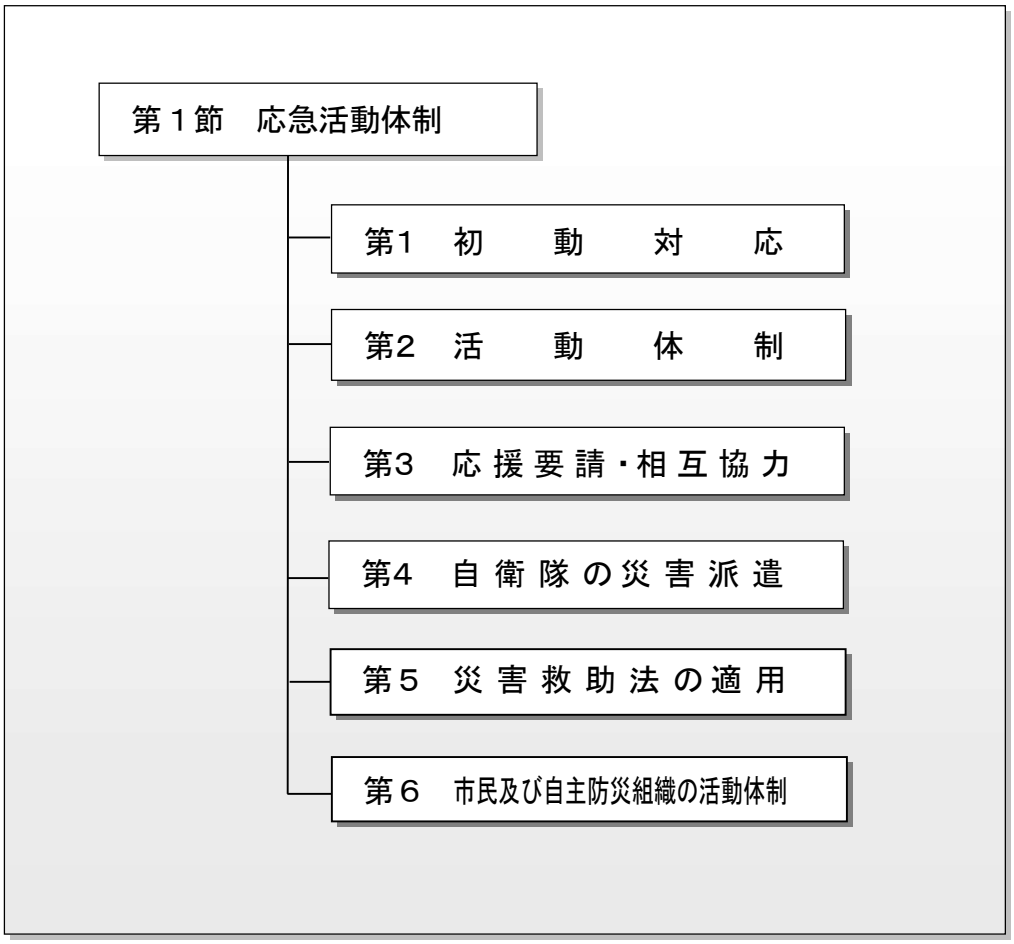

第１　初　動　対　応

本市域に大きな被害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、本市は以下の手順に従い、活動体制を移行する。

災害の程度による活動組織の設置は、次のとおりである。

【 災害要因の程度と体制移行の流れ 】

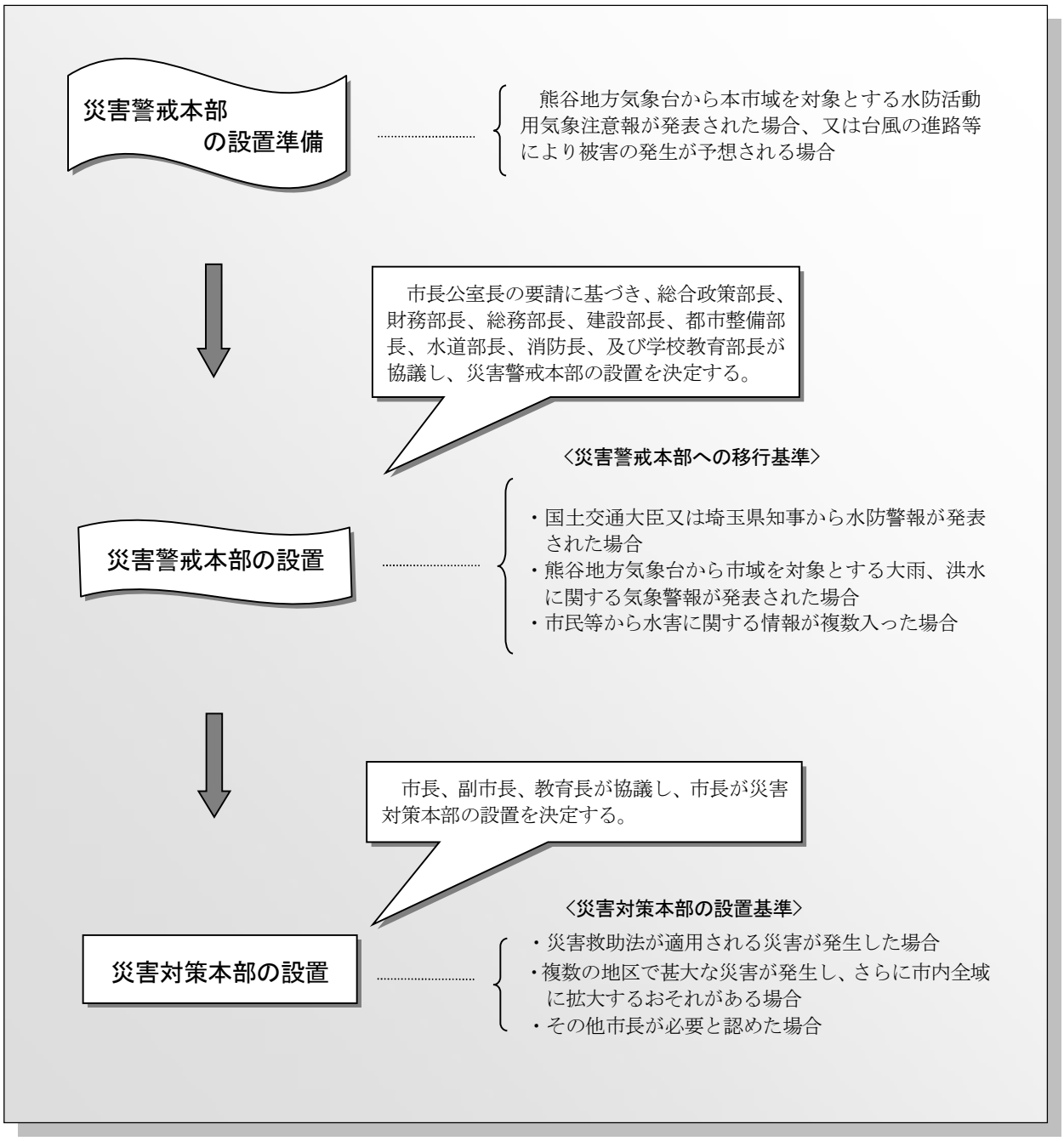

第２　活　動　体　制

災害の発生のおそれのある場合、又は発生した場合、本市がとるべき活動体制及び動員計画、並びに活動の中核をなす災害警戒本部、災害対策本部の組織・運営について定める。

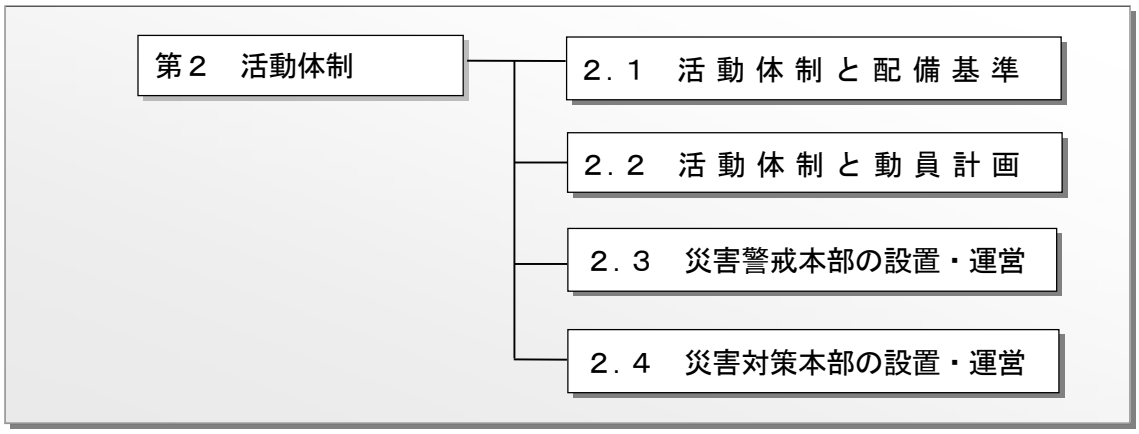

２．１ 活動体制と配備基準　➪『 各部共通 』

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

【 活動体制と配備基準（風水害対策） 】

配備体制		配備基準	活動内容
警戒体制 災害警戒本部を設置して警戒にあたる体制	初動配備	○ 災害が発生するおそれがあるとき。 ○ 気象庁から大雨警報又は洪水警報が発令されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(待機)が発表されたとき。	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び初期の応急対応を任務として活動する体制
	第一配備	○ 災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。 ○ 国土交通省、気象庁から洪水予報（氾濫注意）が発表されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(準備)が発表されたとき。	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び応急対応を任務として活動する体制
	第二配備	○ 以下の災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。 ○ 国土交通省、気象庁から洪水予報（氾濫警戒）が発表されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(出動)が発表されたとき。	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は災害が発生した場合において、災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	第一配備	○ 国土交通省、気象庁から洪水予報（氾濫危険）が発表されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(指示)が発表されたとき。 ○ 中規模な災害が発生又は災害の発生が予測されるとき。	中規模な災害が発生し、被害が予想される場合において、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第二配備	○ 災害救助法が適用される災害が発生したとき。 ○ 大規模な災害が発生又は発生が予測されるとき。	激甚な災害が発生した場合、市の全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてをあげて救助その他の応急対策を推進する体制

２．２ 活動体制と動員計画 ➪『 各部共通 』

警戒体制及び非常体制ごとの職員の動員計画並びに動員指令の伝達は､以下のとおりである。

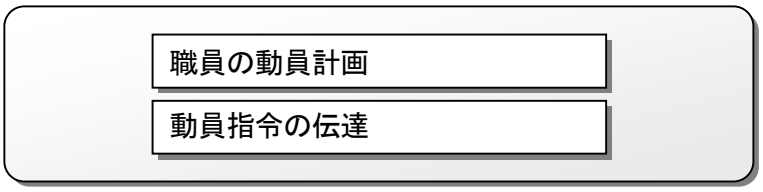

(1) 職員の動員計画

各配備体制に応じた職員の動員計画は、別に定める「職員動員計画表」による。

(2) 動員指令の伝達

職員の動員は、防災対策課長から各部長（各課長）を通じて配備要員に伝達する。

動員指令は、勤務時間外（夜間・休日等）における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線等を利用した伝達手段に熟知しておくものとする。

【動員指令・動員報告の流れ】

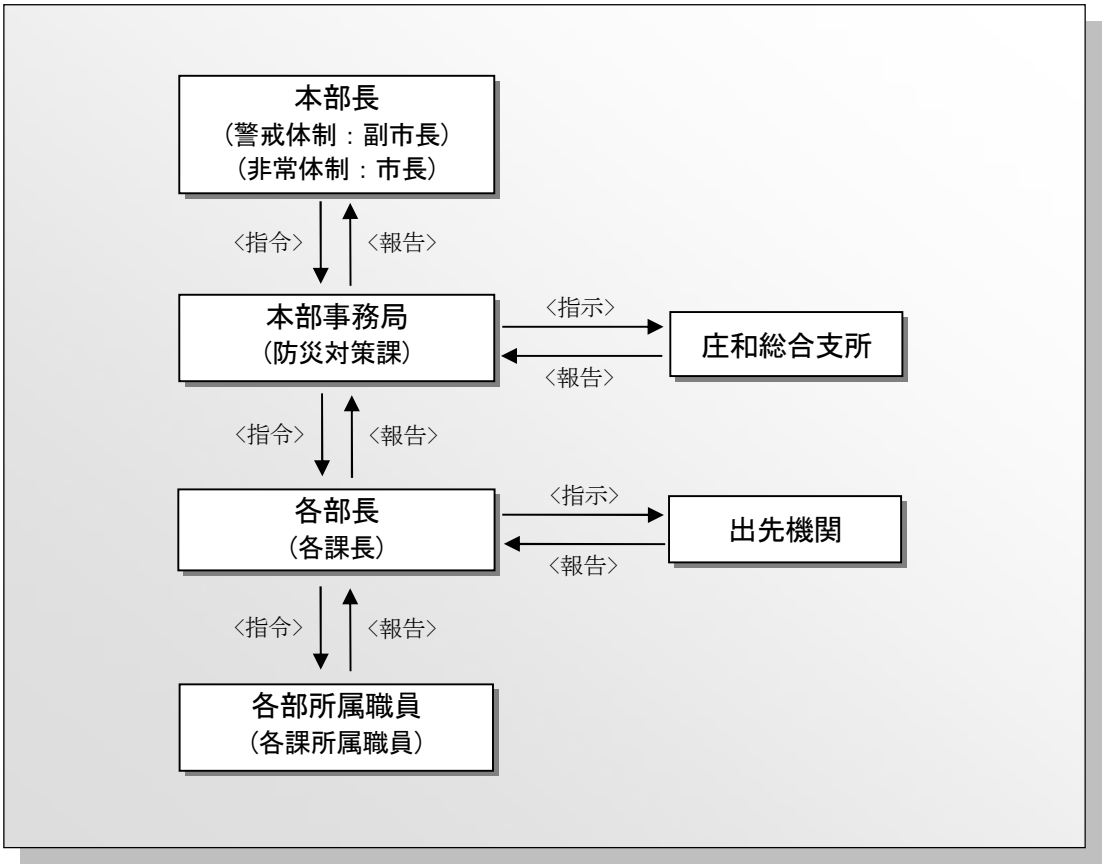

２．３ 災害警戒本部の設置・運営 ➪『 市長公室 』

警戒体制の決定
災害警戒本部の設置
災害警戒本部の組織・運営

(1) 警戒体制の決定

市長公室長の要請に基づき、総合政策部長、財務部長、総務部長、建設部長、都市整備部長、水道部長、消防長、及び学校教育部長が協議し、災害警戒本部を設置するとともに警戒体制（初動配備、第一配備、第二配備）の動員配備を決定する。

ただし、緊急を要し、当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

(2) 災害警戒本部の設置

① 設置要件

○ 国土交通省、気象庁から洪水予報が発表されたとき。
○ 知事の行う水防警報(準備)が発表されたとき。
○ 災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。

② 設置場所

災害警戒本部は、春日部市役所に設置する。

③ 実施責任者

災害警戒本部長は、副市長とし、不在の場合は市長公室長とする。

④ 解散基準

ア. 災害対策本部を設置した場合
イ. 災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

(3) 災害警戒本部の組織・運営

① 組　織

本部長	市長公室の所管に属する事務を担任する副市長
副本部長	市長公室長
本部員	総合政策部長、財務部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、こども未来部長、健康保険部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、学校教育部長、社会教育部長、水道部長、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防長、医療センター事務部長
組織	動員する人員は、別に定める「職員動員計画表」による。

② 災害警戒本部の事務分掌

○ 職員の動員に関すること
○ 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
○ 防災行政無線の運用に関すること
○ 被害情報の収集及び応急措置に関すること
○ 被害状況の報告に関すること
○ 市民への情報窓口の開設に関すること
○ 災害対策本部への移行に関すること

２．４ 災害対策本部の設置・運営 ⇨『 市長公室 』

市長は、本市域で風水害による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、法第 23 条の２第１項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置
災害対策本部の組織編成・事務分掌
災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の設置

市長、副市長、教育長が協議し、市長が非常体制（第一配備又は第二配備）の動員配備を決定する。ただし、緊急を要し協議を行う時間的余裕がないときには、協議を省略して配備体制を決定する。

① 設置基準

○ 知事の行う水防警報(出動)が発表されたとき。
○ 災害救助法が適用される災害が発生した場合
○ 複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに市内全域に拡大するおそれがある場合
○ その他市長が必要と認めた場合

② 設置場所

災害対策本部は、春日部市役所に設置し、市役所正面玄関に「春日部市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。ただし、市庁舎が被災した場合は、代替場所として防災センターに設置するとともに参集した職員に周知する。

③ 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

第１順位：市長公室の所管に属する副市長 ＞
第２順位：第１順位に掲げる副市長以外の副市長 ＞ 第３順位：教育長

④ 解散基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

⑤ 設置・解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、本部長は、直ちに関係機関等に通知するものとする。

【 災害対策本部設置及び解散の通知 】

通知先	連絡担当	通 知 方 法
市各部	防災対策課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	防災対策課	市防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	防災対策課 シティセールス広報課	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、 安心安全メール、ツイッター、Ｌアラート
報道機関	シティセールス広報課	電話、口頭
隣接市町等	総合政策部	電話、文書

□災害対策本部に用意すべき備品

○ 有線電話及びファックス　○ 防災行政無線　○ 災害対応用臨時電話
○ 複写機　○ 庁内放送設備　○ テレビ、ラジオ　○ 災害処理表その他書類一式
○ ハンドマイク　○ 筆記用具等事務用品　○ 懐中電灯
○ 防災関係機関一覧表　○ その他必要資機材
○ 災害時の市内応援協力者名簿　○ 被害状況図板、住宅地図及びその他地図類

(2) 災害対策本部の組織編成・事務分掌

災害対策本部の組織編成、各グループ(部)の事務分掌は、次のとおりである。

ただし、災害対策本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各グループ（部）の事務分掌を弾力的に運用することができる。

【 災害対策本部組織図 】

本　　部

本部長（市　長）
副本部長（両副市長）
副本部長（教育長）

本　部　員

市長公室長
総合政策部長
財務部長
総務部長
市民生活部長
福祉部長
こども未来部長
健康保険部長
環境経済部長
建設部長
都市整備部長
鉄道高架担当部長
会計管理者
消防長
事務部長
水道部長
学校教育部長
学務指導担当部長
社会教育部長
議会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

本部事務局

防災対策課
政策課

グループ１ 市長公室	秘書班
グループ２ 総合政策部	政策班、シティセールス広報班、情報政策班、公共施設事業調整班
グループ３ 財務部	財政班（土地開発公社を含む）、管財班、市民税班、資産税班、収納管理班
グループ４ 総務部	総務班(選挙管理委員会事務局班を含む)、人事班、市政情報班、契約検査班
グループ５ 市民生活部	交通防犯班、市民参加推進班、市民班、庄和総合支所班
グループ６ 福祉部	生活支援班、高齢者支援班、障がい者支援班
グループ７ こども未来部	こども政策班、こども相談班、保育班
グループ８ 健康保険部	健康班、介護保険班、国民健康保険班
グループ９ 環境経済部	環境政策班、リサイクル推進班、商工振興班、観光振興班、農業振興班
グループ 10 建設部	道路管理班、道路建設班、河川班、下水道班、公園緑地班
グループ 11 都市整備部	都市計画班、まちづくり推進班、鉄道高架整備班開発調整班、建築班、住宅政策班
グループ 12 消防部	総務班、予防班、警防班、消防署班［春日部消防署・庄和消防署］
グループ 13 医療センター	総務班経営財務班、管理班、医事班、医療救護班、看護専門学校班
グループ 14 水道部	業務班、施設管理班、工務班
グループ 15 学校教育部	学校総務班、施設班、学務班、指導班
グループ 16 社会教育部	社会教育班、文化財保護班、スポーツ推進班、中央公民館班
グループ 17 協力部	会計班、議会事務局班、監査委員事務局班、農業委員会事務局班

【災害対策本部事務分掌】（その１）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ１ 市長公室 （市長公室長）	秘書班 （秘書課長）	１．本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ２．災害の視察及び見舞の応接に関すること。 ３．その他本部長の特命に関すること。
本部事務局 市長公室 （市長公室長） （市長公室次長）	防災対策班 ［本部事務局担当］ （防災対策課長）	１．災害対策本部の設置及び解散に関すること。 ２．災害対策本部の庶務に関すること。 ３．災害対策本部会議に関すること。 ４．災害応急対策の総括に関すること。 ５．災害情報及び被害状況の収集に関すること。 ６．災害調査の企画に関すること。 ７．防災行政無線の通信統括に関すること。 ８．り災証明書（火災以外）の発行に関すること。 ９．災害に関する議会報告に関すること。 10．情報通信機器に関すること。
グループ２ 総合政策部 （総合政策部長） 副部長 （総合政策部次長）	政策班 ［本部事務局担当］ （政策課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．災害対策本部に関すること。 ３．部内の庶務に関すること。 ４．各部の総合調整に関すること。 ５．災害救助法の適用に関すること。 ６．自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ７．県及び隣接市町等に対する応援要請に関すること。 ８．防災関係機関に対する協力及び応援要請に関すること。
	シティセールス広報班 （シティセールス広報課長）	１．災害広報に関すること。 ２．災害状況の記録及び写真に関すること。 ３．報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡等に関すること。 ４．市民の広聴に関すること。
	情報政策班 （情報政策課長）	１．機器の復旧に関すること。
	公共施設事業調整班 （公共施設事業調整課長）	１．公共施設の被害調査・復旧に関する関係部局への協力に関すること。
グループ３ 財務部 （財務部長） 副部長 （財務部次長）	財政班 （財政課長） 土地開発公社班 （財政課長兼務）	１．災害予算に関すること。
	管財班 （管財課長）	１．市有財産の被害調査、管理、庁舎の災害応急対策及び復旧に関すること。 ２．電話、ガス及び電力の確保に関すること。 ３．電話交換業務に関すること。 ４．公用車の手配に関すること。
	市民税班 （市民税課長） 資産税班 （資産税課長） 収納管理班 （収納管理課長）	１．災害に伴う税の減免に関すること。 ２．物資（衣料、寝具及び生活必需品等）の調達の協力に関すること。 ３．り災証明書（火災以外）の発行の協力に関すること。 ４．家屋の被害状況調査の協力に関すること。

【災害対策本部事務分掌】（その２）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ４ 総務部 （総務部長） 副部長 （総務部次長）	総務班 （総務課長） 選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局次長)	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．職員及び災害対策従事者への食料その他給付に関すること。
	人事班 （人事課長）	１．職員の動員の把握に関すること。 ２．職員の給与等に関すること。 ３．職員及び災害対策従事者の災害補償（消防部所管を除く。）に関すること。 ４．国及び他の地方公共団体への職員要請に関すること。
	市政情報班 （市政情報課長）	１．市民相談に関すること。
	契約検査班 （契約検査課長）	１．応急復旧工事の契約に関すること。
グループ５ 市民生活部 （市民生活部長） 副部長 （市民生活部次長）	交通防犯班 （交通防犯課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．交通・防犯に係る警察との連絡調整等に関すること。
	市民参加推進班 （市民参加推進課長）	１．自治会等との連絡に関すること。 ２．女性の相談に関すること。 ３．市民活動センター及び男女共同参画推進センターの管理応急対策に関すること。
	市民班 （市民課長）	１．被災者の被害状況に関すること。 ２．被災者の各種証明書（り災証明書を除く。）の発行に関すること。 ３．住民安否情報の提供に関すること。 ４．行方不明者の捜索に関すること。 ５．埋火葬の許可に関すること。 ６．被災者台帳の調整に関すること。
	庄和総合支所班 （庄和総合支所長）	１．支所内職員の動員計画に関すること。 ２．対策本部との連絡調整に関すること。 ３．支所内の庶務及び総合調整に関すること。 ４．関係各部との連携及び協力に関すること。 ５．支所庁舎の管理応急対策に関すること。 ６．物資（飲料水、食料及び生活必需品等）の調達の協力に関すること。 ７．り災証明（火災以外）に関すること。
グループ６ 福祉部 （福祉部長） 副部長 （福祉部次長）	生活支援班 （生活支援課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．被災者の相談に関すること。 ４．義援金品の受領及び配分計画に関すること。 ５．災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく被災者の救援及び受入施設との連絡調整に関すること。 ６．各種ボランティア団体等との相互協力に関すること。 ７．遺体の処理に関すること。
	高齢者支援班 （高齢者支援課長）	１．高齢者の救援に関すること。
	障がい者支援班 （障がい者支援課長）	１．部内施設の被害状況調査に関すること。 ２．現地における被災者の相談に関すること。 ３．障がい者の救援に関すること。

【災害対策本部事務分掌】（その３）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ７ こども未来部 （こども未来部長） 副部長 （こども未来部次長）	こども政策班 （こども政策課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．部内施設の被害状況調査に関すること
	こども相談班 （こども相談課長）	１．児童等の相談・支援に関すること。
	保育班 （保育課長）	１．部内施設の被害状況調査に関すること。 ２．児童等の救援に関すること。
グループ８ 健康保険部 （健康保険部長） 副部長 （健康保険部次長）	健康班 （健康課長）	１．部内施設の被害状況調査に関すること。 ２．病院、診療所及び助産所の把握に関すること。 ３．災害医療本部の庶務に関すること。 ４．医療救護所の設置に関すること。 ５．被災者の医療及び助産に関すること。 ６．応急治療の実施に関すること。 ７．感染症予防に伴う救護活動に関すること。 ８．医療関係機関との連絡調整に関すること。 ９．他市等との医療協力の連絡調整に関すること。
	介護保険班 （介護保険課長） 国民健康保険班 （国民健康保険課長）	１．介護相談に関すること。 ２．保険給付に関すること。
グループ９ 環境経済部 （環境経済部長） 副部長 （環境経済部次長）	環境政策班 （環境政策課長） リサイクル推進班 （リサイクル推進課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．各種防疫及び消毒に関すること。 ４．し尿汲取りに関すること。 ５．ごみの収集処理に関すること。 ６．清掃計画に関すること。 ７．河川水等の分析及び検査に関すること。 ８．災害時における公害防止に関すること。 ９．ごみ・し尿処理施設運転管理に関すること。 10．最終処分場に関すること。 11．埼葛斎場組合に関すること。
	商工振興班 （商工振興課長）	１．商店、工場及び事業所等の被害状況調査に関すること。 ２．商工業関係の復旧対策に関すること。 ３．中小企業の資金融資に関すること。
	観光振興班 （観光振興課長）	１．観光関連施設の被害状況調査に関すること。 ２．観光関係の復旧対策に関すること。
	農業振興班 （農業振興課長）	１．田畑及び農作物等の被害調査に関すること。 ２．農作物の災害対策に関すること。 ３．耕地関係災害応急対策に関すること。 ４．農業関係の復旧対策に関すること。

【災害対策本部事務分掌】（その４）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ10 建設部 （建設部長） 副部長 （建設部次長）	道路管理班 （道路管理課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。
	道路建設班 （道路建設課長） 河川班 （河川課長） 下水道班 （下水道課長） 公園緑地班 （公園緑地課長）	１．堤防の緊急修理に関すること。 ２．道路及び橋梁等の緊急修理に関すること。 ３．樋管及び水路関係の整備に関すること。 ４．公共土木施設、道路、橋、堤防、河川及び公園の被害調査・復旧に関すること。 ５．排水ポンプに関すること。 ６．下水道施設の復旧に関すること。 ７．吐口の開閉操作に関すること。 ８．ポンプ場のポンプ操作及び防護に関すること。
グループ11 都市整備部 （都市整備部長） 副部長 （鉄道高架担当部長） 副部長 （都市整備部次長）	都市計画班 （都市計画課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。
	まちづくり推進班 （まちづくり推進課長） 鉄道高架整備班 （鉄道高架整備課長） 開発調整班 （開発調整課長）	１．施設の防護及び復旧に関すること。 ２．施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 ３．被災宅地危険度判定に関すること。
	建築班 （建築課長） 住宅政策班 （住宅政策課長）	１．災害復旧に係る建設指導に関すること。 ２．施設の復旧に関すること。 ３．応急仮設住宅及び応急避難場所（仮設を含む。）の整備に関すること。 ４．市営住宅の災害対策及び営繕に関すること。
グループ12 消防部 （消防長） 副部長 （消防本部次長）	総務班 （総務課長）	１．職員の招集、部隊編成及び輸送等に関すること。 ２．消防団の連絡調整に関すること。 ３．消防用車両の運用整備に関すること。 ４．消防用物資の調達及び職員の給食に関すること。 ５．庁舎の防護及び被害調査に関すること。 ６．職員及び災害対策従事者の災害補償（消防部所管）に関すること。
	予防班 （予防課長）	１．被害調査に関すること。 ２．被害情報の収集及び通報に関すること。 ３．災害対策本部その他の防災機関との連絡に関すること。
	警防班 （警防課長） 指令班 （第１指令担当課長） （第２指令担当課長）	１．災害対策活動の計画に関すること。 ２．部隊の運用に関すること。 ３．災害記録及び警防活動の記録に関すること。 ４．災害情報の受信伝達に関すること。 ５．応援要請に関すること。 ６．災害情報の収集及び通報に関すること。 ７．緊急通報等の対応に関すること。 ８．消防無線の運用に関すること。
	消防署班 （消防署長）	１．災害の警戒活動に関すること。 ２．消防及び水防に関すること。 ３．救急救助に関すること。 ４．給水活動の支援に関すること。 ５．その他現場活動に関すること。 ６．り災証明書（火災）の発行に関すること。

【災害対策本部事務分掌】（その５）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ13 医療センター事務部 （事務部長） 副部長 （副院長）	総務班 （総務課長） 経営財務班 （経営財務課長） 管理班 （管理課長） 医事班 （医事課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．病院施設の被害状況調査に関すること。 ４．病院施設の管理応急対策に関すること。
	医療救護班 （診療統括部長） （中央診療部長） （薬剤部長） （看護部長）	１．患者の救護及び被災者に対する応急救護に関すること。 ２．薬剤及び治療材料の供給に関すること。
	看護専門学校班 (看護専門学校副学校長)	１．部内の班との協力に関すること。
グループ14 水道部 （水道部長） 副部長 （水道部次長）	業務班 （業務課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。
	施設管理班 （施設管理課長） 工務班 （工務課長）	１．被災者に対する飲料水の確保及び給水に関すること。 ２．給水活動の広報に関すること。 ３．浄水場管路の維持管理に関すること。 ４．給水施設の応急対策に関すること。
グループ15 学校教育部 （学校教育部長） 副部長 (学務指導担当部長) （学校教育部次長）	学校総務班 （学校総務課長） 施設班 （施設課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．教育施設の被害状況調査に関すること ４．教育施設の管理応急対策に関すること。 ５．文化会館施設の管理応急対策に関すること。
	学務班 （学務課長） 指導班 （指導課長）	１．児童・生徒の安否確認に関すること。 ２．応急教育場所の確保に関すること。 ３．教育実施者の確保に関すること。 ４．教科書教材の支給に関すること。 ５．学校の保健及び衛生指導に関すること。 ６．学校の給食応急対策に関すること。 ７．非常炊き出しに関すること。
グループ16 社会教育部 （社会教育部長） 副部長 （社会教育部次長）	社会教育班 （社会教育課長） 文化財保護班 （文化財保護課長）	１．部内職員の動員計画に関すること。 ２．部内の庶務に関すること。 ３．文化財の保護に関すること。 ４．各施設の管理応急対策に関すること。 ５．図書館施設の管理応急対策に関すること。
	スポーツ推進班 （スポーツ推進課長）	１．市体育施設の管理応急対策に関すること。
	中央公民館班 （中央公民館長）	１．公民館等の社会教育施設の管理応急対策に関すること。 ２．地区防災拠点施設の運営に関すること。

【災害対策本部事務分掌】（その６）

グループ（部：部長）	班（　班　長　）	事　務　分　掌
グループ17 協力部 （会計管理者） 副部長 （議会事務局長） （監査委員事務局長） （農業委員会事務局長）	会計班 （会計課長）	１．部内職員の動員計画及び部内調整に関すること。 ２．災害に関する現金の出納に関すること。 ３．部内の庶務に関すること。 ４．義援金品の受領、保管及び配分計画に関すること。
	議会事務局班 （議会事務局次長）	１．議会関係の連絡調整に関すること。
	監査委員事務局班 （監査委員事務局次長） 農業委員会事務局班 （農業委員会事務局次長）	１．非常炊き出しの応援に関すること。 ２．各部の応援に関すること。

共通する事務分掌：グループ内の班との協力に関すること。

⑶ 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

① 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故ある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

□災害対策本部事務局

本部会議に、本部事務局を置く。本部事務局は、市長公室防災対策課職員と総合政策部政策課職員により構成され、本部と各グループ(部)・各班との相互連絡及び情報交換を行う。

□各グループ(部)・各班

市の各グループ(部)・各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」(p. 3-54～60 参照)に従い業務を遂行する。

② 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市全域的な被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

□災害対策本部の協議、決定事項

○ 災害対策本部の解散に関すること。 ○ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ○ 避難の勧告又は指示に関すること。 ○ 「災害救助法」(昭和 22 年法律第 118 号)の適用に関すること。 ○ 市町村の相互応援に関すること。 ○ 埼玉県及び公共機関に対する応援要請に関すること。 ○ グループ(部)間の連絡及び調整に関すること。 ○ 防災対策に要する経費の支弁に関すること。

第３　応援要請・相互協力

市長は、災害の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、埼玉県他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

- 第３　応援要請・相互協力
  - ３．１　県への応援要請
  - ３．２　隣接市町等への応援要請
  - ３．３　防災関係機関への応援要請
  - ３．４　ボランティア団体等との相互協力

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第１節　応急活動体制
『 第４　応援要請・相互協力 』
を準用する。

第４　自衛隊の災害派遣

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

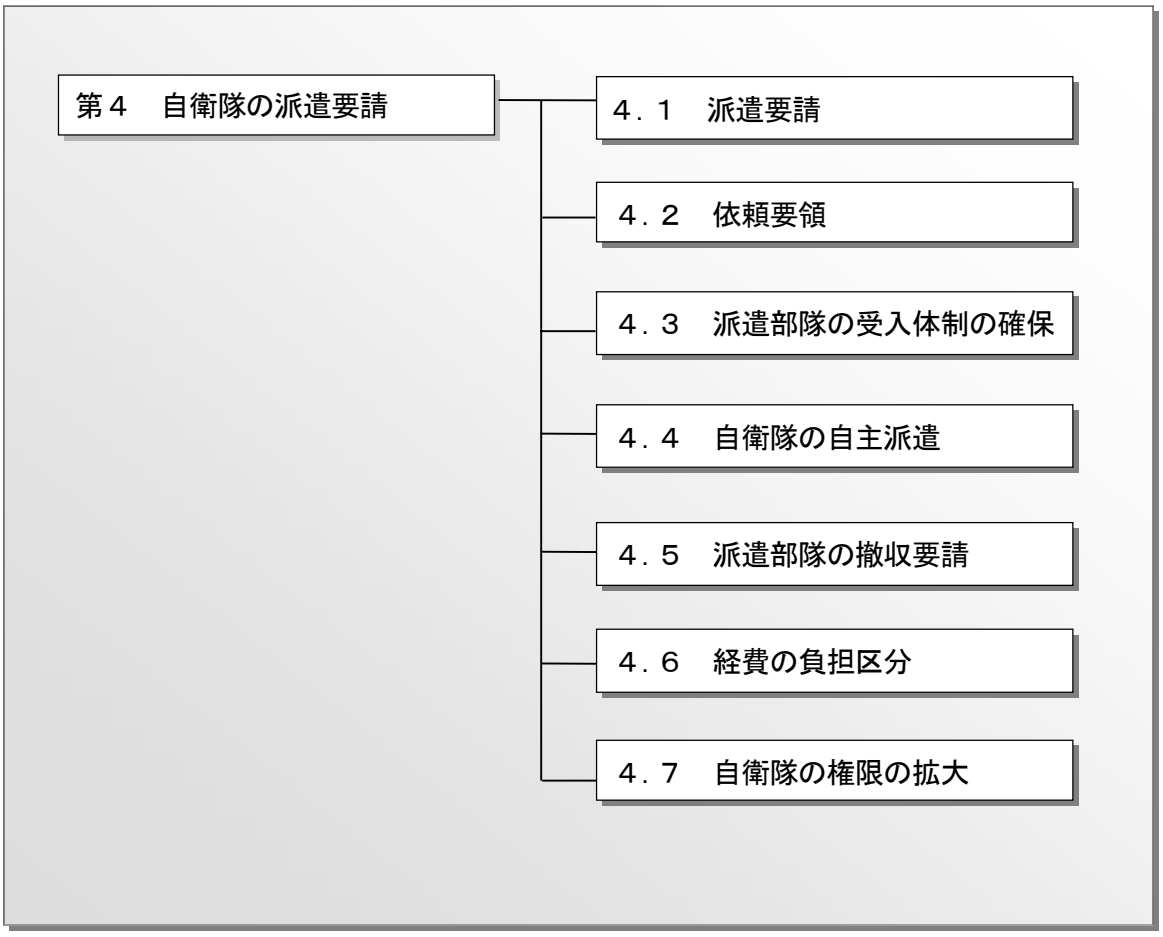

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第１節　応急活動体制
『 第５　自衛隊の災害派遣 』
を準用する。

第５　災害救助法の適用

知事は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法を適用して応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 第５　災害救助法の適用
  - ５．１　災害救助法の概要
  - ５．２　災害救助法の適用及び実施
  - ５．３　災害救助法が適用されない場合の措置

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第１節　応急活動体制
『 第６　災害救助法の適用 』
を準用する。

第６　市民及び自主防災組織の活動体制

風水害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、市民は速やかに避難活動を図り、自主防災組織は市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

また、事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

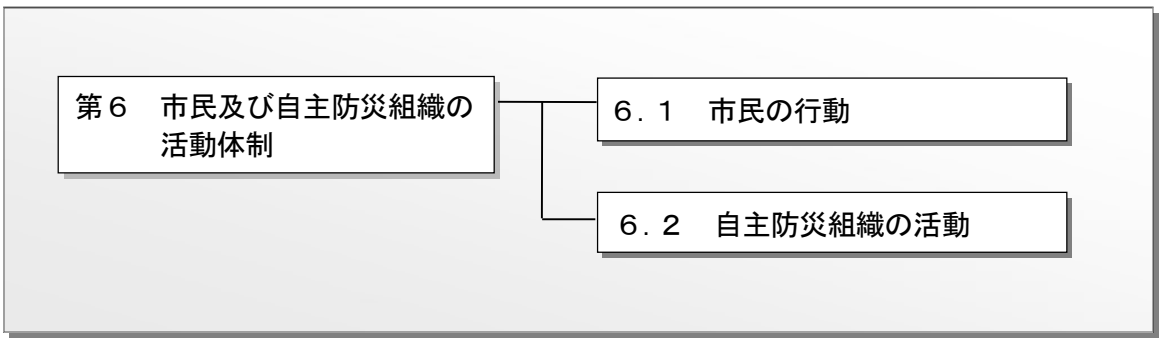

６．１ 市民の行動

風水害の初期段階から時間の経過に応じて市民のとるべき行動を以下に示す。

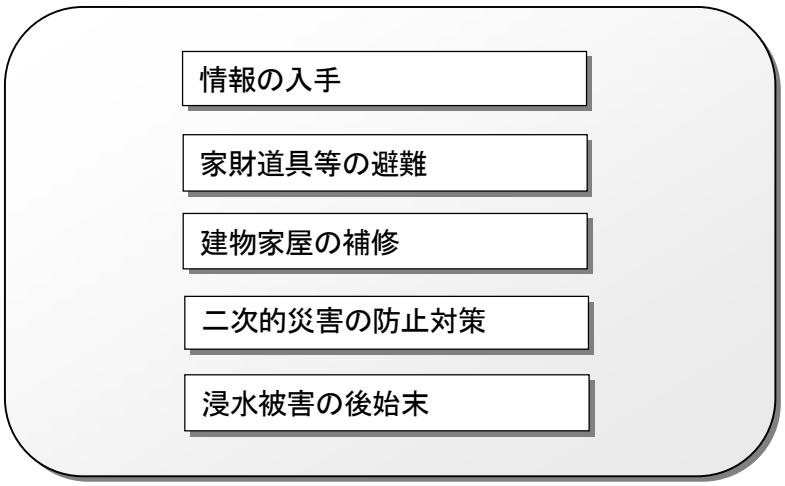

(1) 情報の入手

市民は、台風や集中豪雨等による避難活動を迅速に行うため、また、浸水等による家屋損壊等の被害を軽減するため、ラジオ・テレビなどにより気象情報を入手するとともに、市や消防部が行う防災行政無線等による情報の入手に努める。

また、近所に要配慮者が住んでいる場合は、入手情報の伝達など声掛けを行う。

(2) 家財道具等の避難

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域の住民は、以下のような対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

□浸水対策

○ 畳は高い台の上に積み重ねたり、押入の上段を利用する。
○ タンスは引き出しを抜き、高いところに置く。
○ 押入の下段のものは上段に移す。
○ ガスの元栓を閉め、電源を切る。
○ 溝や下水は流れを良くしておく。

(3) 建物家屋の補修

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去・固定及び排水側溝の清掃等を実施する。

□飛来物対策

○ 窓ガラスが割れないように雨戸をしっかり閉めて保護する。
○ たるんだ電線はあらかじめ電力会社に連絡しておく。
○ 風で折れたりするおそれのある枝や木は切り倒しておく。

(4) 二次的災害の防止対策

市民は、二次災害の発生を防止するため、以下に示す災害予防の実施を図る。

□二次的災害防止活動

○ 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意
○ 危険物施設等での配管の破損、危険物の漏洩に対する注意
○ 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立ち入り禁止
○ 盗難、事故等の注意

(5) 浸水被害の後始末

台風や集中豪雨により浸水被害を受けた市民は、浸水に伴う危険性を充分に考慮して被災家屋等の後始末を行う。特に道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため転落の可能性があることに十分に注意する。

また、要配慮者に対しては、家財道具の後片付けなどを含め地域住民が協力して手助けする。

□浸水被害の後始末

○ 家の中の水を掃き出すこと。
○ 消毒、汲み取りを依頼すること。
○ 家中を開け放し、通風を良くして乾燥させ、石灰を散布する。
○ 床板、柱等は水洗いし、クレゾール水で拭く。
○ 水をかぶった食品は絶対に食べない。
○ 衣類を洗濯し、漂白できるものは次亜塩素酸ソーダで漂白する。
○ 水につかった畳は腐るので、取り替える。
○ 消毒薬での手洗いを行う。

６．２ 自主防災組織の活動

自主防災組織は､防災コミュニティの核となり､地域における防災活動で大きな役割を担う。そのため、自主防災組織は自らの災害対策本部を設置し、市災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める。

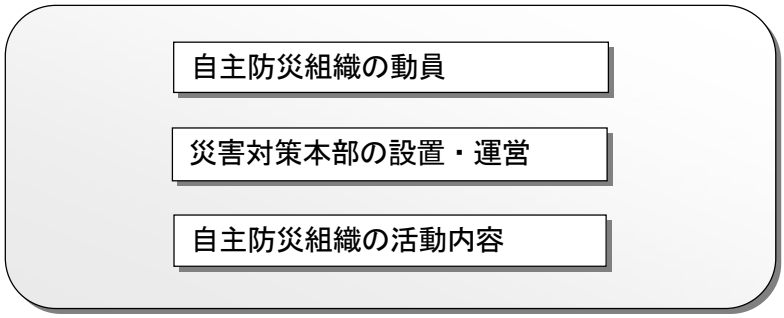

(1) 自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、防災発令連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要最小限の人員の確保に努める。

(2) 災害対策本部の設置・運営

災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、自主防災組織の会長は、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の実施責任者は、対策本部長（会長）とし、不在の場合は、副本部長（副会長、防災部長）とする。

また、災害対策本部を設置した場合は、市災害対策本部に報告する。

□自主防災組織災害対策本部の設置基準

○ 地域で相当規模の被害が予想される場合。 ○ 相当規模の災害が発生し、市の災害対策本部が設置された場合。

【 自主防災組織の災害対策本部の構成例 】

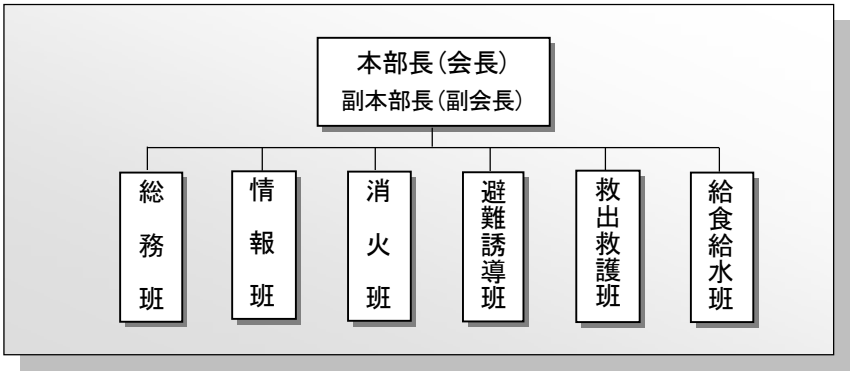

(3) 自主防災組織の活動内容

【 自主防災組織の活動内容 】

班区分	活動内容
総　務　班	○ 対策本部の設置及び運営 ○ 各班との連絡、調整 ○ 市及び防災関係機関との連携
情　報　班	○ 被害状況、災害情報の収集、伝達、報告、広報活動
消　火　班	○ 火災の初期消火 ○ 火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	○ 人員確認、地域住民の避難誘導 ○ 指定避難場所の設置協力
救出救護班	○ 要配慮者の保護、安全確保、救援 ○ 負傷者の救護、医療機関との連携 ○ 救援物資の受入、配分
給食給水班	○ 食料、飲料水の調達、配分

第２節　情報の収集・伝達

本市域において、風水害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

【 情報の収集・伝達に係る事項 】

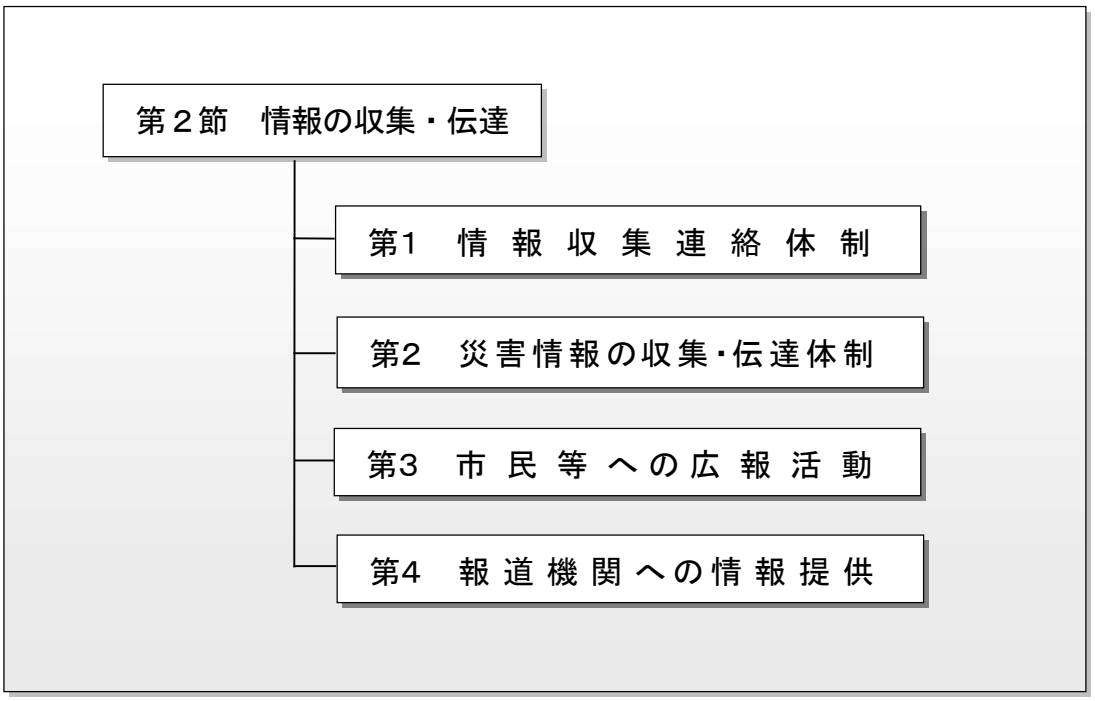

第１　情報収集連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

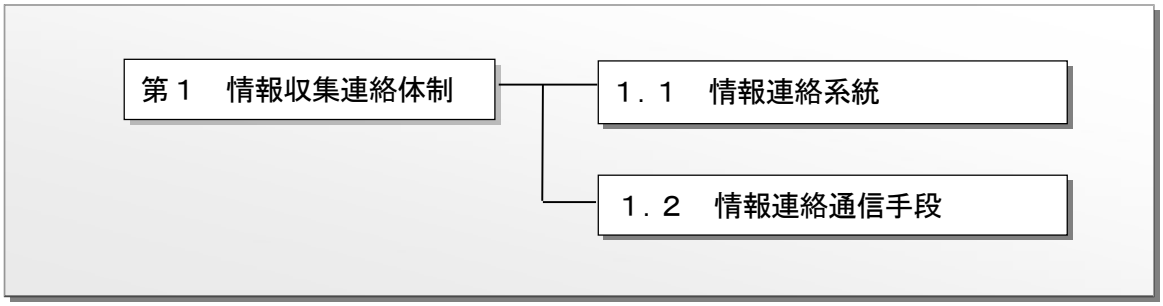

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
『 第１　情報収集連絡体制 』
を準用する。

第２　災害情報の収集・伝達体制

市は、風水害時には各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

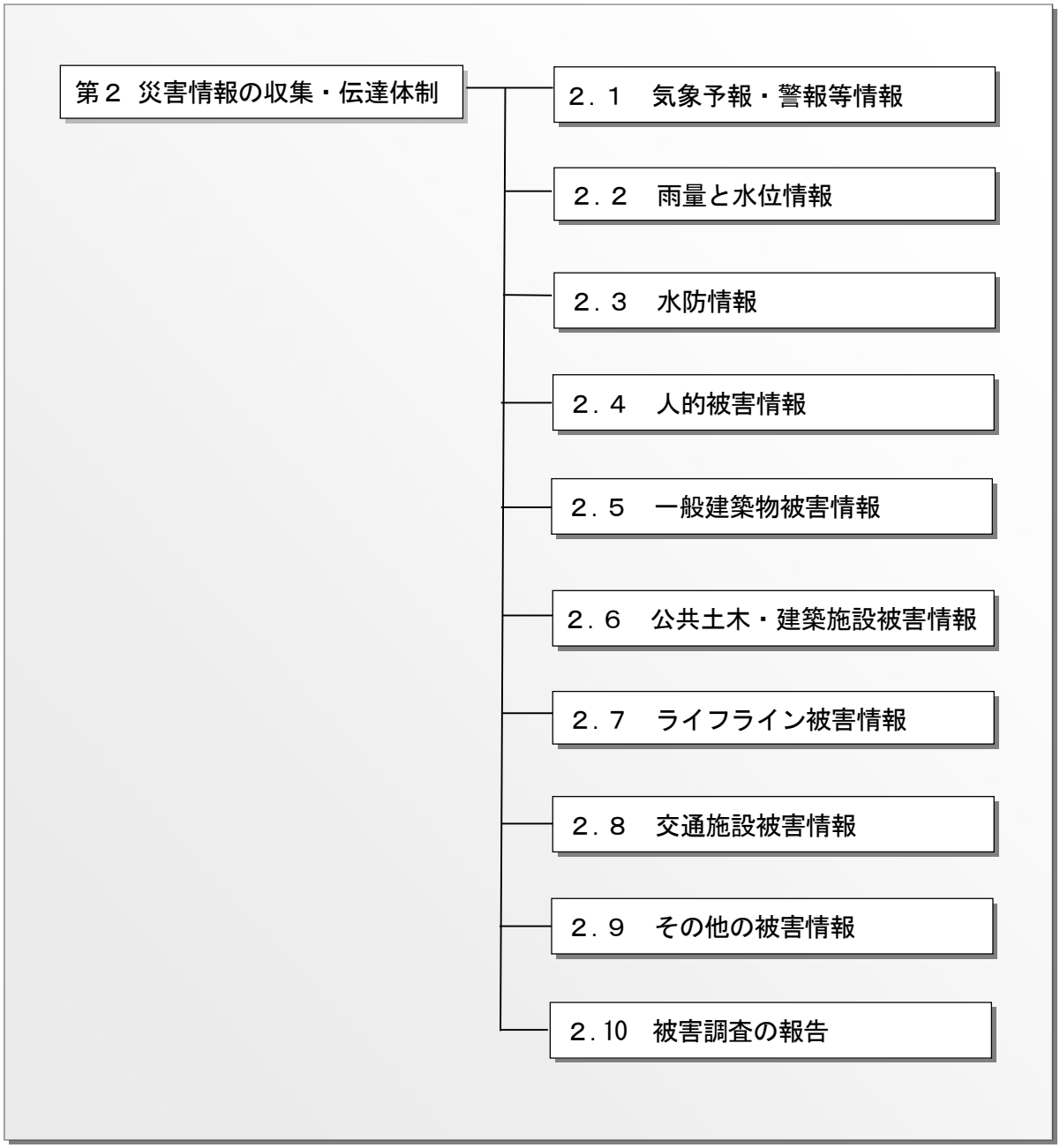

２．１ 気象予報・警報等情報 ⇨『 各部共通 』

気象注意報及び警報の種類

注意報及び警報の発表基準

(1) 気象注意報及び警報の種類

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通知する。

【 一般の利用に適合する予報及び警報（気象業務法第 13 条） 】

種　類	内　　容
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地面現象警報	大雨､大雪等による山崩れ､地滑り等の地面現象に関する警報
浸水警報	浸水に関する警報
洪水警報	洪水に関する警報
気象特別警報	予測される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報

【 水防活動の利用に適合する予報及び警報（気象業務法第 14 条の２第１項） 】

種　類	内　　容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨､大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

注）気象業務法第 13 条による予報及び警報には、このほか天気予報、週間天気予報、季節予報、地震動予報、火山現象予報、津波予報、波浪予報、地震動注意報、火山現象注意報、津波注意報、高潮注意報、波浪注意報、地震動警報、火山現象警報、津波警報、高潮警報、波浪警報、海面水温予報、海流予報、海水予報がある。

(2) 注意報及び警報の発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

① 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される区域を限定できる場合には､その区域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する区域は、一次区分として県内を３つの区域に、二次区分として南部を３区域、北部を２区域に細分して行う。

② 注意報及び警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を以下に示す。

【 注意報・警報の種類及び発表基準（その１） 】

種類				発表のための気象条件
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 平均風速が 11m/ｓでかつ降雪を伴うと予想される場合
			強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 平均風速が 11m/ｓ以上と予測される場合
			大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 【浸 水 害】○ 表面雨量指数基準が 12 以上の場合 【土砂災害】○ 土壌雨量指数基準が 84 以上の場合
			大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 12 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため交通機関等に著しい障害を及ぼすおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 濃霧によって視程が 100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 最小湿度が 25%以下で、実効湿度が 55%以下になると予想される場合
			着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）によって、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
			霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 最低気温が４℃以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合及び冬期において熊谷で気温が－６℃以下に予想される場合
		※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれが あると予想される場合。
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 江戸川（西関宿）の基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれる場合 ○ 流域雨量指数基準が以下の数値以上の場合 中川流域 16.2、大落古利根川流域 15.7、新方川流域 5.3、会之堀川流域 6.7、隼人堀川流域 7.2、倉松川流域 9.3 ○ 表面雨量指数と流域雨量指数基準との組み合わせが以下の数値以上の場合 中川流域 10,12.6、大落古利根川流域 8,9.5、新方川流域 8,3.3、隼人堀川流域 6,7.2、倉松川流域 6,9.2
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
			洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 平均風速が 20m/ｓ以上であると予想される場合
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 平均風速が 20m/ｓ以上でかつ降雪を伴うと予想される場合
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 【浸 水 害】○ 表面雨量指数基準が 17 以上の場合 【土砂災害】○ 土壌雨量指数基準が 122 以上の場合
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 12 時間の降雪の深さが 10cm を越えると予想される場合

【 注意報・警報の種類及び発表基準（その２） 】

種類				発表のための気象条件
警報	一般の利用に適合するもの	※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合である。 ○ 利根川上流部（栗橋）または江戸川（西関宿・野田）の基準地点水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、又は、避難判断水位に到達し更に水位上昇が見込まれる場合 ○ 流域雨量指数基準が以下の数値以上の場合 中川流域 20.3、大落古利根川 19.7、新方川流域 6.7、会之堀川流域 9.5、隼人堀川流域 9.1、倉松川流 11.7 ○ 表面雨量指数と流域雨量指数基準との組み合わせが以下の数値以上の場合 大落古利根川流域 9,10.5、新方川流域 10,3.7
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
			洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
その他	気象情報			異常気象についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め発表する。
	記録的短時間大雨情報			記録的な１時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は 100㎜ である。大雨警報の発表されている間に行う。
	土砂災害警戒情報			大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して発表される情報。

注）１．注意報警報文の構成
ア．標題は、注意報又は警報の種類及び注意又は警戒を特に必要とする地域名を示すものとする。
イ．発表年月日時分
ウ．発表気象官署名
エ．本　文
本文は、原則として次に掲げる事項を内容とし、改めて簡明に表現するものとする。
２．発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
３．※で示した注意報・警報は標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
４．二つ以上の注意報・警報を同時に発表する場合は、標題にそれらの注意報・警報の種類を併記して一つの注意報又は警報文を作成する。
５．警報の必要がなくなった場合には、注意報、警報を解除する。すでに発表されている注意報、警報の種類を変更する場合には新しく注意報、警報を発表して切り替えるものとする。二つ以上が同時に発表されていた後、必要なくなったものを除く場合にも上記に準じて行う。切り替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。

【 特別警報の種類及び発表基準（その３） 】

特別警報の種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予測される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予測される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合

※このほか高潮特別警報、波浪特別警報がある。

【 春日部市消防本部警防規程に基づく火災警報等 】

種類	発表基準
火災警報	1．実効湿度 60%以下、最低湿度 40%以下になり、最大風速７m/ｓを超える見込みのときであって、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令する。 2．平均風速 10m/ｓ以上の風が、１時間以上連続して吹く見込みのときであって、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令する。
暴風警報	平均風速 20m/ｓ以上となり、かつ警防上必要があると認めたとき発令する

【 埼玉県の地域細分 】

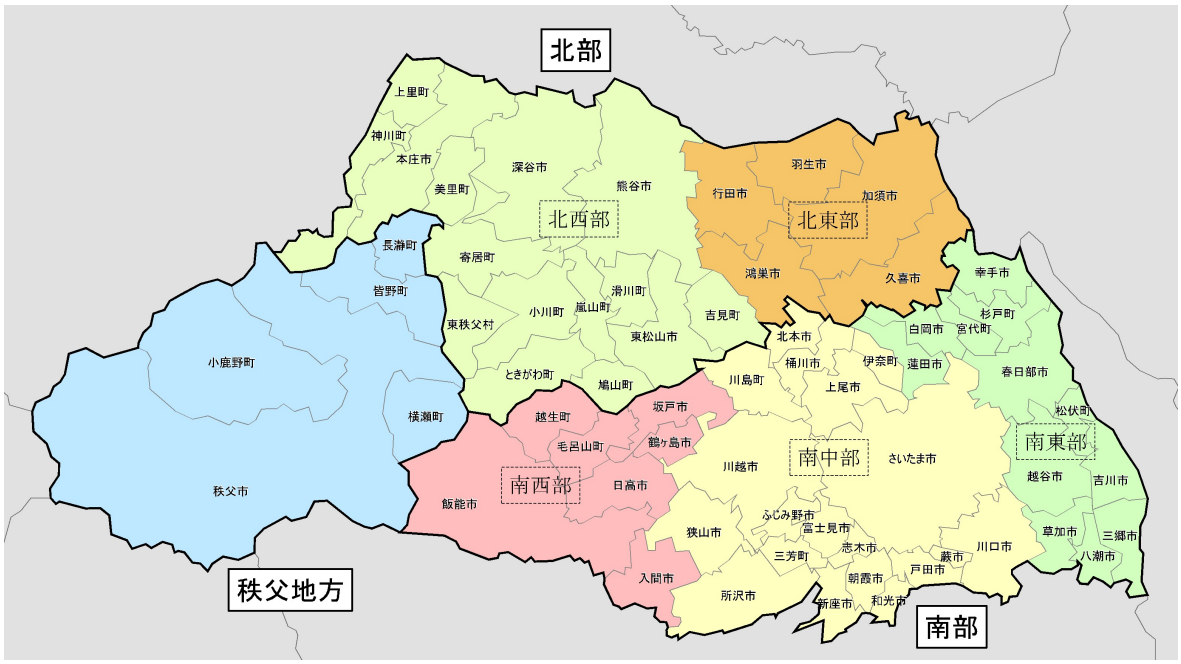

資料）警報・注意報発表基準一覧表（埼玉県）（平成 24 年 10 月、気象庁）

細分地域名	注意報・警報の２次細分名	該当する市町村名
南部	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、白岡市、幸手市、宮代町、杉戸町、吉川市、松伏町
	南中部	川越市、川口市、さいたま市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、川島町、三芳町
	南西部	飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、越生町、毛呂山町、坂戸市
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、久喜市、鴻巣市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町、美里町、寄居町
秩父地方		秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

【 気象注意報・警報等の伝達系統図 】

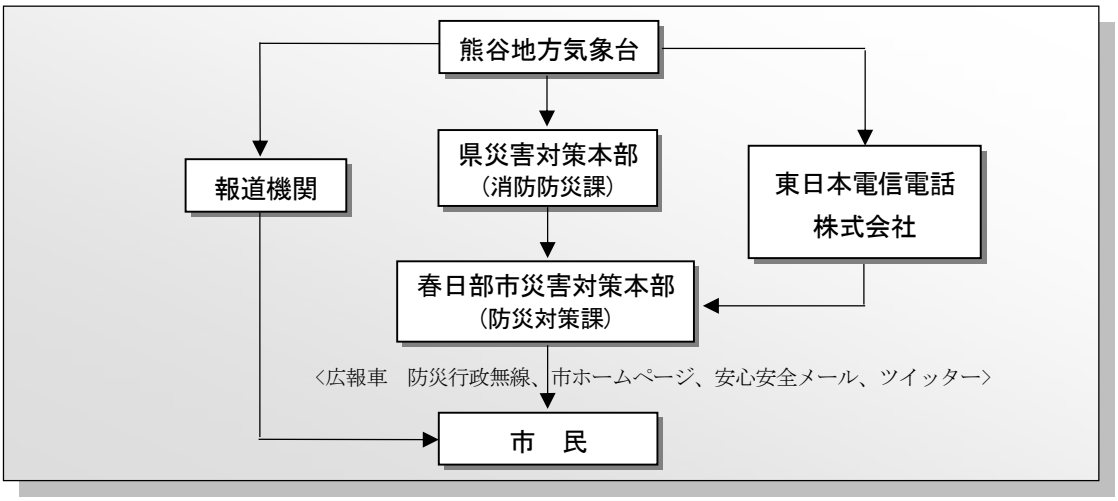

２．２ 雨量と水位情報 ⇨『 市長公室 』

市内の主要河川及び水路に水位計、市庁舎等に雨量計を設置し、雨量と水位情報の収集伝達を行い迅速な水害応急活動を実施する。

２．３ 水防情報 ⇨『 市長公室 』

洪水予報及び水防警報

洪水予報及び水防警報の伝達系統

(1) 洪水予報及び水防警報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表する。また、水位到達情報は埼玉県知事が指定した河川について埼玉県県土整備部河川砂防課が発表する。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することとなっている。

以上のうち、本市に関係あるものは、次のとおりである。

① 国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報

【 洪水予報の種類と発表基準 】

種類	基　準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫危険情報 （洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき速やかに発表する。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生した後速やかに発表し、利根川上流部洪水予報区域および利根川中流部洪水予報区域においてははん濫水の予報を発表する。
氾濫注意情報解除 （洪水注意報解除）	氾濫注意水位を下回ったときに発表する。

【 洪水予報を行う河川（水防法 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項） 】

河川名：利根川、江戸川、中川（国直轄区間）、荒川

② 県が発表する水位到達情報

【水位到達情報の種類と発表基準 】

種類	発　表　基　準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。
氾濫注意情報解除	氾濫注意水位を下回ったときに発表する。

【 水位到達情報の通知を行う河川（水防法 13 条第２項） 】

河川名：中川（県管理区間）、大落古利根川、新方川、元荒川

③ 国土交通大臣の行う水防警報（水防法 16 条）

【 河川名及びその区域 】

水系	河川名	基準水位観測所	水防警報区域		発表を行うもの
利根川	利根川	栗橋	左岸	自：茨城県古河市中田新田字砂片附670番1地先 至：茨城県猿島郡境町桐ヶ作字飛地流作下2458番地先	利根川上流河川事務所
			右岸	自：埼玉県久喜市栗橋町北２丁目3386番3地先 至：茨城県猿島郡五霞町大字山王字堀切1278番3地先	
	江戸川	西関宿	左岸	自：幹川分派点 至：千葉県野田市岡田 1084　地先	江戸川河川事務所
			右岸	自：幹川分派点 至：埼玉県春日部市新宿新田100番１　地先	
	中川	吉川	左岸	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647-1　地先 至：同県八潮市古新田	
			右岸	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937-1　地先 至：同県八潮市垳用水東	
荒川	荒川	熊谷	左岸	自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2 至：埼玉県上尾市大字平方横町434番1　地先	荒川上流河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18 至：埼玉県川越市大字中老袋字田島289番1地先	

【 水防警報の対象となる基準水標 】

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位（通報水位）（m）	はん濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（m）	はん濫危険水位（特別警戒水位）（m）	計画高水位（m）
利根川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	8.10	8.90	9.90
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市大字西関宿	4.50	6.10	8.60	8.90	9.12
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30	3.60	3.70	4.10	4.75
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	7.50

④ 知事が実施する水防警報（水防法 16 条）

【 河川名及びその区域 】

河川名	基準水位観測所	水防警報区域	
中川	牛島	左岸	春日部市下柳 1167　地先 から 北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672-1　地先まで
		右岸	春日部市牛島 1323-1　地先（倉松川合流点）から 北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876-1　地先まで
大落古利川	杉戸	左岸	北葛飾郡杉戸町大字下高野233地先から 北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで
		右岸	南埼玉郡宮代町和戸３丁目14地先から 越谷市増森地先（中川合流点）まで
新方川	増林	左岸	春日部市増田新田字南313番地先から 吉川市川野地先（中川合流点）まで
		右岸	さいたま市岩槻区大字大戸字沼端515番地先から 越谷市中島地先（中川合流点）まで
元荒川	三野宮	左岸	越谷市大字野島字川端73-1地先から 越谷市中島（中川合流点）まで
		右岸	越谷市大字三野宮字中川原60-3地先から 越谷市東町２丁目（中川合流点）まで

【 水防警報の対象となる基準水位観測所 】

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位（通報水位）（m）	はん濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（m）	はん濫危険水位（特別警戒水位）（m）	計画高水位（m）
中川	牛島	春日部市藤塚	AP.5.20	AP.5.85	－	AP.6.25	－
大落古利根川	杉戸	杉戸町杉戸	AP.7.25	AP.7.70	－	AP.7.91	－
新方川	増林	越谷市花田	AP.3.25	AP.3.90	－	AP.4.02	－
元荒川	三野宮	越谷市三野宮	AP.6.15	AP.6.55	－	AP.6.80	－

⑤ 水位の種類

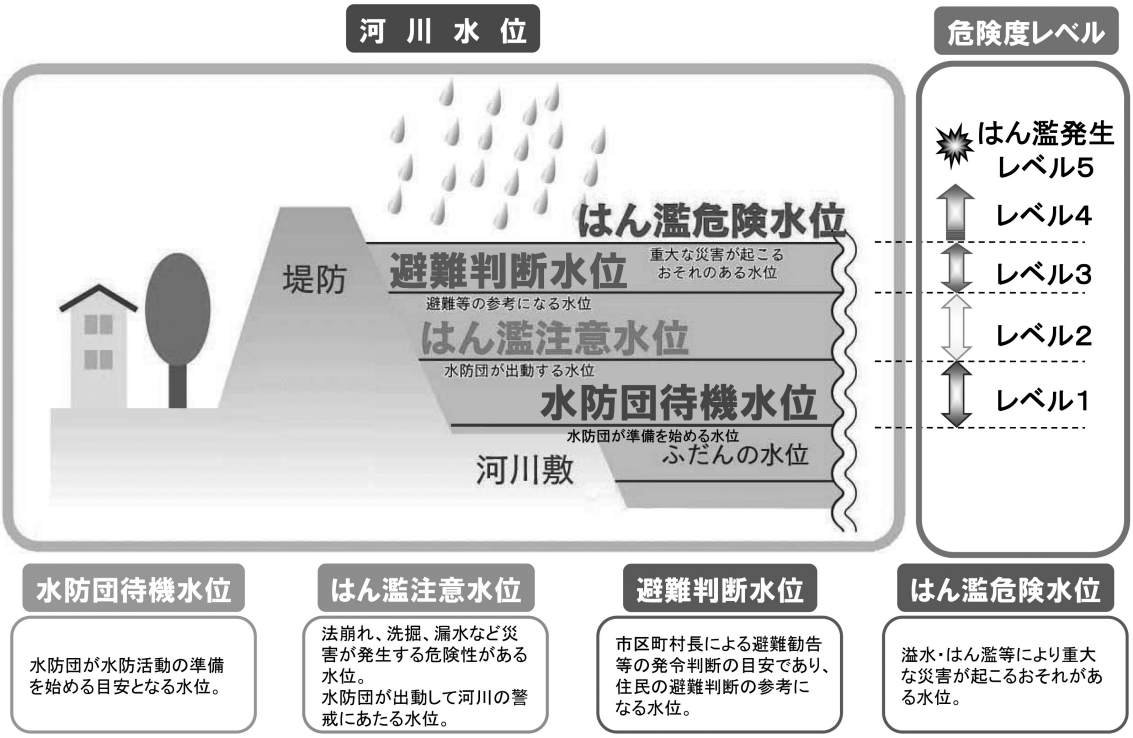

資料）国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

⑥ 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは、水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが水防活動をやめることは出来ない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既に警戒水位（はん濫注意水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 洪水予報、水防警報及び水位情報周知の伝達系統

① 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報

（水防法第 10 条第２項、第３項）

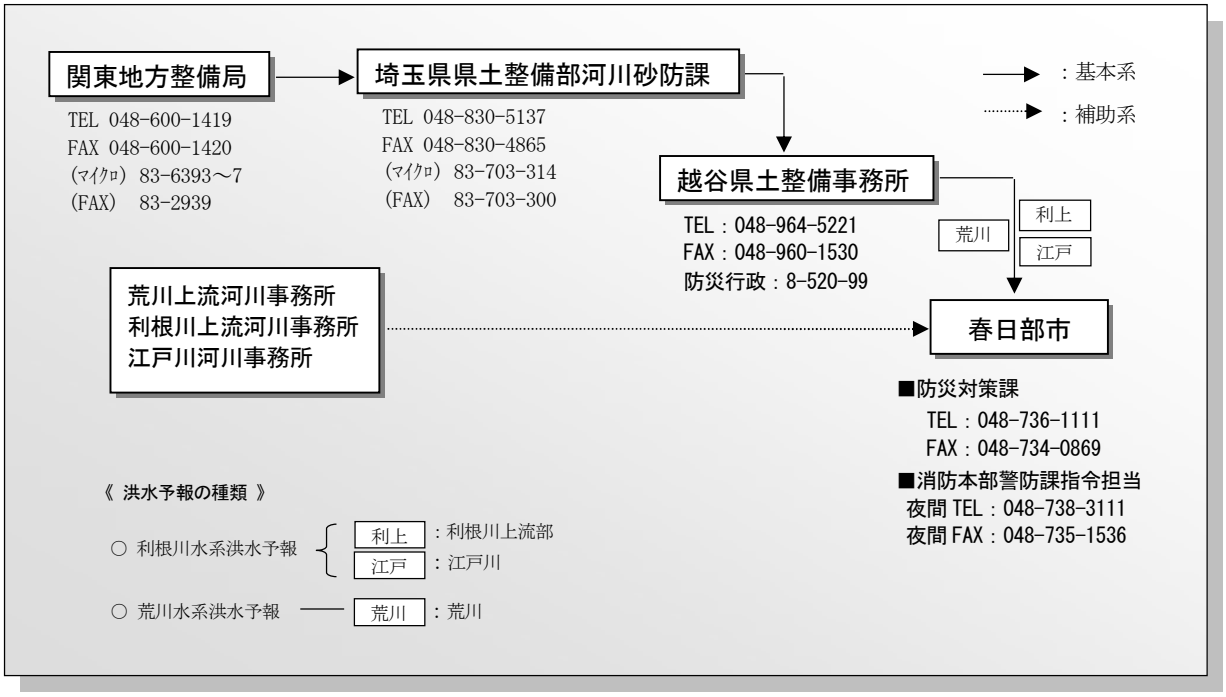

② 国土交通大臣が発表する水防警報伝達系統（水防法第 16 条関連）

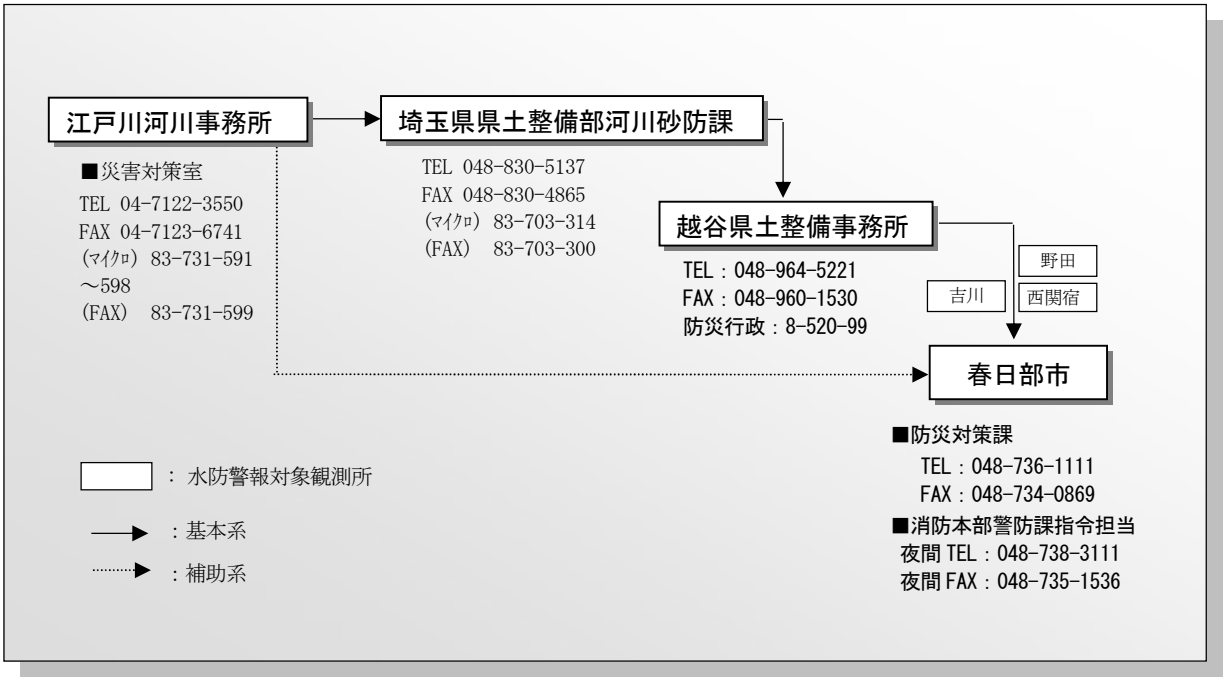

③ 埼玉県知事が発表する水防警報伝達系統（水防法第 16 条関連）及び埼玉県が発表する水位情報周知河川伝達系統

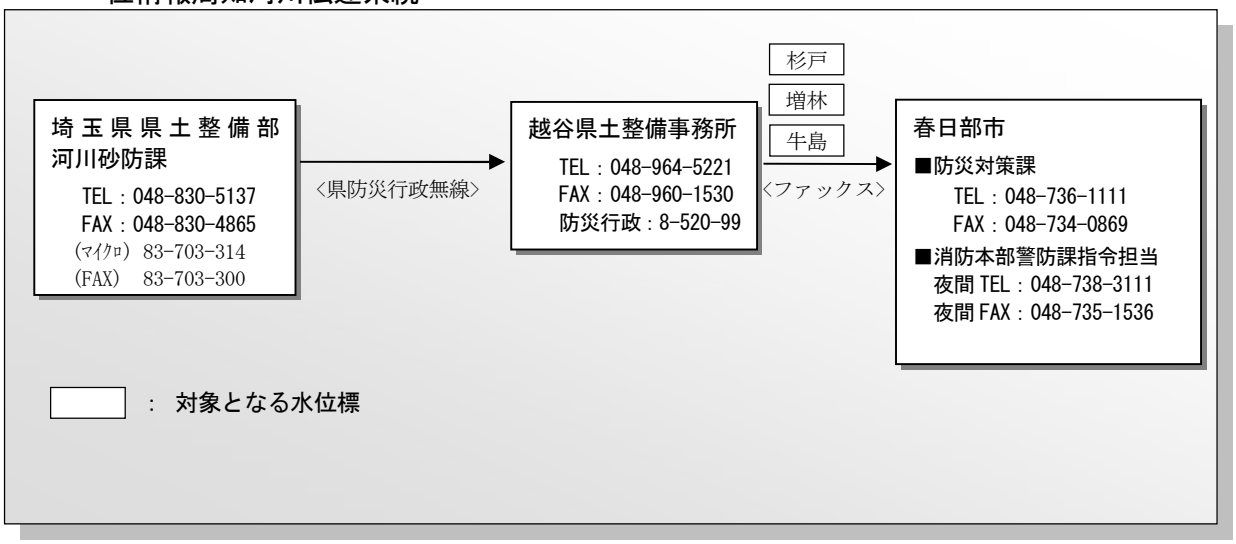

２．４ 人的被害情報 ⇨『 市長公室、消防部 』

大規模な風水害発生時には、広域的あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

各グループ(部)は、担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集し、「防災対策課」は、各グループ(部)からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。

また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し、被害の発生状況を把握する。

２．５ 一般建築物被害情報 ⇨『 建設部、都市整備部、消防部 』

一般建築物の被害に関する情報は、災害応急対策の実施の上で重要であるため、市域全体の被害状況を速やかに把握することが求められる。

２．６ 公共土木・建築施設被害情報 ⇨『 建設部、都市整備部 』

本市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下、「公共施設」と呼ぶ。）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施する。被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各グループ(部)が各関係機関から災害情報を把握する。

２．７ ライフライン被害情報 ⇨『 総合政策部、水道部、建設部 』

ライフライン被害のうち、上水道については「水道部」、下水道については「建設部」が被害状況調査を実施する。主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他のライフライン（ガス、電気、電話）については、「総合政策部」が各事業者から被害状況を把握する。

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように、「総合政策部」が各事業者から復旧情報を把握する。

２．８ 交通施設被害情報 ➪『 建設部、都市整備部 』

交通施設被害については「建設部」が被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県、東日本高速道路株式会社及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、「都市整備部」が関係機関から被害状況を収集する。

２．９ その他の被害情報 ➪『 関係各部 』

その他の被害（商業、工業、農業等）の情報収集は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から把握する。

２.10 被害調査の報告 ➪『 各部共通 』

本市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

- 市災害対策本部への報告
- 県への報告（法第 53 条第１項）
- 消防庁への報告

(1) 市災害対策本部への報告

各グループ(部)において把握された被害状況に関する情報は、市災害対策本部（「防災対策課」）へ報告する。

(2) 県への報告（法第 53 条第１項）

県への報告は、災害の発生と経緯に応じて埼玉県災害オペレーション支援システムにより報告するものとする。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、電話、ファックス、埼玉県防災行政無線で行う。

① 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報とに分け県の所定の様式を用いて報告する。

□発生速報

「発生速報」を用いて、その概要について被害発生直後に行う。

□経過速報

「経過速報」を用いて、被害状況の進展に伴い収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか２時間ごとに行う。

② 確定報告

別に定める被害の判定基準を参考として、「被害状況調」を用いて、災害の応急対策が終了した後７日以内に報告する。

なお、全壊、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、本籍、住所、氏名、年齢、性別、障がいの程度を附記すること。

➪『【資料編(1)】第 24「被害報告判定基準」』参照

【 県への連絡先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合） 】

被害速報	確定報告
・勤務時間内 県消防防災課 電話 048-830-8181 ﾌｧｯｸｽ 048-830-8159 県無線FAX 70-950 又は 200-951 ・勤務時間外 県危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 ﾌｧｯｸｽ 048-830-8119 県無線FAX 70-960 又は 200-961	県消防防災課
県東部地域振興センター 電話 048-737-1110 ﾌｧｯｸｽ 048-737-9958 県無線FAX 76-960 又は 276-950	

(3) 消防庁への報告

本市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（法第 53 条第 1 項括弧書）。

【 消防庁への連絡先 】

報告先		通信手段	番号	
応急対策室	平日 (9:30～18:30)	一般加入電話	電話	03(5253)7527
			ファックス	03(5253)7537
		消防防災無線	電話	9049013
			ファックス	9049033
		地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049013
			ファックス	TN-048-500-9049033
宿直室	上記以外	一般加入電話	電話	03(5253)7777
			ファックス	03(5253)7553
		消防防災無線	電話	9049102
			ファックス	9049036
		地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049102
			ファックス	TN-048-500-9049036

第３　市民への広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、総合政策部は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

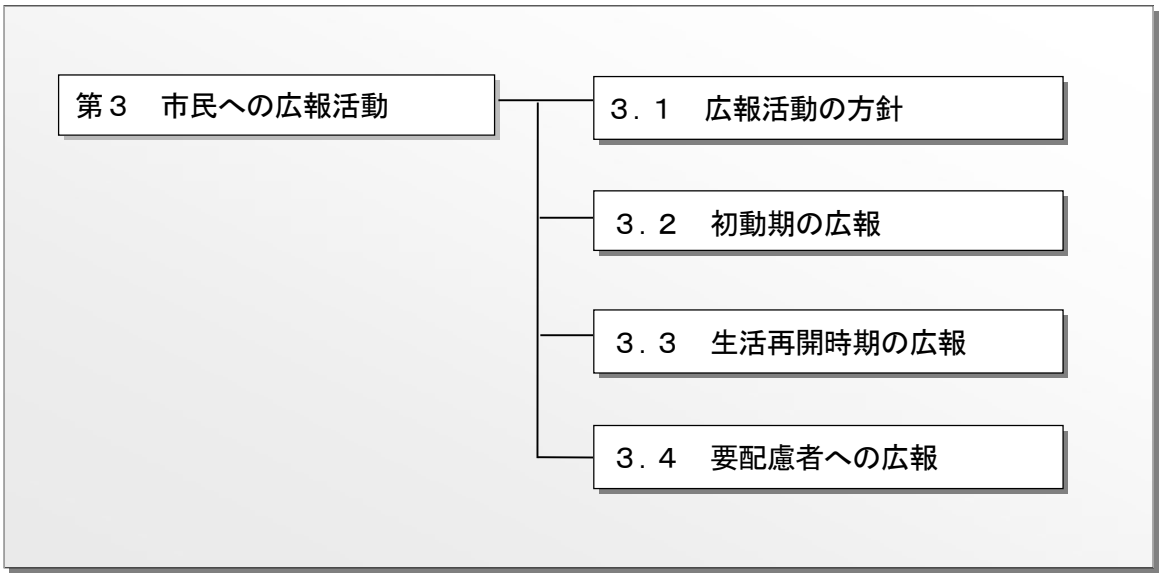

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
『 第３　市民への広報活動 』
を準用する。

第４　報道機関への情報提供

被災地の市民が適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

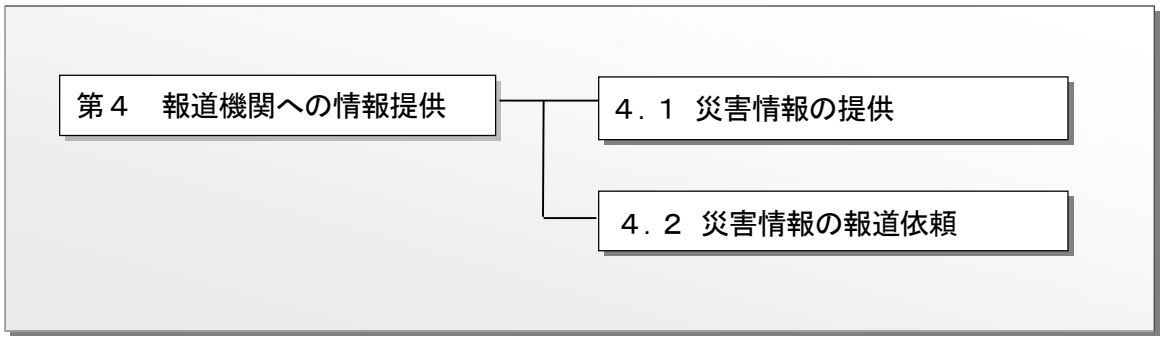

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第２節　情報の収集・伝達
『 第６　報道機関への情報提供 』
を準用する。

第３節　消防活動

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。このことから消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動体制や災害応急対策の確立が必要である。
災害時における消防活動体制の計画を以下に定める。

【 消防活動に係る事項 】

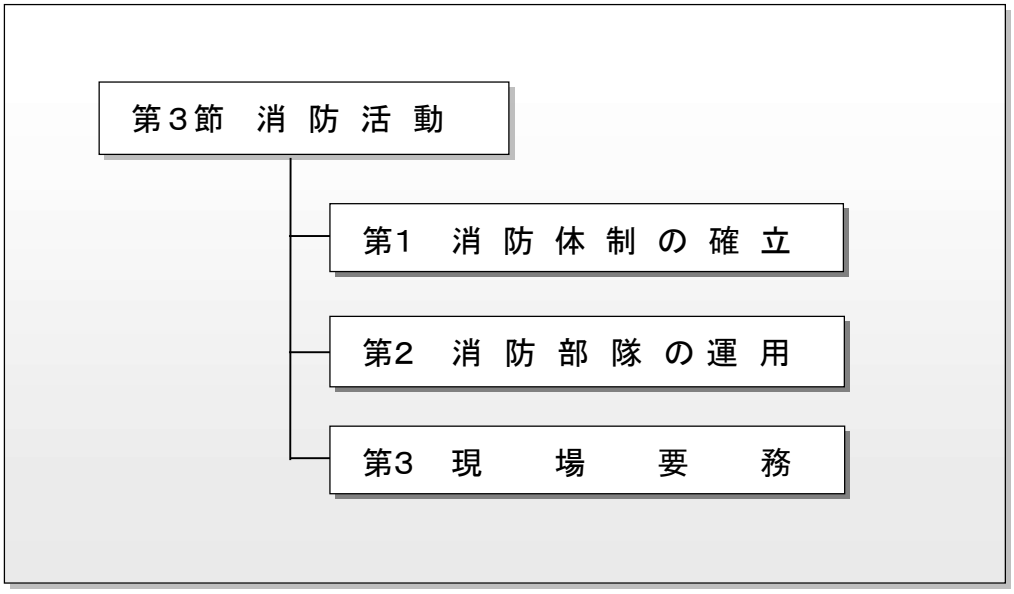

第１　消防体制の確立

大規模な風水害が発生し、その被害の状況により風水害配備体制を発令し、速やかに活動体制の確立を図る。

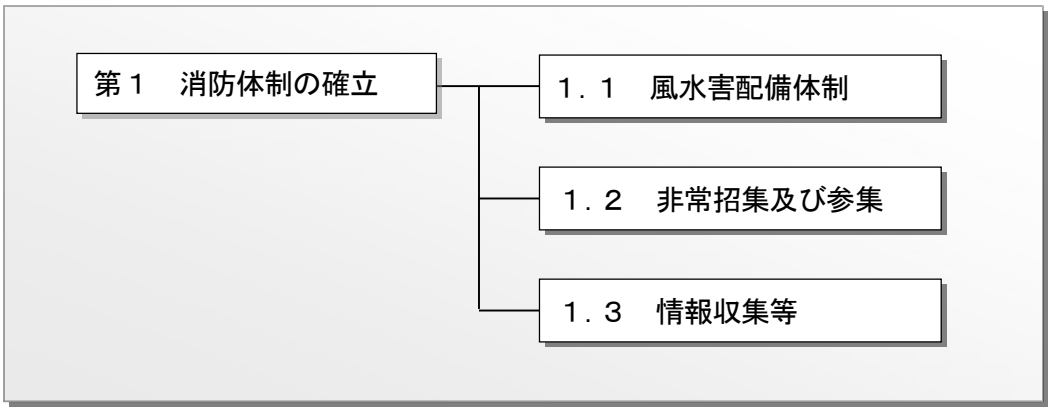

１．１　風水害配備体制　➪『 消防部 』

○ 警防本部長は、気象状況及び災害状況に応じ、風水害配備体制を発令する。
○ 警防隊長及び警防課長は、風水害配備体制が発令されたときは、その体制を整え、活動の万全を期すものとする。

１．２　非常招集及び参集　➪『 消防部 』

○ 警防本部長は、風水害に対処するため必要があると認めた場合は、配備人員を確保するため勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。
○ 非常招集命令は、風水害配備体制が発令されたときをもって、その命令が発令されたものとする。
○ 非常収集命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属に参集しなければならない。

１．３　情報収集等　➪『 消防部 』

○ 警防隊長は、積極的に情報の収集及び被害の把握に努めるとともに、必要な情報を各隊長に伝達するものとする。
○ 各隊長は、必要により所属小隊を火災出場可能な状態で、原則として単隊にて出向させ、河川の巡視、被害発生状況等の情報収集を行うものとする。
○ 各隊長は、原則として風水害配備第２体制以上の体制が発令されたときは、監視警戒に係る隊を派遣し、風水害発生危険箇所等の状況把握に努めるものとする。

第２　消防部隊の運用

風水害時の消防部隊の運用は、被害状況及び災害の発生状況に応じて行うものとする。

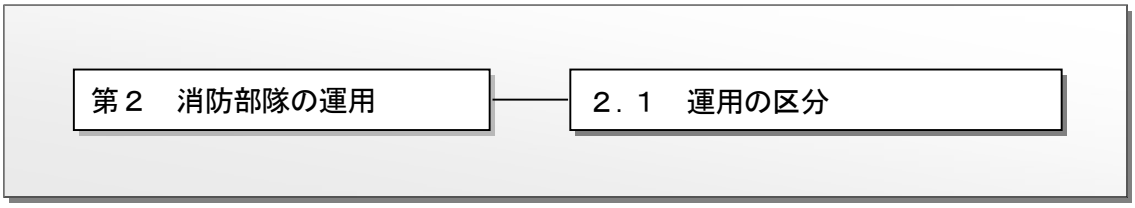

２．１　運用の区分　➪『消防部』

○ 風水害配備体制において、火災出動計画に基づき部隊運用する。
○ 各所属長は、必要に応じ所属の部隊を運用する。
○ 警防本部長が必要と認めたとき、部隊を調整運用する。

第３　現場要務

風水害時の現場要務は、関係機関と連携しながら適切に対処するものとする。

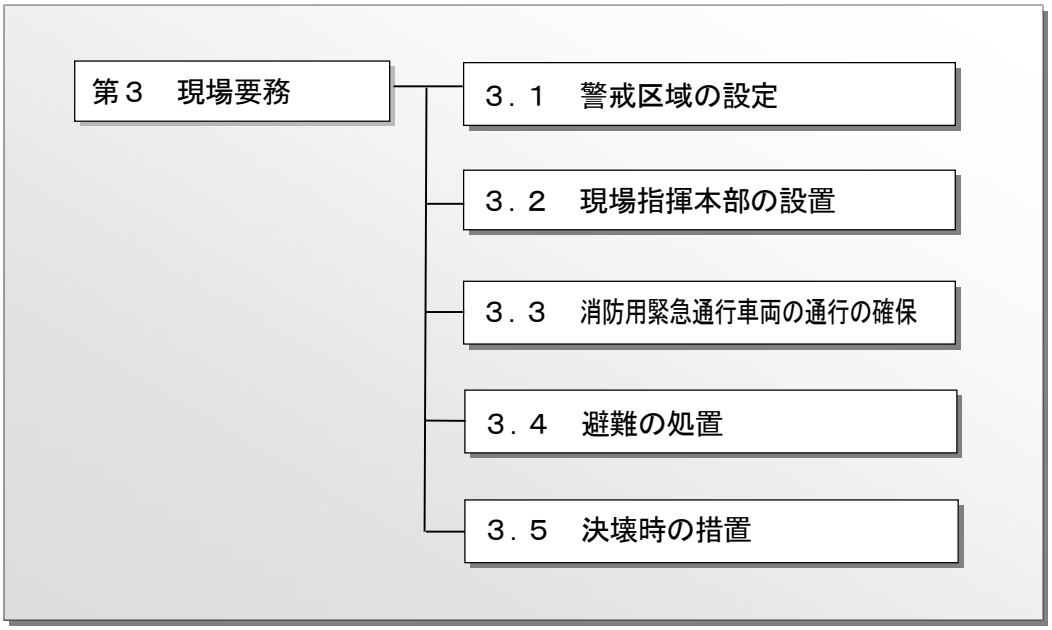

３．１　警戒区域の設定　➪『 消防部 』

風水害において人命危険の防止及び災害応急対策の円滑化を図るため、特に必要があると認めたときは、水防法により警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止し、若しくは制限し、又は当該区域から撤去させるなどの措置を行うものとする。

３．２　現場指揮本部の設置　➪『 消防部 』

○ 現場指揮本部は、水防活動の指揮系統及び関係機関との連絡調整を図るため、指揮隊を持って対応する場合に設置するものとする。
○ 現場指揮本部長は、風水害の規模に応じ署隊長又は副署隊長があたるものとする。

３．３　消防用緊急通行車両の通行の確保　➪『 消防部 』

各隊長は、風水害の現場に出場途上、法第 76 条第１項に基づき設定された通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の通行の妨げになる車両、その他の物件がある場合は、次の事項に留意のうえ、法第 76 条の３第４項に基づき、消防用緊急通行車両の通行を確保する。

○ 消防用緊急通行車両の通行の確保は、その場に警察官がいないときのみ行うことができる。
○ 法第 76 条の３第４項の規定の適用は最終手段とし、通常は次により措置をとる。
・車両の所有者、占有者又は管理者への当該車両等の移動要請
・他の道路を利用した迂回による通行

３．４　避難の処置　➪『 消防部 』

現場指揮本部長は、風水害の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、警防本部長に報告し、これを受けた警防本部長は本部長に報告する。

３．５　決壊時の措置　➪『 消防部 』

警防本部長は、水防施設の決壊又は損壊等を確認したときは、本部長へ直ちに報告するものとする。

第４節　水防活動

市は、気象状況等から市の区域内に浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

なお、市は、久喜市、幸手市、杉戸町及び五霞町と利根川栗橋流域水防事務組合を、また、松伏町、吉川市及び三郷市と江戸川水防事務組合を結成し、水防に関する事務を共同処理している。

【 水防活動に係る事項 】

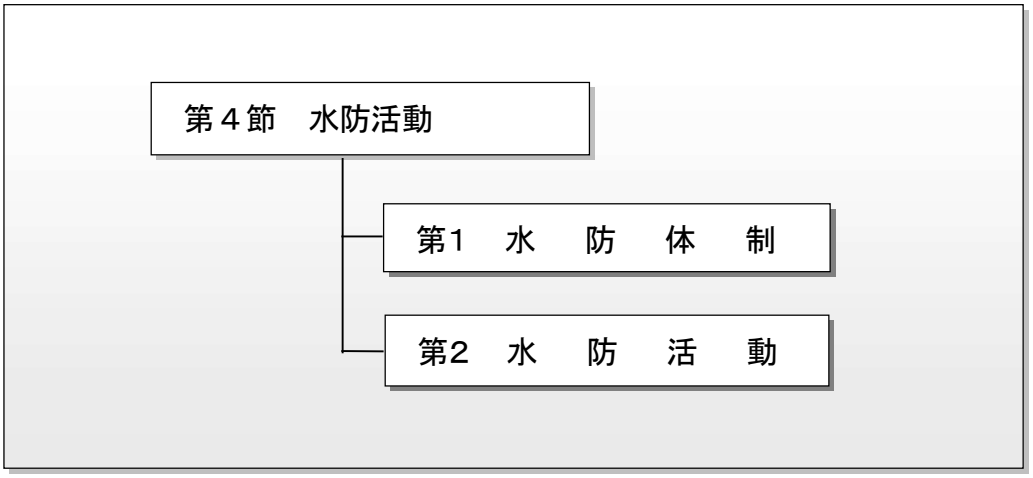

第１　水防体制

水防活動は、本市、消防団、警察署等が綿密な連携を図り実施し、また災害の発生の状況に応じて組織を拡大又は縮小する。

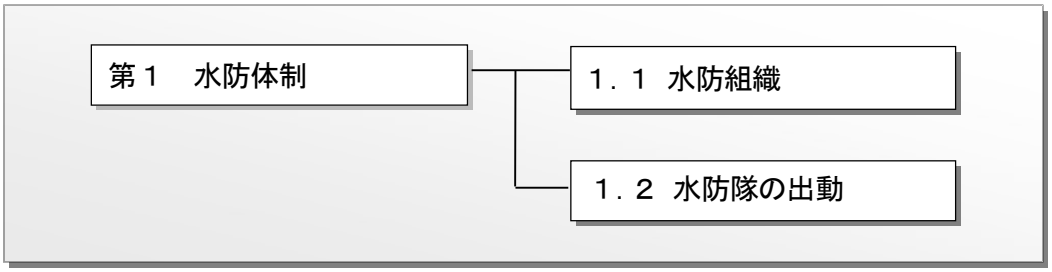

１．１　水防組織　➪『 各部共通 』

本市の水防体制の組織及び分担業務は、「第３編 第３章 第１節 『第２ 活動体制』」（p. 3-45～参照）の活動体制により実施する。本市は、水防活動の中核となる水防活動隊を編成する。

水防活動隊の編成は、建設部水防隊、都市整備部水防隊、消防本部水防隊及び消防団（水防団）とする。それぞれの水防活動隊の役割は、次のとおりとする。

【 水防活動隊の役割分担 】

活動隊		役割
警戒本部（防災対策課）		情報の収集及び伝達を統括する。 大雨、洪水、台風等の気象情報を伝達する。 水防警報を各部に伝達する。 災害の規模に応じた動員を実施する。
水防活動隊	建設部水防隊 都市整備部水防隊	主として技術活動を担当する。
	消防部水防活動隊	主として災害防除活動を担当する。
	消防団（水防団）	〃

１．２　水防隊の出動　➪『 各部共通 』

洪水予報又は水防警報が発せられたときは、次のとおり警戒体制を敷き、その後の情勢把握につとめ、次の指示に対応できるような状態におく。

【 水防隊の出動基準 】

出動別	出動水防隊	摘要
第１次	建設部水防隊 都市整備部水防隊 消防部水防隊	河川が警戒水位を超えるおそれがあるとき。 (資材準備･点検､水こう門の開閉点検､河川巡視､機場排水操作)
第２次	援護水防隊を除く 全水防隊	河川が警戒水位を超え被害が予想されるとき。
第３次	全水防隊	洪水、堤防決壊の危険があるとき。

➪『【資料編(1)】第 19「消防団編成状況」』参照

第２　水防活動

市長は、河川の氾濫又はこれに準ずべき事態が発生するおそれがあると認める場合は、消防機関又は水防関係団体に対し出動を要請し、水害の警戒及び防御に当たらせる。

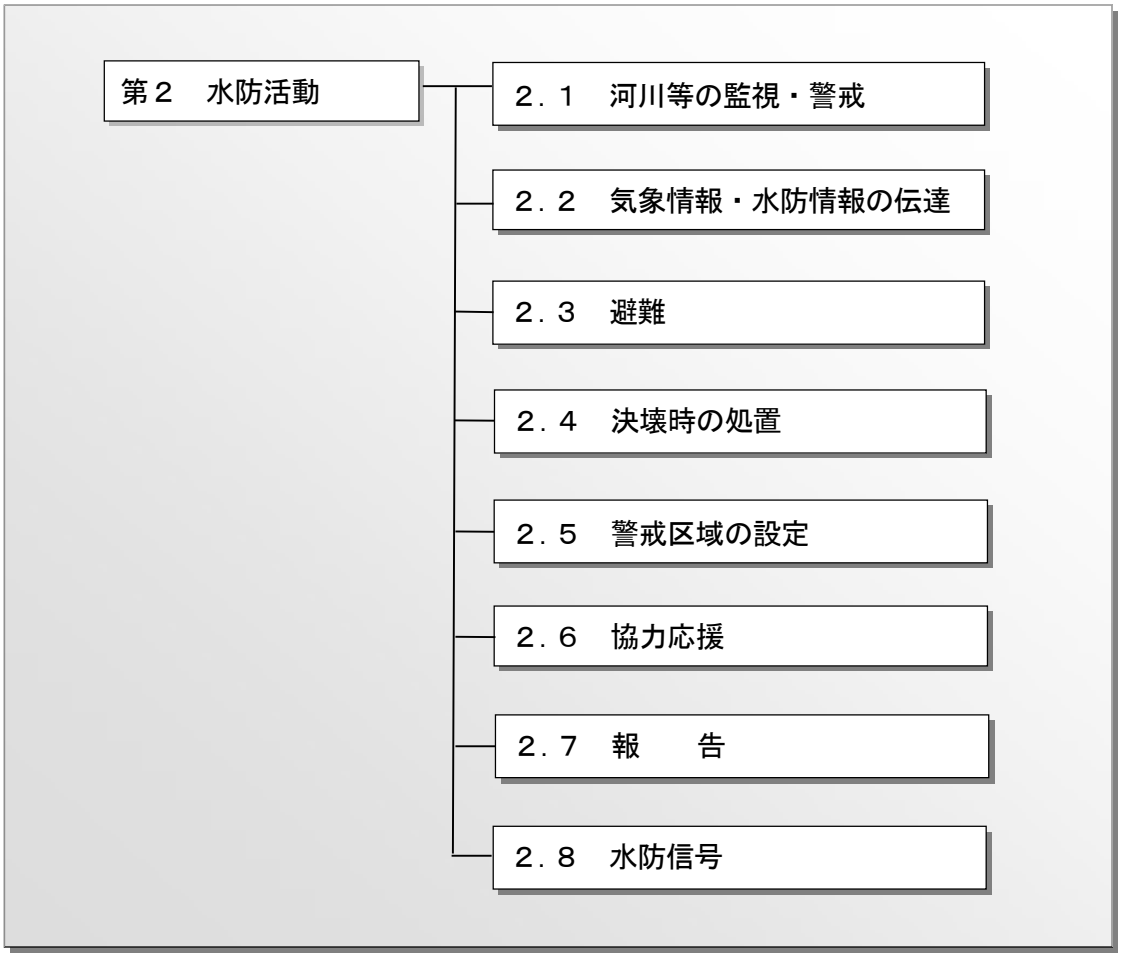

２．１ 河川等の監視・警戒　➪『 市長公室、建設部、都市整備部 』

随時、区域内の河川等を巡回し、水防上危険であると認められる箇所がある場合、施設管理者へ連絡し必要な措置を講ずるよう求める。

また、大雨、洪水及び台風等の気象情報が発令された場合、監視班を編成し、河川等の監視活動を実施する。

□監視及び警戒が必要な箇所

○ 「埼玉県水防計画」に定めのある関連の重要水防区域
○ 河川、下水道施設の工事箇所
○ 浸水履歴のある箇所
○ 排水機場、調節池

➪『【資料編(1)】第 40「排水機場等一覧」』参照

２．２ 気象情報・水防情報の伝達 ⇨『 市長公室 』

気象情報、水防情報の収集及び市民への伝達は、以下のとおりである。

『【本文】第２編 第３章 第２節「第３ 市民への広報活動」』参照

２．３ 避難 ⇨『 各部共通 』

市長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、地域住民に対して避難の指示をし、避難計画の定めるところにより誘導・救護を行う。

『【本文】第２編 第３章 第４節「第２ 避 難」』参照

２．４ 決壊時の処置 ⇨『 市長公室、建設部 』

堤防等が破堤し、また、これに準じた事態が発生した場合、直ちにその旨を越谷県土整備事務所及び氾濫の予想される方向の隣接する水防管理団体、又は市町に通報する。
また、必要に応じ警察署長に対し警察官の出動要請を講ずる。

２．５ 警戒区域の設定 ⇨『 市長公室 』

水防作業のため必要がある場合は、市長は警戒区域を設定し、無用な者の立入を禁止若しくは制限し又はその区域から退去を命ずることができる。

２．６ 協力応援 ⇨『 総合政策部 』

市長は、河川の氾濫又はこれに準ずべき事態が発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して、職員の派遣、救援物資等の応援を速やかに要請する。

『【本文】第２編 第３章 第１節「第４ 応援要請・相互協力」』参照

２．７ 報　　告 ➪『 各部共通 』

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を越谷県土整備事務所へ埼玉県水防計画の定めるところにより報告を実施する。

- 定時報告
- 異常報告
- 破堤等重大災害状況報告
- 水防てん末報告

(1) 活動実施報告

・水防警報の開始時、終結時に報告を実施する。
・亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合、逐次、情報収集し報告を実施する。
・破堤等、重大な状況が生じた場合は、すみやかに情報収集し、情報が入り次第、報告を実施する。

(2) 活動内容報告

・水防活動の終結後に報告を実施する。

２．８ 水防信号 ➪『 市長公室 』

【 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 20 条に基づく水防信号 】

	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)	事　　項
第１信号	○休止 ○休止 ○休止	約 ５秒 15秒　５秒 15秒　５秒 15秒 ○－休止　○－休止　○－休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第２信号	○－○－○　○－○－○	約 ５秒 ６秒　５秒 ６秒　５秒 ６秒 ○－休止　○－休止　○－休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約 10秒 ５秒　10秒 ５秒　10秒 ５秒 ○－休止　○－休止　○－休止	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの
第４信号	乱打	約 １分 ５秒　１分 ５秒 ○－休止　○－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

地震による堤防の漏水・沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。
備考　１．信号は適宜の時期継続するものとする。
　　２．必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
　　３．危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第５節　救援・救護活動

災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。
救援・救護活動に係る計画を以下に示す。

【 救援･救護活動に係る事項 】

第１　人命救助活動

災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索を行い、救助し、保護を図る。

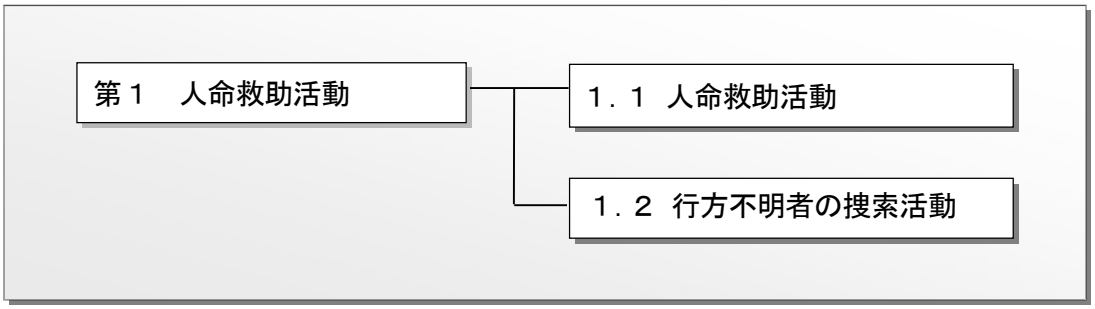

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第１　人命救助活動 』
を準用する。

第２　避　　難

災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、避難場所・避難所の設置、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

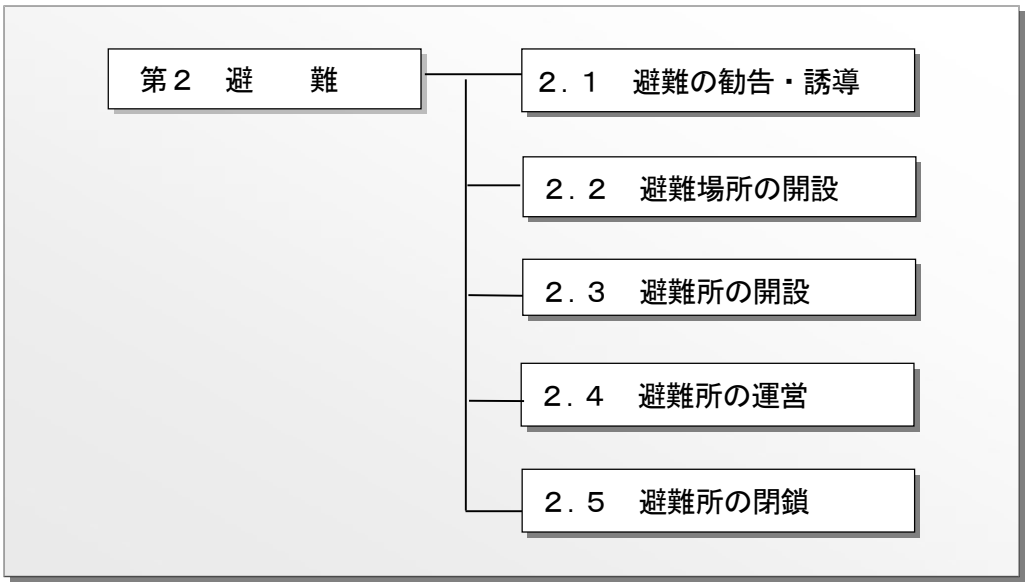

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第２　避　難 』
を準用する。

第３　要配慮者の安全確保

市は、要配慮者避難支援プランに従い自治会及び自主防災組織等と協力して、災害時に避難情報の確認が困難であったり、自ら避難が困難であったり、避難所生活での困窮など、様々なハンディキャップを有する高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人住民など、いわゆる要配慮者に対し、その安全を確保する。

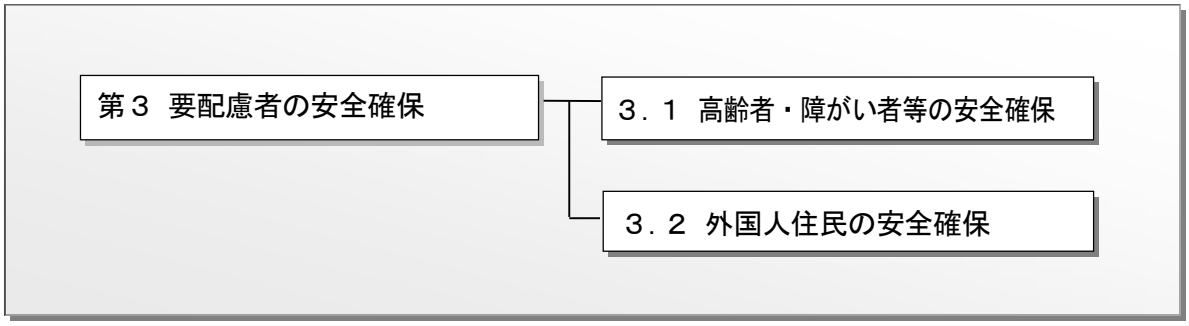

３．１ 高齢者・障がい者等の安全確保　➪『 市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、消防部 』

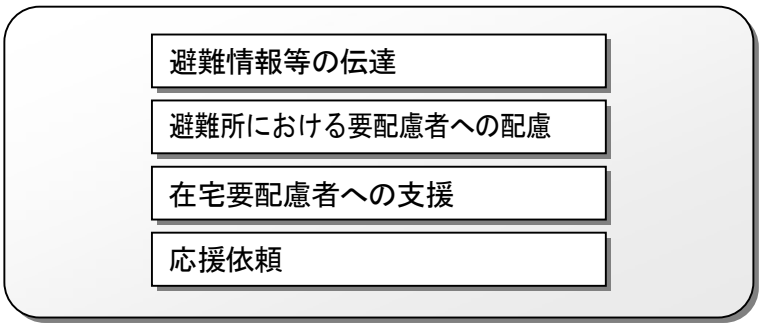

(1) 避難情報の伝達

市は、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者に対し避難支援対策と対応した避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

《参考》
「避難準備・高齢者等避難開始」は、災害発生の危険性が高まった時に地方自治体が発する「避難情報」等の一つとして、新たに加えられた情報である。
この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

① 浸水想定区域の在宅の要配慮者への避難情報の伝達

市は、防災行政無線(同報系) のほかサイレン、警鐘、広報車、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター等を用いて避難情報を伝達する。避難準備・高齢者等避難開始に従い避難支援者は、要配慮者に対する避難の支援活動を開始する。

② 浸水想定区域の要配慮者利用施設への避難情報の伝達

浸水想定区域内にある社会福祉施設等の要配慮者利用施設に対しては、市から避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報がメール等により伝達される。

避難情報を受信した各施設は、各施設で作成した避難確保計画に基づき対応する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

要配慮者関係部局は、避難所における要配慮者の安全を確保する。

① スペースの確保

高齢者や障がい者等には、できる限り環境条件等の良い場所を提供するよう、避難所内に要配慮者のために区画されたスペースの確保や、和室スペースの活用など配慮する。

② 物資の提供

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

③ 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

④ 福祉避難所の開設

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

⑤ 情報提供

視覚障がい者、聴覚障がい者、及び外国人住民に対しては、特に、災害情報等の提供に配慮する。

(3) 在宅要配慮者への支援

要配慮者関係部局は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

① 情報の提供

被災した在宅要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクスや文字放送テレビ、携帯電話の文字メール、ホームページ等により、情報を随時提供していく。

② 相談窓口の開設

市は、市役所や、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、

医師、ソーシャルワーカー等を配置し、在宅要配慮者への支援に関する対策についての総合的な相談に応じる。

③ 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、チームを編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

④ 生活支援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の供給を行う。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

⑤ 福祉避難所の活用

社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

３．２ 外国人住民の安全確保 ⇨『 総合政策部、市民生活部 』

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
第３　要配慮者の安全確保
『 ３．２ 外国人住民の安全確保 』
を準用する。

第４　医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

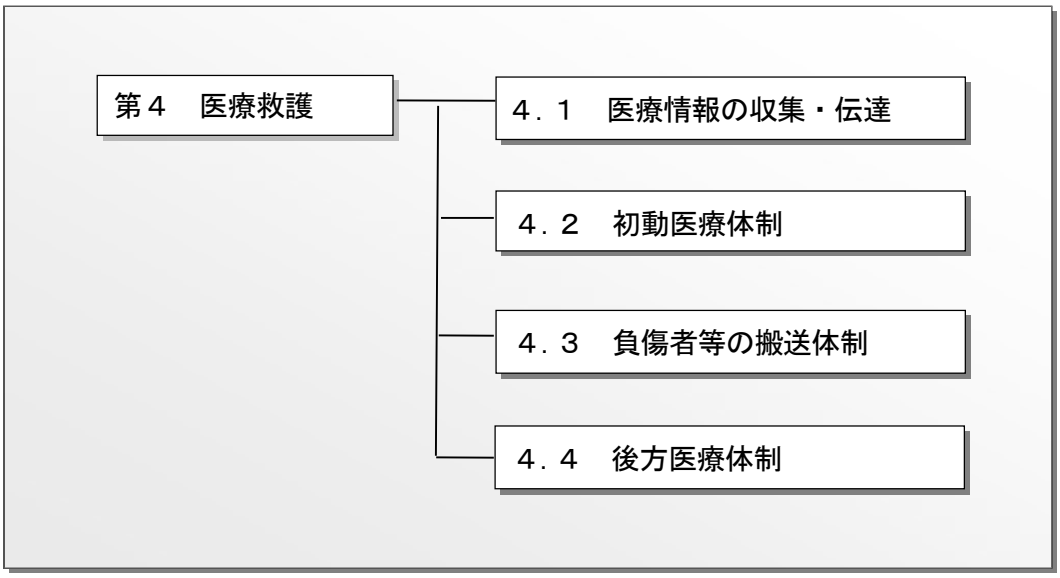

本事項については

第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策計画
　　第４節　救援・救護活動
　　『 第４　医療救護 』
を準用する。（p. 2-211～）

第５　感染症予防及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する感染症予防及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

- 第５　感染症予防及び保健衛生
  - ５．１　感染症予防活動
  - ５．２　保健衛生活動
  - ５．３　動物愛護

本事項については

第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策計画
　　第４節　救援・救護活動
　　『 第５　防疫及び保健衛生 』
を準用する。

第６　応急給水

市は、災害に伴い飲料水の供給が途絶える又は汚染等により、市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

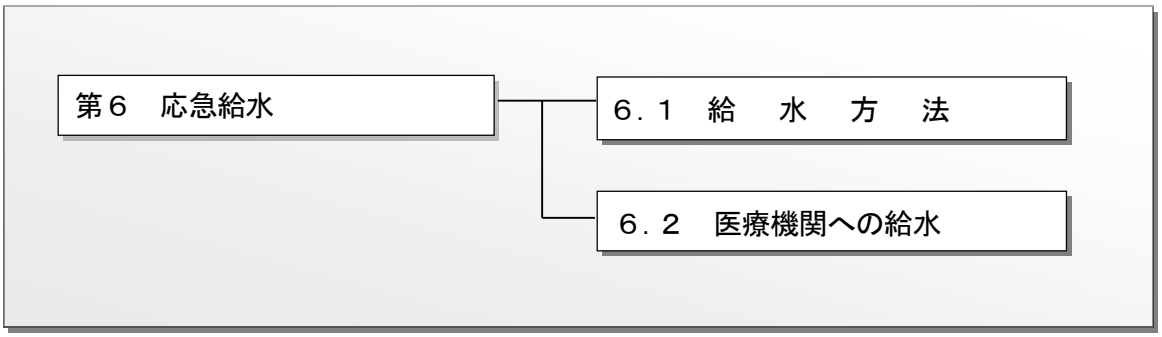

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第６　応急給水 』
を準用する。

第７　食料・生活必需品の供給

災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

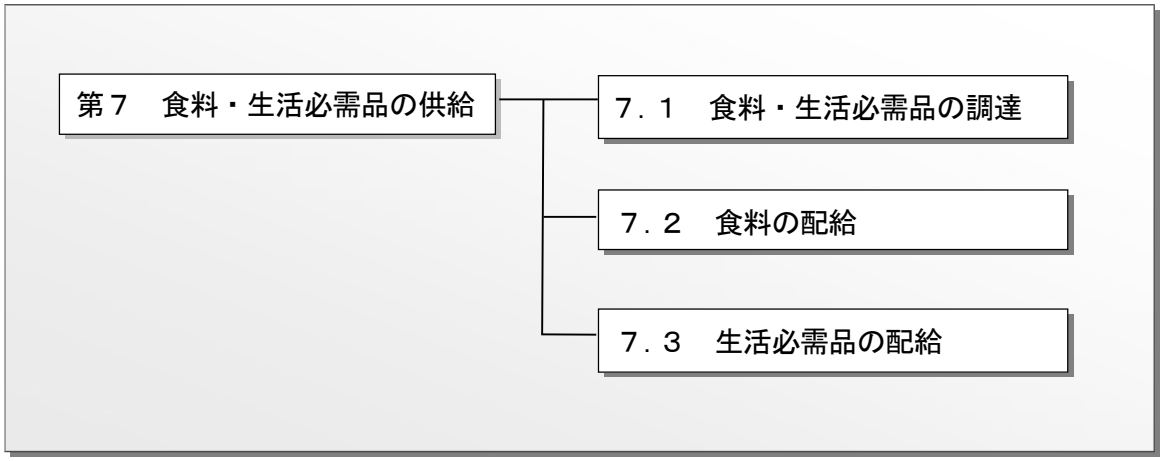

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第７　食料・生活必需品の供給 』
を準用する。

第８　住宅の確保

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で住宅の再建あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

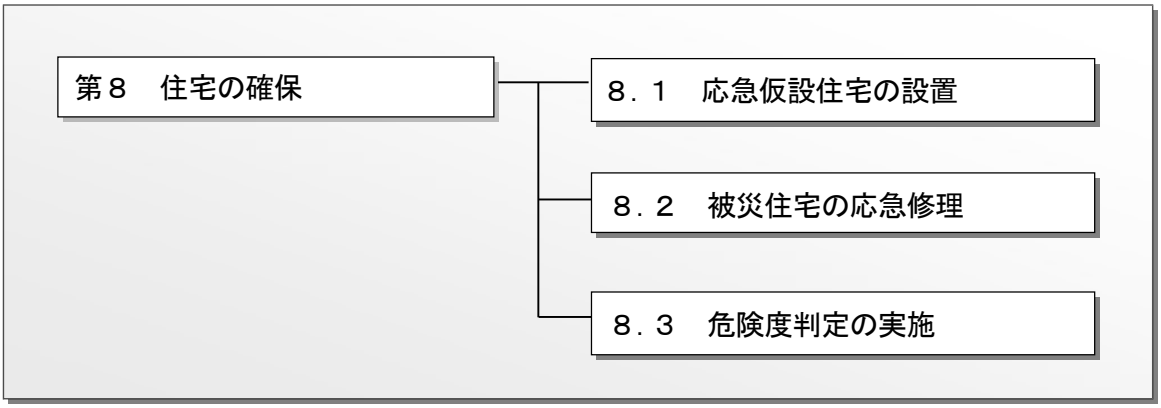

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第８　住宅の確保 』
を準用する。

第９　遺体の捜索・処理・埋葬

生命が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者等の捜索を実施する。また、災害の際に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者について警察官による検視（見分）及び医師による検案を行い、かつ身元が判明しない死亡者は適切に埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、以下に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

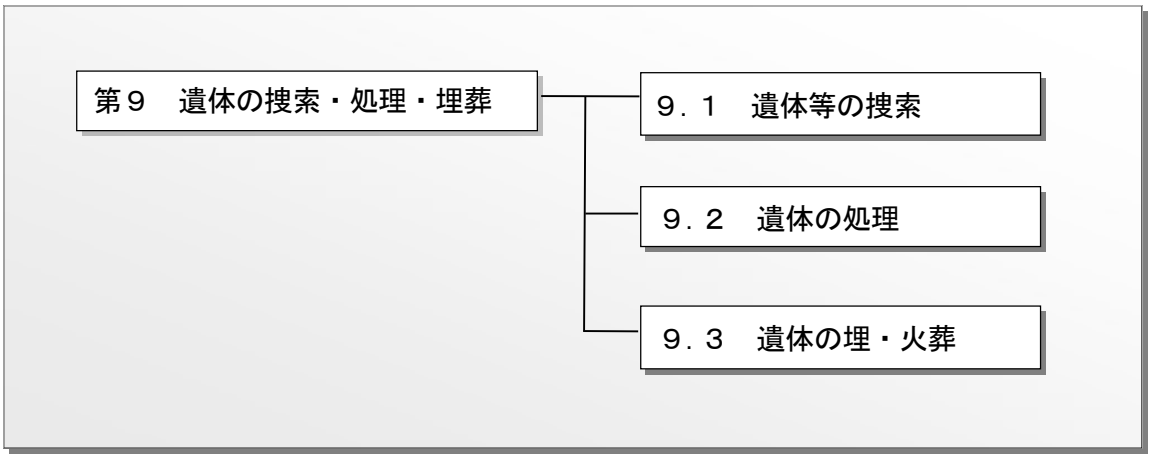

本事項については

第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策計画
　　第４節　救援・救護活動
　　『 第９　遺体の捜索・処理・埋葬 』
を準用する。

第 10　要員の確保

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、市内公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

第 10　要員の確保
10. 1　要員の確保

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第４節　救援・救護活動
『 第 10　要員の確保 』
を準用する。

第６節　都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が風水害により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。

【 都市施設の応急対策に係る事項 】

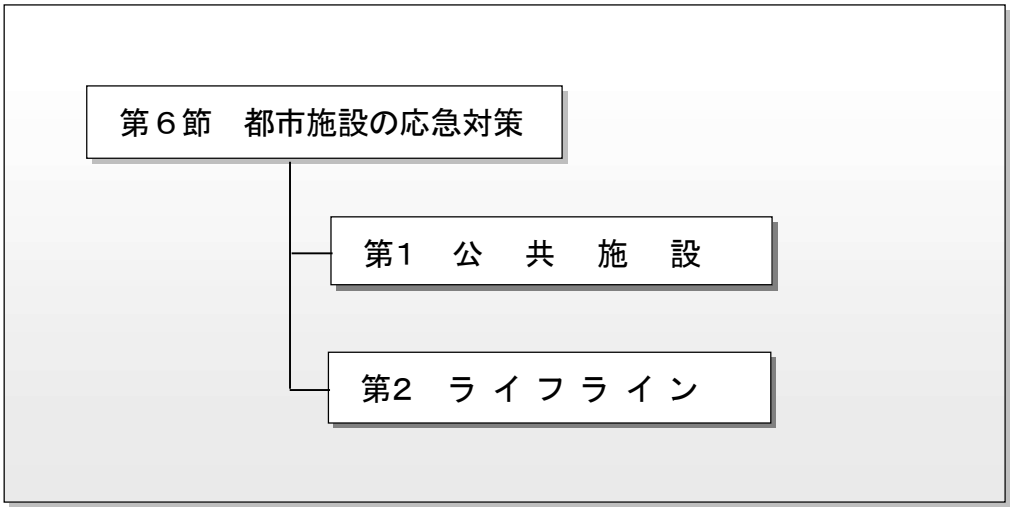

第１　公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が大規模災害により被災した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急、復旧対策を実施し災害応急対策の実行に万全を図る。

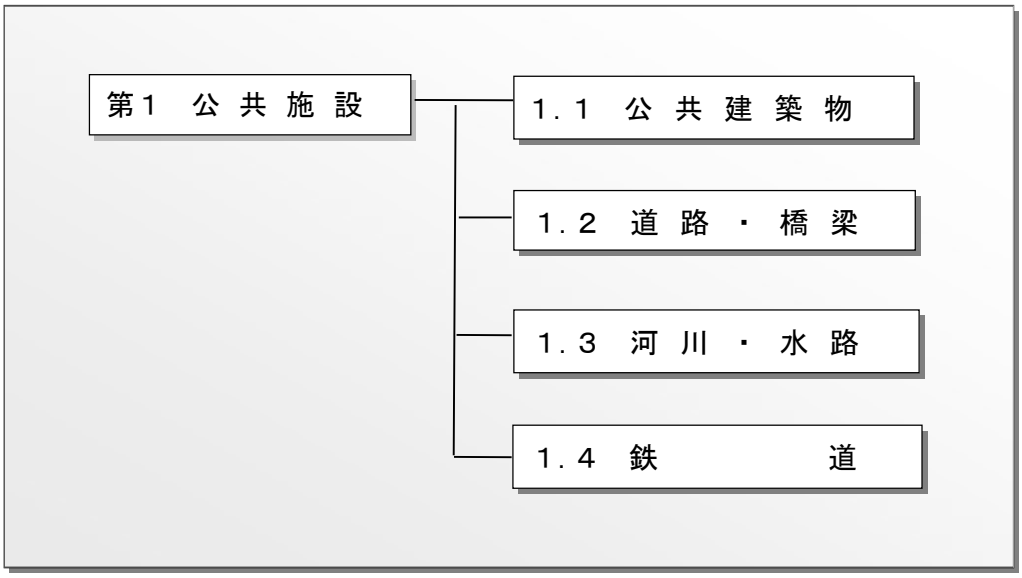

本事項については

第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策計画
　　第５節　都市施設の応急対策
　　『 第１　公共施設 』
を準用する。

第２　ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

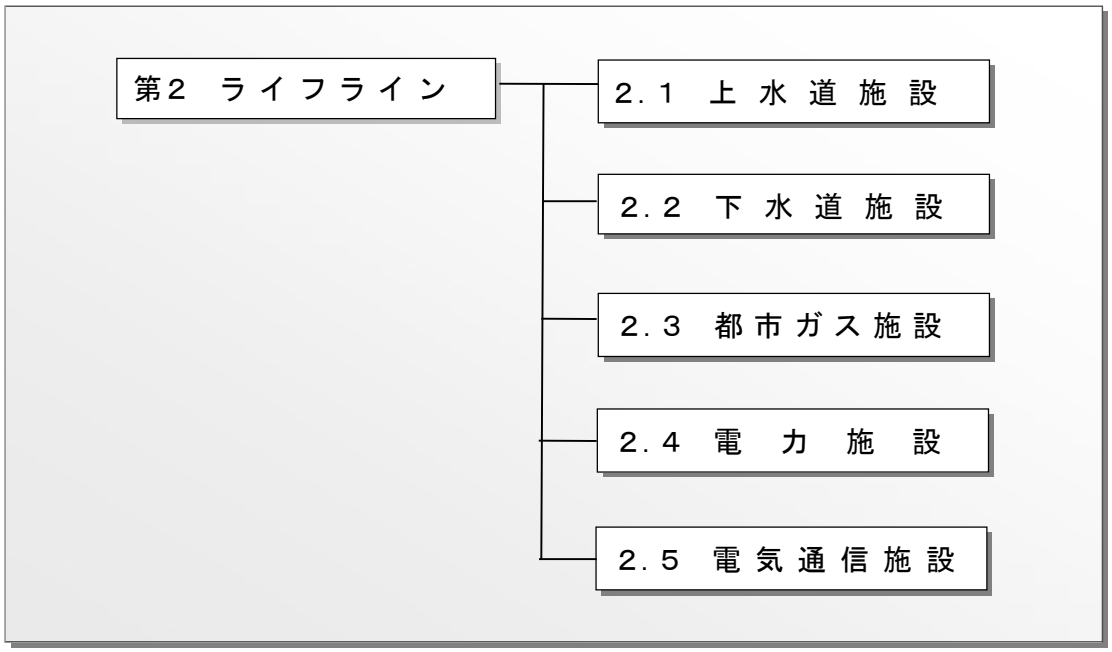

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第５節　都市施設の応急対策
『 第２　ライフライン 』
を準用する。

第７節　交通対策

大規模災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

対策に係る計画を以下に示す。

【 交通対策に係る事項 】

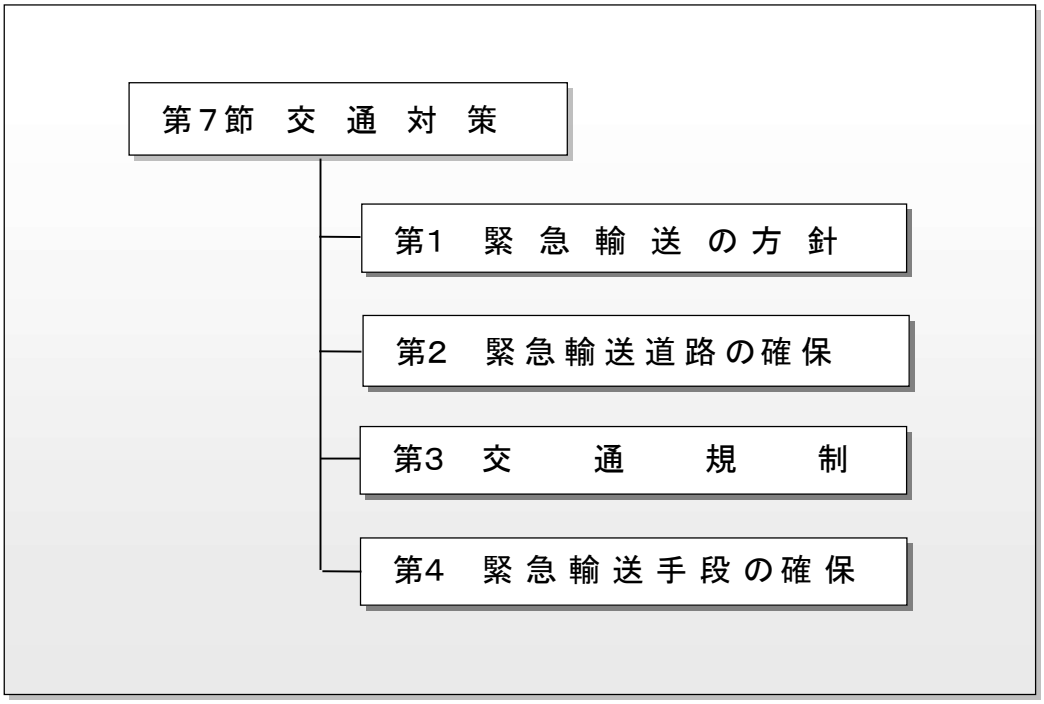

第１　緊急輸送の方針

風水害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第６節　交通対策
『 第１　緊急輸送の方針 』
を準用する。

第２　緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を、制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

- 第２　緊急輸送道路の確保
  - ２．１　道路の被害状況の把握
  - ２．２　交通障害物の除去
  - ２．３　除去作業上の留意事項

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第６節　交通対策
『 第２　緊急輸送道路の確保 』
を準用する。

第３　交通規制

災害時の市民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づいて交通規制を実施する。

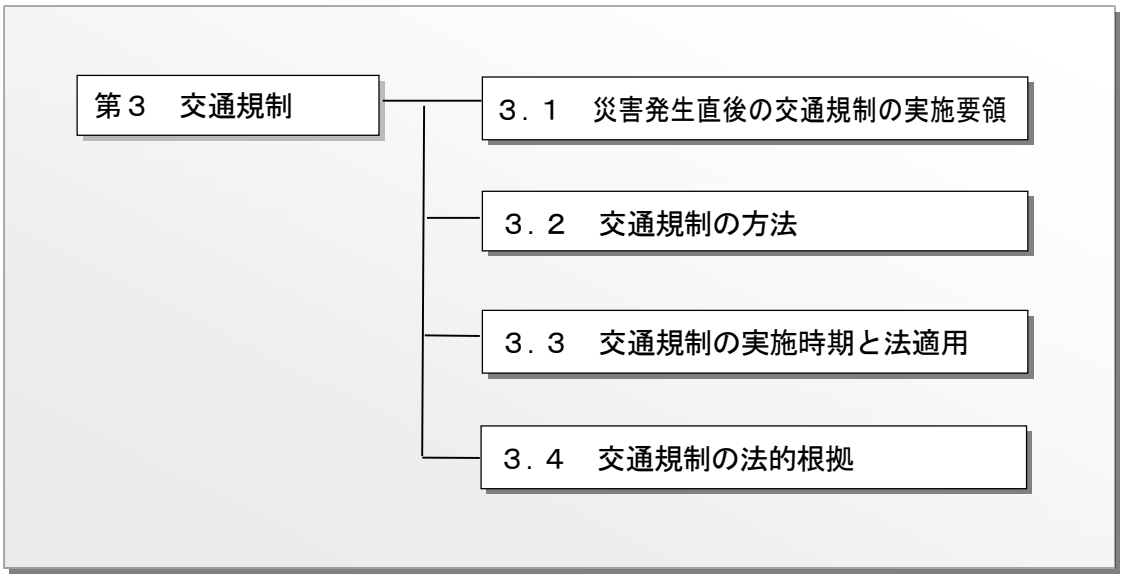

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第６節　交通対策
『 第３　交通規制 』

を準用する。

第４　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し輸送の万全を期す。

- 第４　緊急輸送手段の確保
  - ４．１　緊急輸送車両の確保
  - ４．２　緊急輸送車両の管理と運用
  - ４．３　緊急輸送車両の確認
  - ４．４　その他の輸送手段
  - ４．５　災害救助を適用した場合の応急救助のための輸送

本事項については

第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策計画
　　第６節　交通対策
　　『 第４　緊急輸送手段の確保 』
を準用する。（p. 2-268～）

第８節　廃棄物対策

洪水により浸水被害を受けた場合、水が引いた後には多量の障害物やごみが排出される等、生活を営む上で様々な面で不都合が生じる。

市は、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図る。

廃棄物対策に係る計画を以下に示す。

【 廃棄物対策に係る事項 】

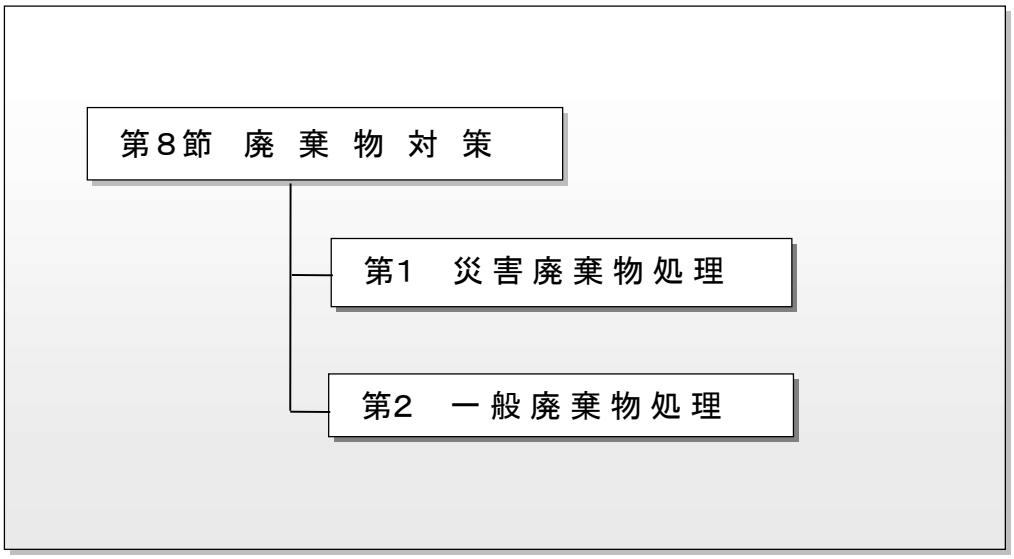

第１　災害廃棄物処理

大規模災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、「環境経済部」は、「都市整備部」と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

- 第１　災害廃棄物処理
  - １．１　住宅関係障害物の除去
  - １．２　災害廃棄物の処理

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第７節　廃棄物対策
『 第１　災害廃棄物処理 』
を準用する。

第２　一般廃棄物処理

大規模災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。
このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

- 第２　一般廃棄物処理
  - ２．１　ご　み　処　理
  - ２．２　し　尿　処　理

本事項については
第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第７節　廃棄物対策
『 第２　一般廃棄物処理 』
を準用する。

第９節　教育福祉対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育部」及び私立学校設置者、並びに「福祉部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。
教育福祉対策の計画を以下に示す。

【 教育福祉対策に係る事項 】

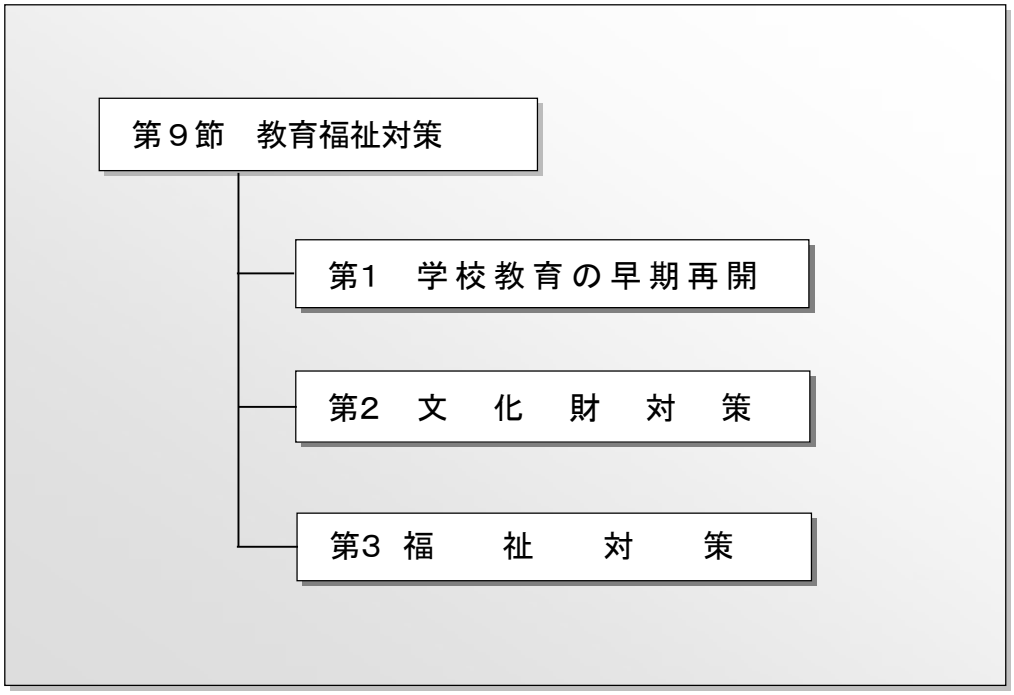

第１　学校教育の早期再開

災害時に児童・生徒の安全を確保し、また、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市は、関係機関の協力を得て教育の早期再開を図るため、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

- 第１　学校教育の早期再開
  - １．１　児童・生徒の安否確認
  - １．２　学校施設の応急復旧
  - １．３　応急教育の実施
  - １．４　教材・学用品の調達・支給

本事項については

第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策計画
　　第８節　教育福祉対策
　　『 第１　学校教育の早期再開 』
を準用する。

第２　文化財対策

「社会教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に風水害による被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

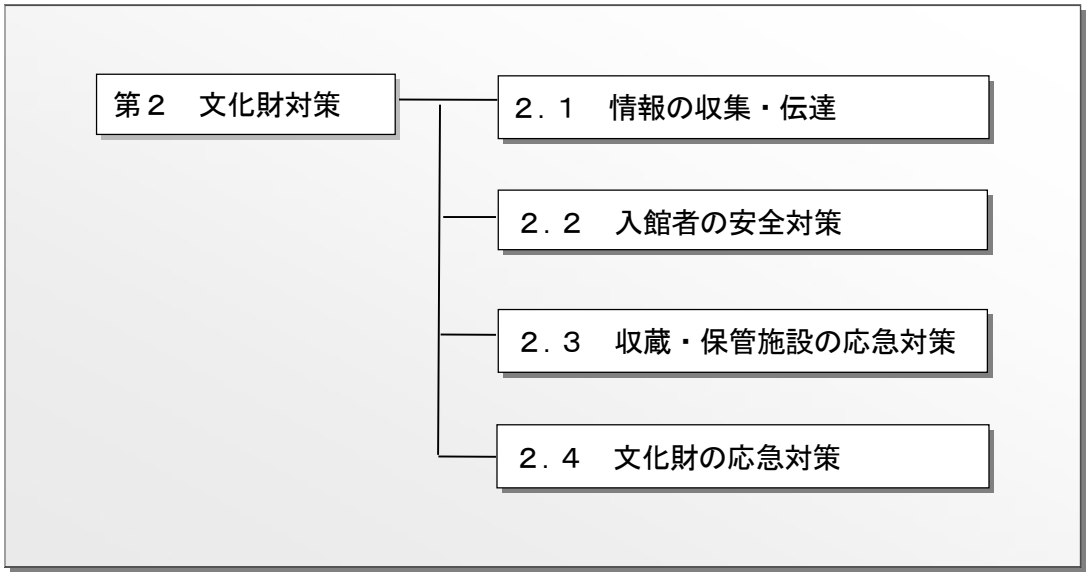

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第８節　教育福祉対策
『 第２　文化財対策 』
を準用する。

第３　福祉対策

市立福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び要保護児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

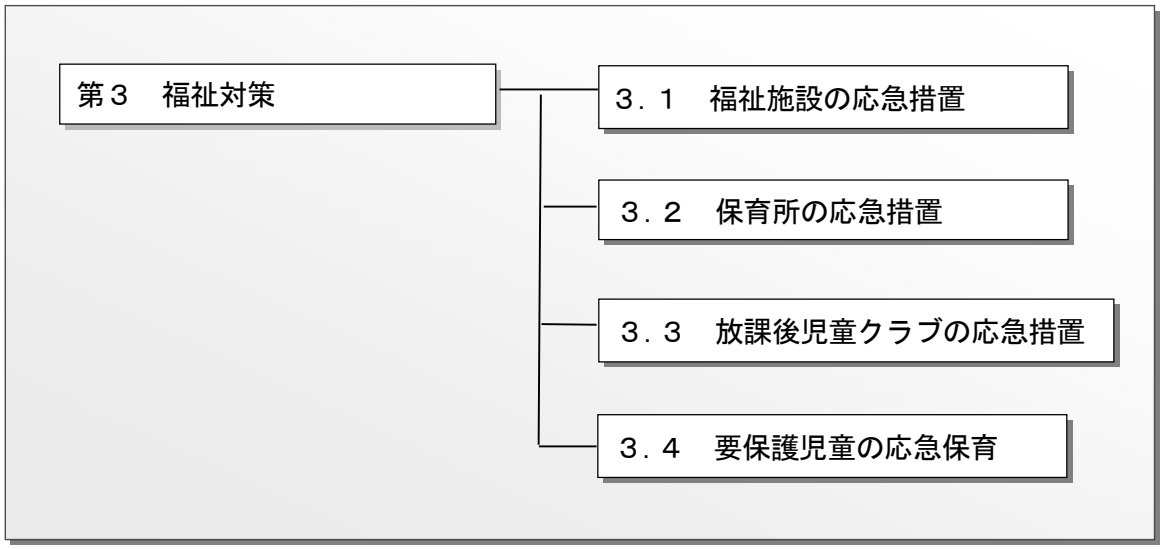

本事項については

第２編　震災対策計画
第３章　震災応急対策計画
第８節　教育福祉対策
『 第３　福祉対策 』
を準用する。

第４章　風水害復旧・復興対策計画

風水害復旧・復興対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

【 施策の体系 】

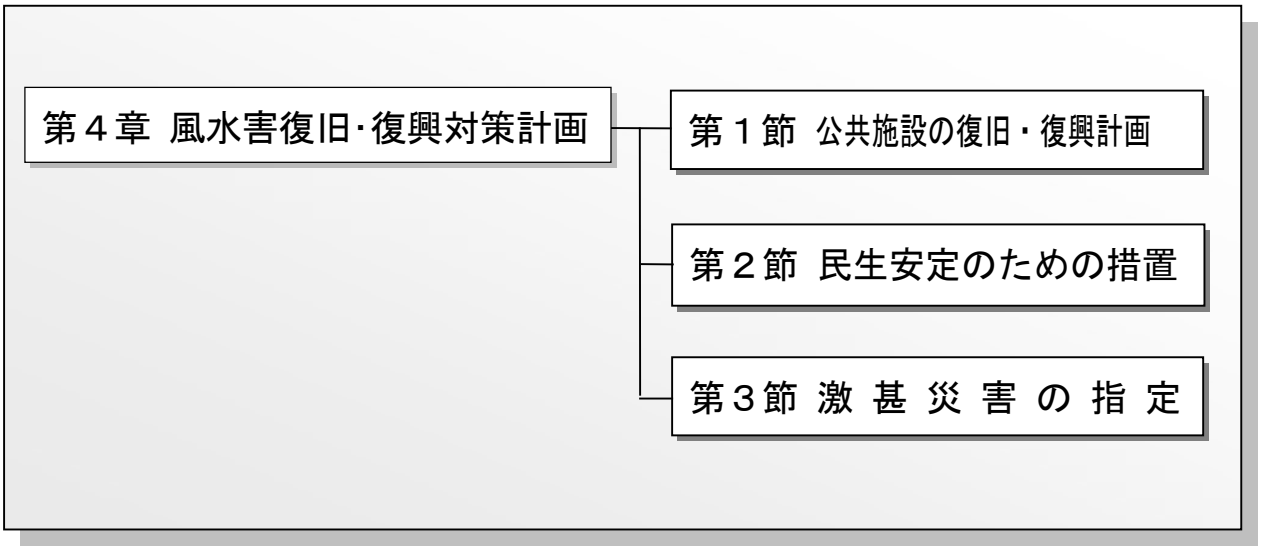

第１節　公共施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。

【 公共施設の復旧・復興計画に係る事項 】

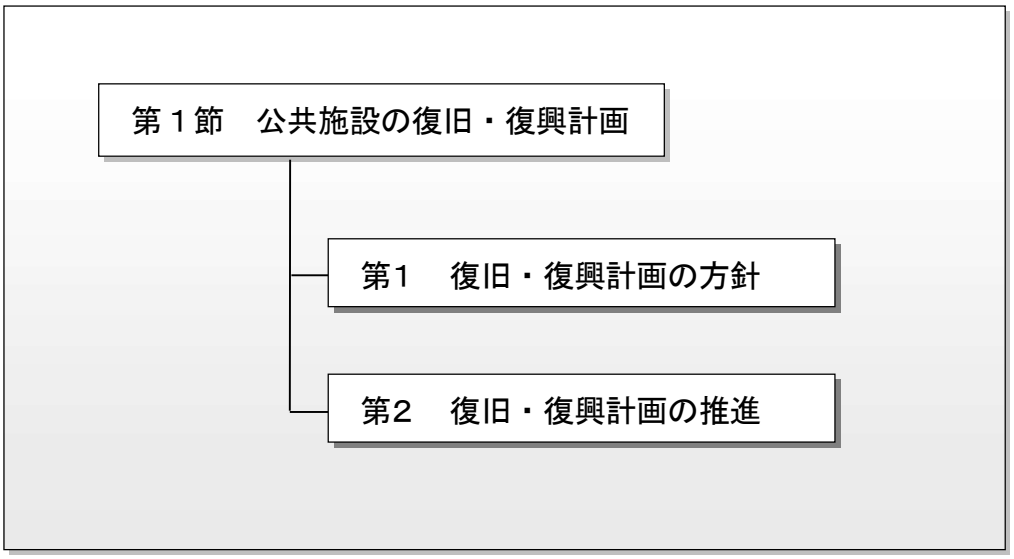

第１　復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

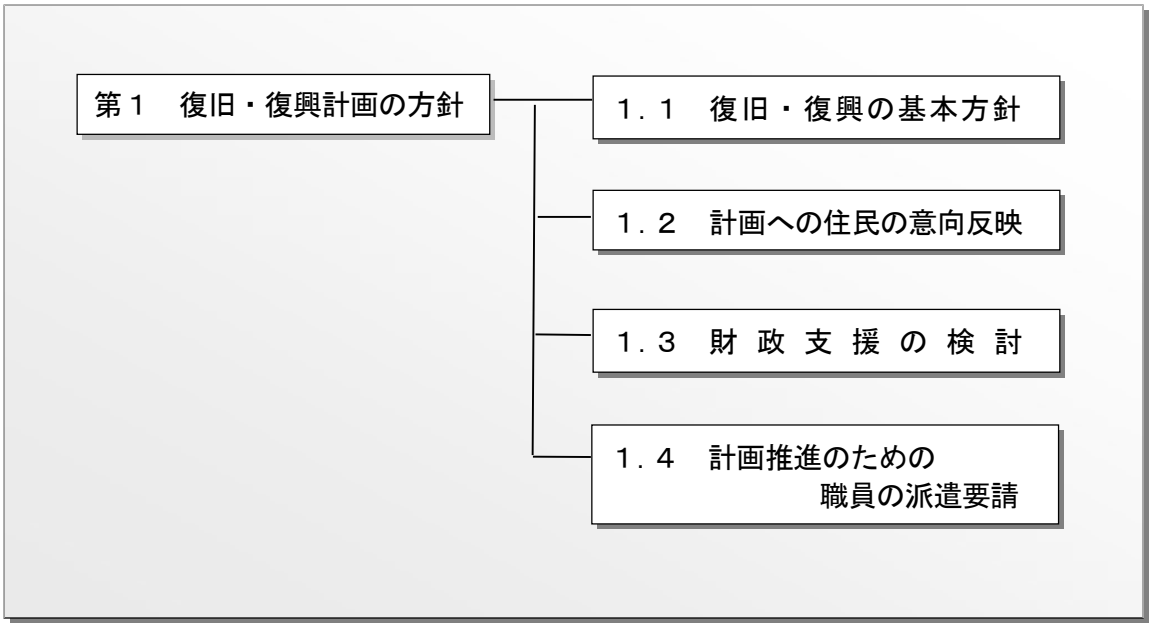

本事項については

第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧・復興対策計画
　　第１節　公共施設の復旧・復興計画
　　『 第１　復旧・復興計画の方針 』

を準用する。

第２　復旧・復興計画の推進

復旧計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画及び復興計画の作成等により推進を図る。

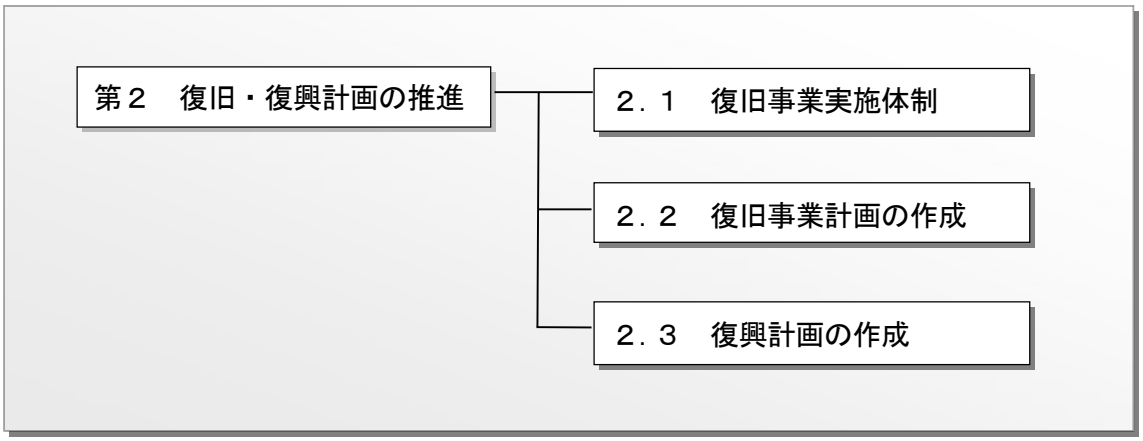

本事項については

第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧・復興対策計画
　　第１節　公共施設の復旧・復興計画
　　『 第２　復旧・復興計画の推進 』

を準用する。

第２節　民生安定のための措置

大規模な風水害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

【 民生安定のための措置に係る事項 】

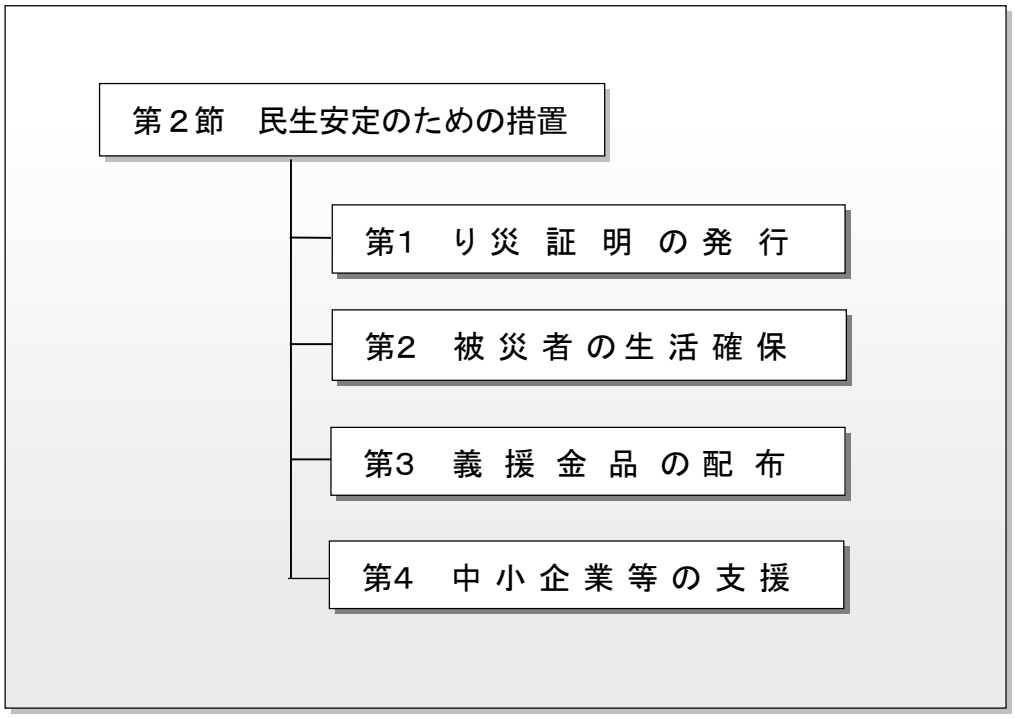

第１　り災証明の発行

り災証明は、市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第２条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。

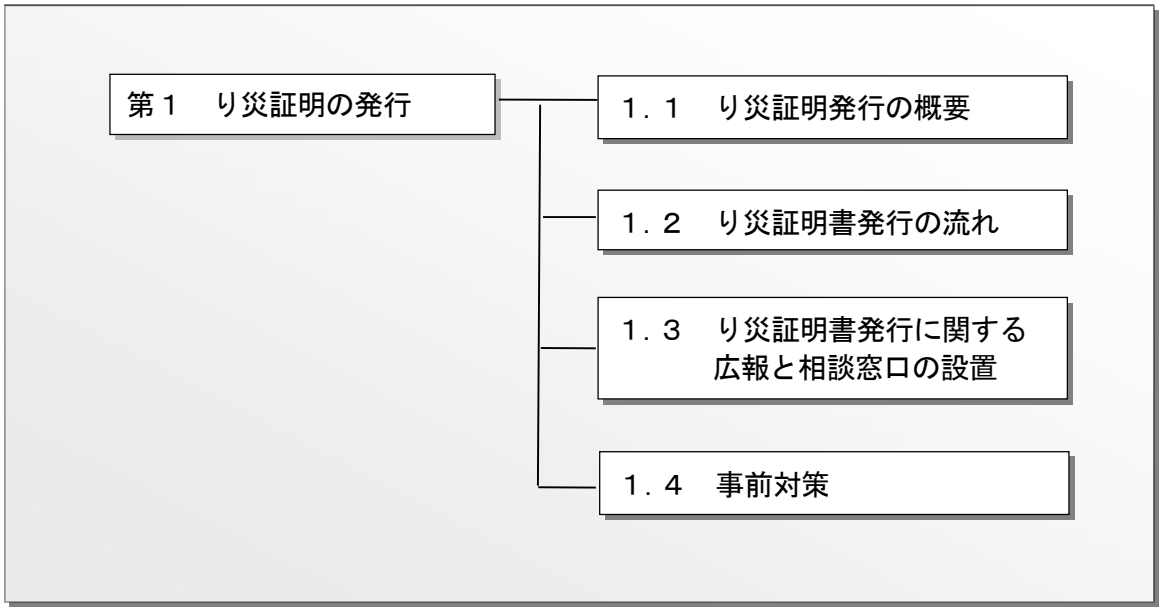

本事項については

第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『 第１　り災証明の発行 』
を準用する。

第２　被災者の生活確保

風水害により被害を受けた市民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

- 第２　被災者の生活確保
  - ２．１　生活相談
  - ２．２　災害弔慰金等の支給
  - ２．３　災害援護資金の貸付
  - ２．４　住宅の再建
  - ２．５　職業の斡旋
  - ２．６　租税等の徴収猶予及び減免等
  - ２．７　生活保護
  - ２．８　借地借家の特例の適用に関する計画

本事項については

第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『 第２　被災者の生活確保 』

を準用する。

第３　義援金品の配布

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保する。
また、配分委員会を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。

- 第３　義援金品の配布
  - ３．１　受付窓口の開設
  - ３．２　受付・募集
  - ３．３　保管及び配分

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『 第３　義援金品の配布 』
を準用する。

第４　中小企業等の支援

風水害により被害を受けた中小企業者及び農林業者等の復旧に資するため、市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

- 第４　中小企業等の支援
  - ４．１　中小企業関係融資
  - ４．２　農林業関係融資

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
第２節　民生安定のための措置
『 第４　中小企業等の支援 』
を準用する。

第３節　激甚災害の指定

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

【 激甚災害の指定に係る事項 】

- 第３節　激甚災害の指定
  - 第1　激甚災害に関する調査及び指定の促進
  - 第2　特別財政援助額の交付手続等

本事項については
第２編　震災対策計画
第４章　震災復旧・復興対策計画
『 第３節　激甚災害の指定 』
を準用する。

第５章　事故災害対策計画

本市域において市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生した場合、本市は、以下に示す対策計画に従い、災害対策活動を実施する。

【 施策の体系 】

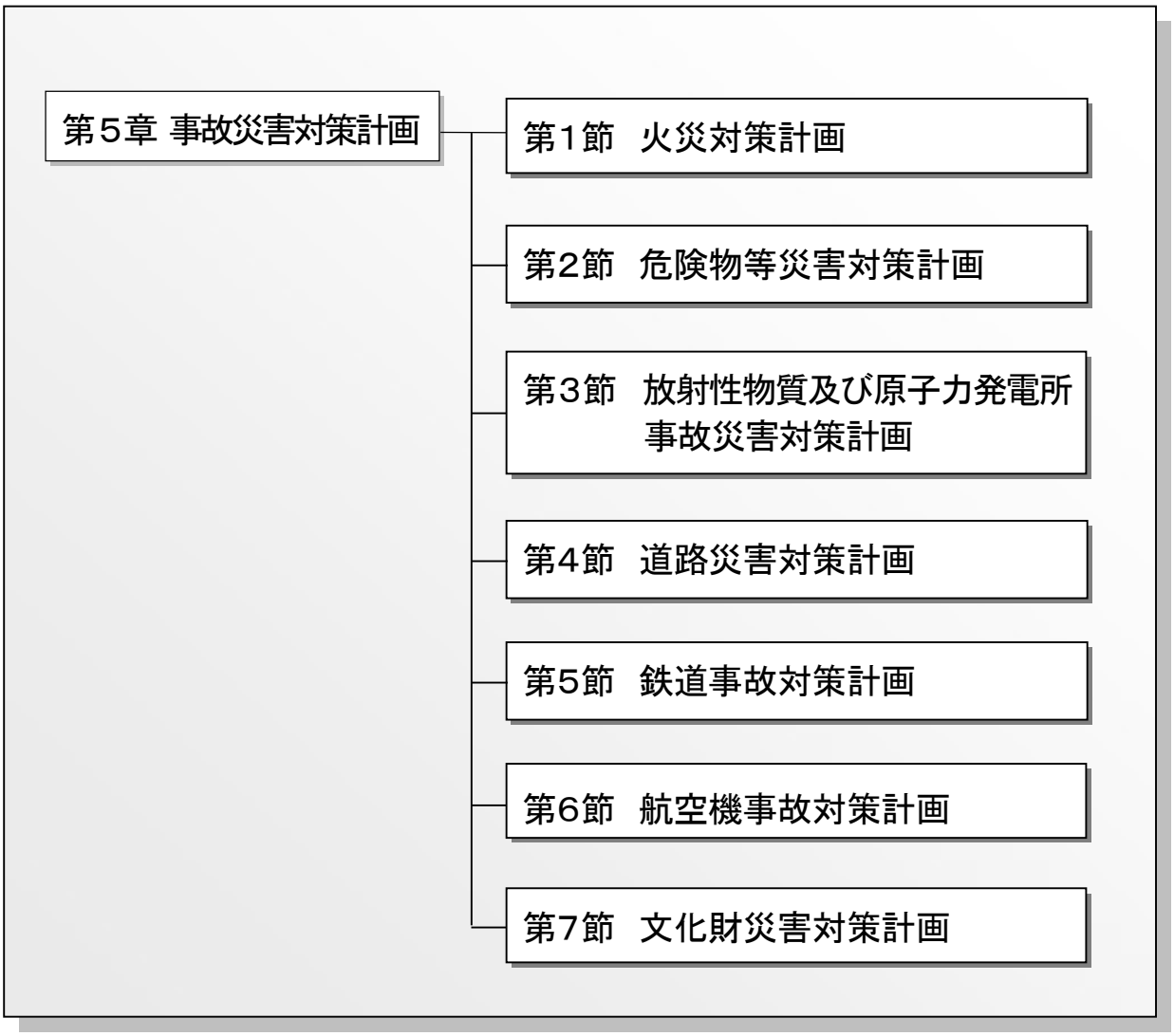

第１節　火災対策計画

【 火災対策計画に係る事項 】

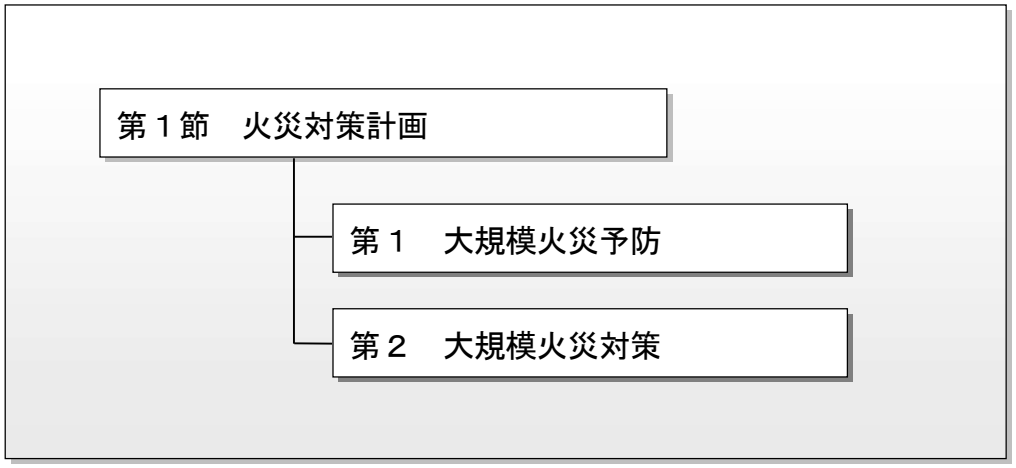

第１　大規模火災予防

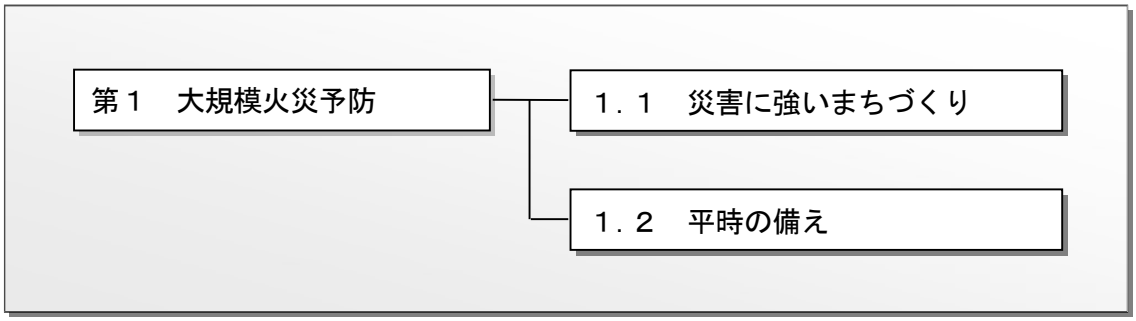

１．１ 災害に強いまちづくり　⇨『 消防部 』

密集市街地等における大規模火災に備え、防災まちづくりを通じた災害に強い都市構造の形成を図るとともに、以下のように火災に対する建築物の安全化、火災発生原因の制御等の対策を行う。

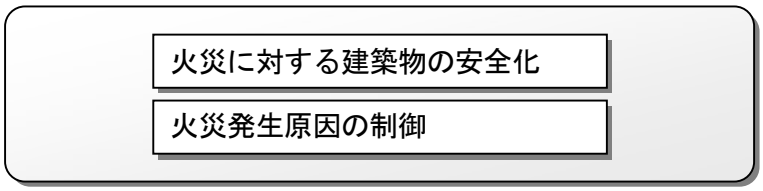

(1) 火災に対する建築物の安全化

消防本部は、防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導する。事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

(2) 火災発生原因の制御

① 建築物の防火管理体制

消防本部は、法令で定められた防火対象物について、防火管理者を選任させるよう指導する。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

② 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火責任者に対して指導を行う。

③ 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理等について、指導徹底を図る。

④ 火災予防運動の実施

消防本部は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年２回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

１．２　平時の備え　　➪『 市長公室、消防部 』

密集市街地等における大規模火災に備え、以下の対策を実施する。

- 情報伝達体制
- 組織体制
- 関連機関との連携
- 資機材の整備
- 緊急輸送
- 避難
- 訓練
- 普及啓発

(1) 情報伝達体制

① 関連機関

県を通じて他市町村、警察、消防機関等の関係機関との間に災害情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。災害時における情報通信手段を確保するため、県との連携のもと、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

② 被災者等

大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、県や報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(2) 組織体制

職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害発生現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(3) 関連機関との連携

応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化する。

(4) 資機材の整備

大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防体制の整備に努める。

(5) 緊急輸送

大規模火災発生時に、県との連携により、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施できるよう、輸送手段の確保を図る。

(6) 避難

① 避難誘導

避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成しておく。また、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

② 避難場所等

都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に一時避難場所及び避難場所を指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるほか、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災等が発生した場合を勘案し、広域避難場所を選定・確保する。

(7) 訓練

県や事業者と連携し、大規模火災を想定した住民参加による実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(8) 普及啓発

県や関係機関の協力を得て、年２回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難場所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。また、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、「まちづくり点検マップ」の作成等を通じて防災に関する教育の充実に努める。また、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人住民等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第２　大規模火災対策

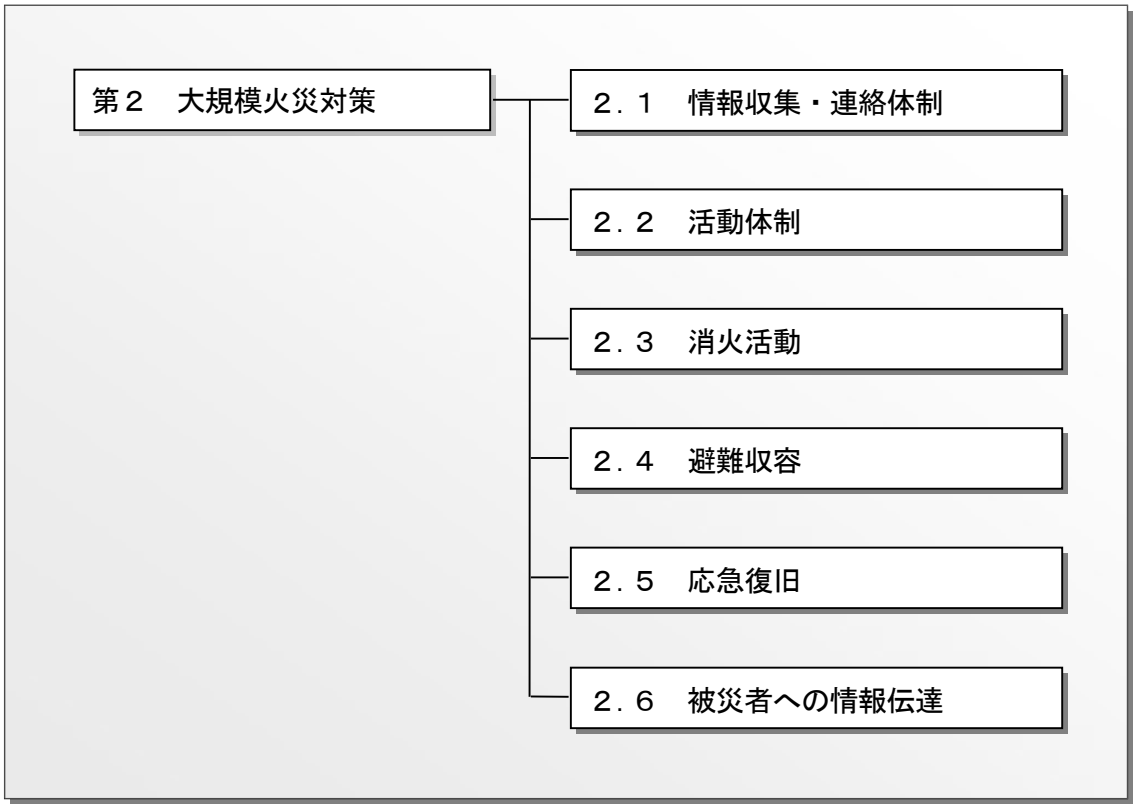

２．１ 情報収集・連絡体制　➪『 消防部、市長公室 』

大規模火災時には、火災の発生状況や人的被害状況等の現場の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。引き続き、応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県へ連絡する。そのため、災害発生後は、電気通信事業者の協力を得て速やかに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

大規模火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

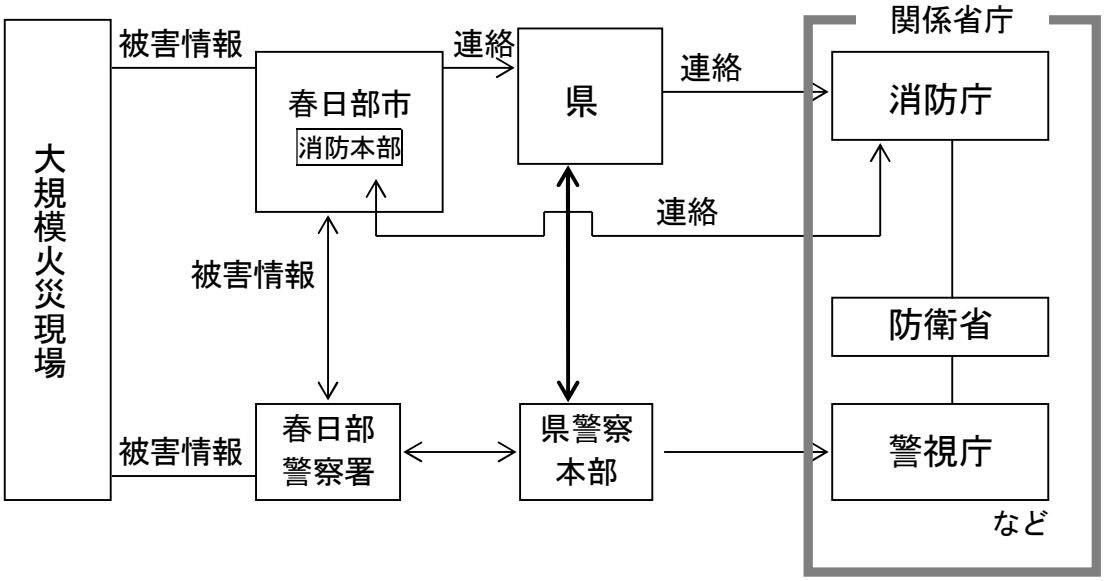

２．２ 活動体制　　➪『 消防部、市長公室 』

災害発生後は速やかに職員の非常参集を行い、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市内に大規模火災が発生した場合は、「**第２編 第３章 第１節『第２ 活動体制』**」(p. 2-123)に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。本部を設置した場合は、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

大規模な災害が発生し、消防力の増強が必要と認められる場合は、県を通じて緊急消防援助隊の要請を行う。応援要請については、「**第２編 第３章 第３節『第７ 応援部隊の要請』**」(p. 2-190)による。また、自衛隊の災害派遣要請は、「**第２編 第３章 第１節『第５ 自衛隊の災害派遣』**」(p. 2-145)に準ずる。

２．３ 消火活動　　➪『 消防部 』

消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

２．４ 避難収容　　➪『 市長公室、各部共通 』

災害発生時における避難誘導については、「**第２編 第３章 第４節『第２ 避難』**」(p. 2-197)に準じて実施する。

２．５ 応急復旧　　➪『 各部共通 』

県や公共機関と連携し、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

２．６ 被災者への情報伝達　　➪『 市長公室、各部共通 』

県や防災関係機関との連携により、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや道路・鉄道、公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人住民等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置し、必要な人員の配置等体制の整備を図るとともに、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第２節　危険物等災害対策計画

【 危険物等災害対策計画に係る事項 】

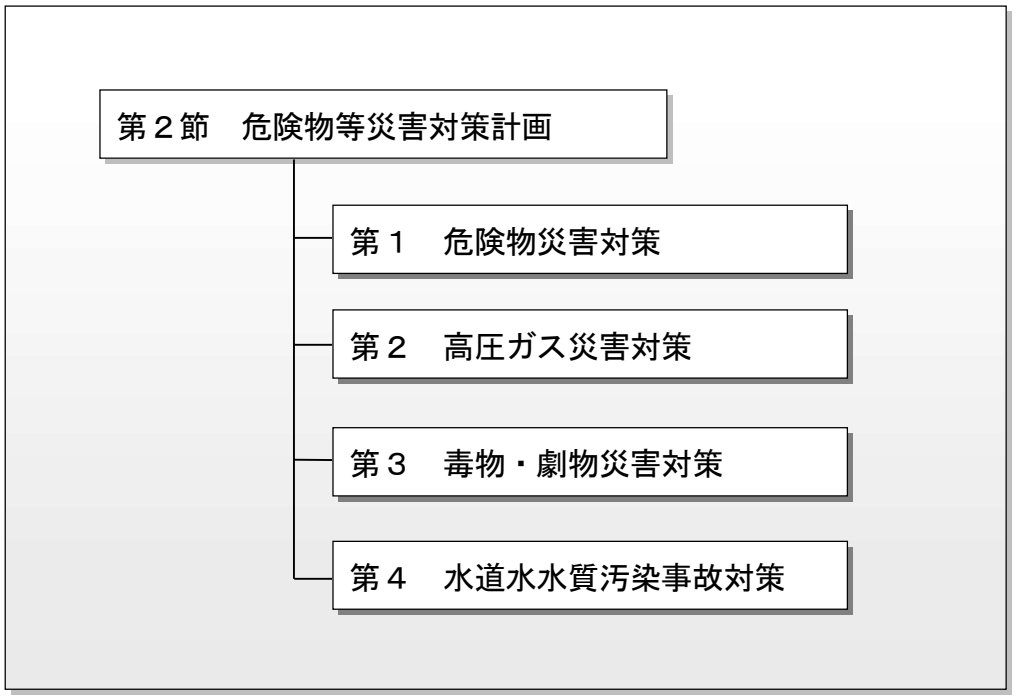

第１　危険物災害対策

本市の危険物施設には、製造所、屋内貯蔵所、給油取扱所等が設置されている。

➪『【資料編(1)】第２「危険物施設設置状況一覧」』参照

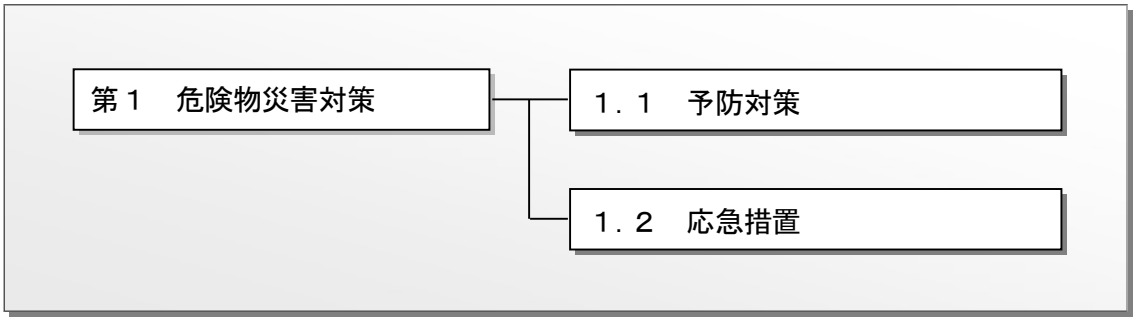

１．１ 予防対策　　➪『 消防部 』

市内にある危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため以下の方策をもって指導し、危険物災害を防止する。

ア．法令に基づく立入検査を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。

イ．事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。

ウ．事業所等における危険物取扱者の有資格者の養成を指導し、危険物による災害防止を図る。

エ．危険物を貯蔵、取扱う事業所における自主管理体制の確立を図る。

１．２ 応急措置　　➪『 消防部 』

市内に危険物災害が発生した場合は、法令、県地域防災計画及び春日部市地域防災計画の定めるところにより、関係事業所、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体等の協力を得て応急対策を実施する。

危険物施設等関係事業所に対しては、災害時の応急対策として当該施設の実態に応じ、次の応急措置を講ずるように指示する。

施設管理者が実施する危険物施設の応急対策

ア．危険物が流出、爆発のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は緊急停止措置を実施する。

イ．危険物施設の現状把握と災害の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火施設、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

ウ．危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

エ．危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

オ．災害を発見したときは、速やかに主管機関の県、警察署、消防等防災関係機関に通報し状況を報告する。

第２　高圧ガス災害対策

第２　高圧ガス災害対策
- ２．１　予防対策
- ２．２　応急措置

２．１ 予防対策　　➪『 消防部 』

市内にある高圧ガス施設における災害の発生及び拡大を防止するため、消防本部は以下の対策を行う。

ア．施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。

イ．立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。

ウ．火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

エ．ＬＰガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

また、県が行う以下の災害対策に協力する。

県が実施する高圧ガス施設の災害予防対策

ア．高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

イ．経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

ウ．埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

エ．高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

２．２ 応急措置　　➪『 消防部 』

高圧ガス災害が発生した場合は、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年３月 17 日決裁)」に基づき施設管理者及び県が応急措置を実施する。消防部は、高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状況になった旨施設管理者から通報を受けた場合、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置に協力する。

施設管理者等が実施する措置

ア．作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ．貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ．ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ．充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

第３　毒物・劇物災害対策

第３　毒物・劇物災害対策
- ３．１　予防対策
- ３．２　応急対策

３．１ 予防対策　　⇨『 消防部 』

市内にある毒物・劇物取扱施設における災害の発生及び拡大を防止するため、消防部は以下の対策を行う。

ア．貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。

イ．防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

また、県が実施する以下の対策に協力する。

県が実施する毒物・劇物の災害予防対策

ア．毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ．警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

ウ．埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

３．２ 応急対策　　⇨『 消防部 』

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、施設管理者は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

消防部は、毒物・劇物取扱施設に災害が発生し、又は危険な状況になった旨施設管理者から届け出を受けた場合、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置に協力する。なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊(毒劇物対応小隊)により、応急措置を講ずる。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

施設管理者等が実施する措置

ア．毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
イ．災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
ウ．毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第４　水道水水質汚染事故対策

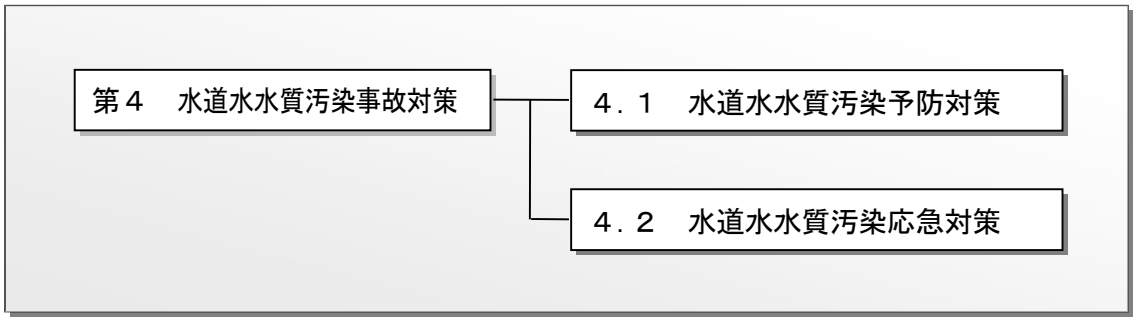

水源、浄水場及び管路の水道施設において水質汚染事故が発生した場合、水道部では緊急措置、応急給水等の応急対策を実施する。

水質汚染事故発生時に、通常給水の早期の復旧と計画的な応急給水の実施などの応急対策の諸活動を迅速かつ適確に実施できる体制を作り、水質汚染事故対応を適切に行うことを目的とする。

➪『【資料編(2)】第４「本市の配水系統概念図」』参照

本市は、埼玉県企業局が運営する埼玉県庄和浄水場で浄水処理された水道水（以下「県水」という）と、市が所有する井戸水を浄水処理した水道水（以下「自己水」という）を混ぜたものを、市民へ水道水として給水している。県水と自己水の比率は、おおよそ９：１となっている。

４．１ 水道水水質汚染予防対策　　➪『 水道部 』

(1) 浄水設備の水質管理

本市の浄水設備は、井戸水に滅菌剤を注入し、ろ過する。浄水設備は定期的に点検・清掃し、適切な水質管理に努める。

また、浄水設備で用いる消毒剤は、高温での貯蔵や長期間の貯蔵により、劣化し、水質低下を招く。そのため市では、品質低下しにくい最高品質の滅菌剤を使用する。さらに品質低下を防ぐために、温度や貯蔵期間の管理を適切に行う。

(2) 配水の水質管理

市では、常時水質監視をするため、各浄水場や花積、内牧、千間、小渕、赤沼、西宝殊花に連続自動水質監視装置を設置している。また監視装置だけでなく、毎日、人による実測を行うなど、監視装置の点検・管理を行い、適切な水質管理に努める。

(3) 水質検査

水道関連法令では、水質検査項目は「水質基準」「水質管理目標設定項目」「要検討項目の３種に分けられる。（下図のとおり）。

「水質基準」は、人の健康に影響を与えるおそれがある健康関連項目 31 項目と生活利用上、施設管理上、水道水が有すべき性状に関連する生活関連項目 20 項目の計 51 項目が定められており、水道事業者には検査義務がある。

「水質管理目標設定項目」は、評価値が暫定の物質や検出レベルが高くない物質であるものの、水質管理上留意すべき項目であり、「要検討項目」は、毒性評価が定まらない物質や水道水中での検出実態が明らかでない項目である。これらに検査義務はない。

市では、検査義務のある水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目の水質検査を行い、適切な水質管理に努める。また、自己水源である井戸水も水質検査を行う。

さらに福島第一原子力発電所事故に対応して示された「今後の放射性物質のモニタリング方針について」に従い、浄水のモニタリングを実施する。

【 法令で定められている検査項目などの位置づけ 】

平成30年現在

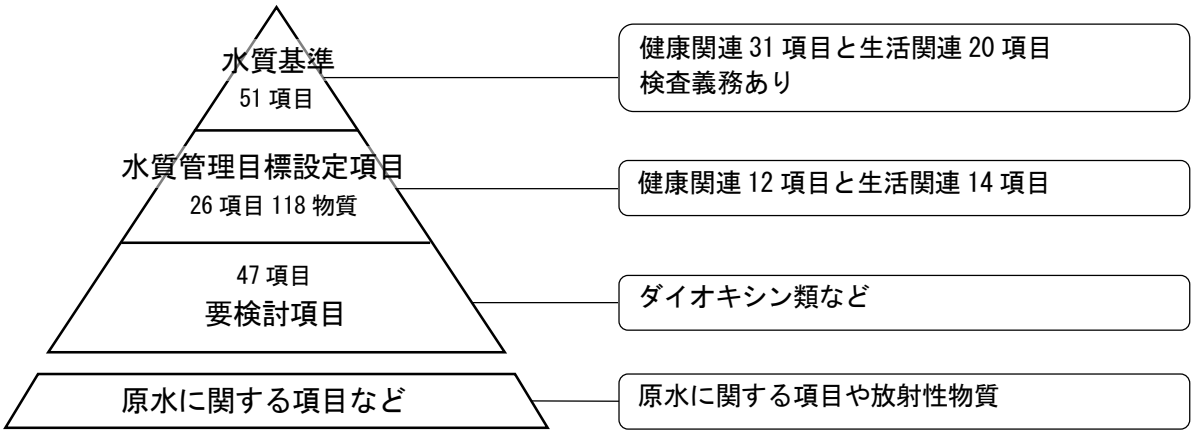

４．２ 水道水水質汚染応急対策　　➪『 水道部 』

- 応急体制組織と業務
- 水質汚染事故の想定
- 初動体制の確立
- 被害想定と応援依頼
- 関係機関との連携

(1) 応急体制組織と業務

水質汚染事故発生時の応急対策業務は初動体制の確立、応急体制の確立、応急給水の実施、汚染源の緊急措置・応急復旧に区分される。

➪『【資料編(2)】第５「水質事故対策本部組織図」』参照
➪『【資料編(1)】第 41「水質事故に係る応急対策業務一覧表」』参照

(2) 水質汚染事故の想定

水質汚染事故は、想定されるべく状況等を考慮し、県水（埼玉県庄和浄水場）の水質汚染事故と自己水（市内地下水）の水質汚染事故に大別する。

水質汚染事故の区分	県水	自己水(市内地下水)
水質汚染事故発生場所	埼玉県庄和浄水場	東部･南部･北部･庄和浄水場 ※

注）※浄水場（東部・南部・北部・庄和）のいずれかにおいて、自己水（井戸）の水質汚染事故が発生した場合、各浄水場の配水管が連結しており、加えて県水による対応が可能なことから、汚染のない浄水場からの配水により対応する。

(3) 初動体制の確立

水質汚染事故時の職員の非常配備基準を下表に示す。

なお、第２及び第３非常配備の場合、春日部市水道事業水質汚染事故対策マニュアルに基づき、水道事業管理者は水質汚染事故対策本部※①を設置する。

【 非常配備基準（水道部） 】

非常配備	配備基準	出動範囲	応急対策の内容
第１非常配備	井戸での水質異常があるが取水停止に至らない場合、及び取水停止（浄水停止）を行うが水運用によって送配水が継続できる場合。	班長以上及び取浄水班全員	汚染状況の把握、緊急措置、情報連絡等。
第２非常配備※②（水質汚染事故対策本部設置）	長時間の取水停止（送水停止）を行い、断減水を生じる場合。	全職員	汚染状況等の把握、緊急措置、応急給水、応急復旧の実施、情報連絡等。
第３非常配備（水質汚染事故対策本部設置）	配水の緊急停止（断水）を行う場合。	全職員	応援要請を含め、全ての業務を実施。

注）※①水質事故対策本部は、総務班・取浄水班・応急給水班・管路班を設置し、統括・班長・各担当責任者・担当者の要員により構成している。
※②第２非常配備において、対応体制の拡大が生じた場合、市長部局の応援を要請するものとする。

(4) 被害想定と応援依頼

水質汚染事故時の被害想定及び応援依頼について定める。

①被害想定

汚染物質に対する浄水処理強化等の対応能力、若しくは取水停止時間等から配水への影響を想定する。

②応援依頼の検討

水質汚染事故の被害の状況、配水の現状と今後の想定を踏まえ、応急給水体制を整備するにあたり、本市独自による対応が可能か、他の水道事業体等に応援を依頼するかを判断する。また、想定する被害が大きく、水道部による対応が困難な場合は、市長部局職員の動員を要請するものとする。

なお、応急給水活動については、春日部市水道事業災害時広報活動・応急給水活動マニュアルに基づき対応する。

➪『【資料編(1)】第 42「水質汚染事故による想定被害と応援依頼の概要」』参照

(5) 関係機関との連携

事故の発生状況等について、厚生労働省・埼玉県等の関係機関に対し、水質異常の詳細な内容、措置の内容等について報告する。また、復旧についての緊急措置、応急復旧、応急給水等の応援要請を行う場合は、応援を要請する業務が円滑に進行するよう情報提供を密にするため連携強化を図る。

第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

本来、核燃料物質、放射性同位元素の取扱等を規制することは、国の所掌事務（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、本計画は、市内で放射性物質に係わる事故が発生した場合における市及び関係機関の役割を規定することにより、市民の被害を最小限に留めることを目的とする。

なお、本市内には原子力施設はないため、輸送中の事故及び放射性同位元素取扱施設における災害を想定し、その他の放射性物質事故災害が発生した場合は本計画を準用するものとする。

また、埼玉県警察本部は、警察官職務執行法第４条の規定により、被害防止措置をとることができるとされている。

【 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画に係る事項 】

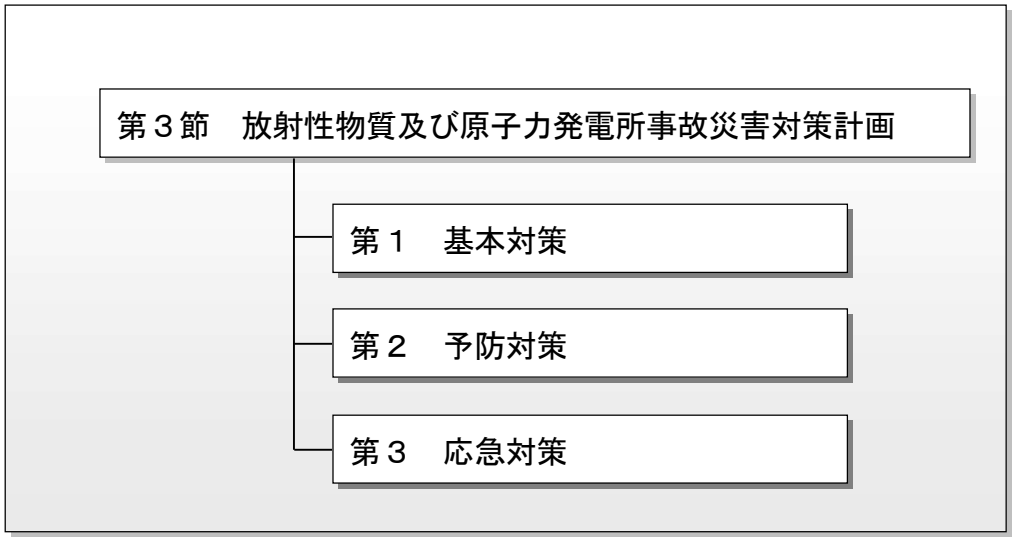

第１　基本対策

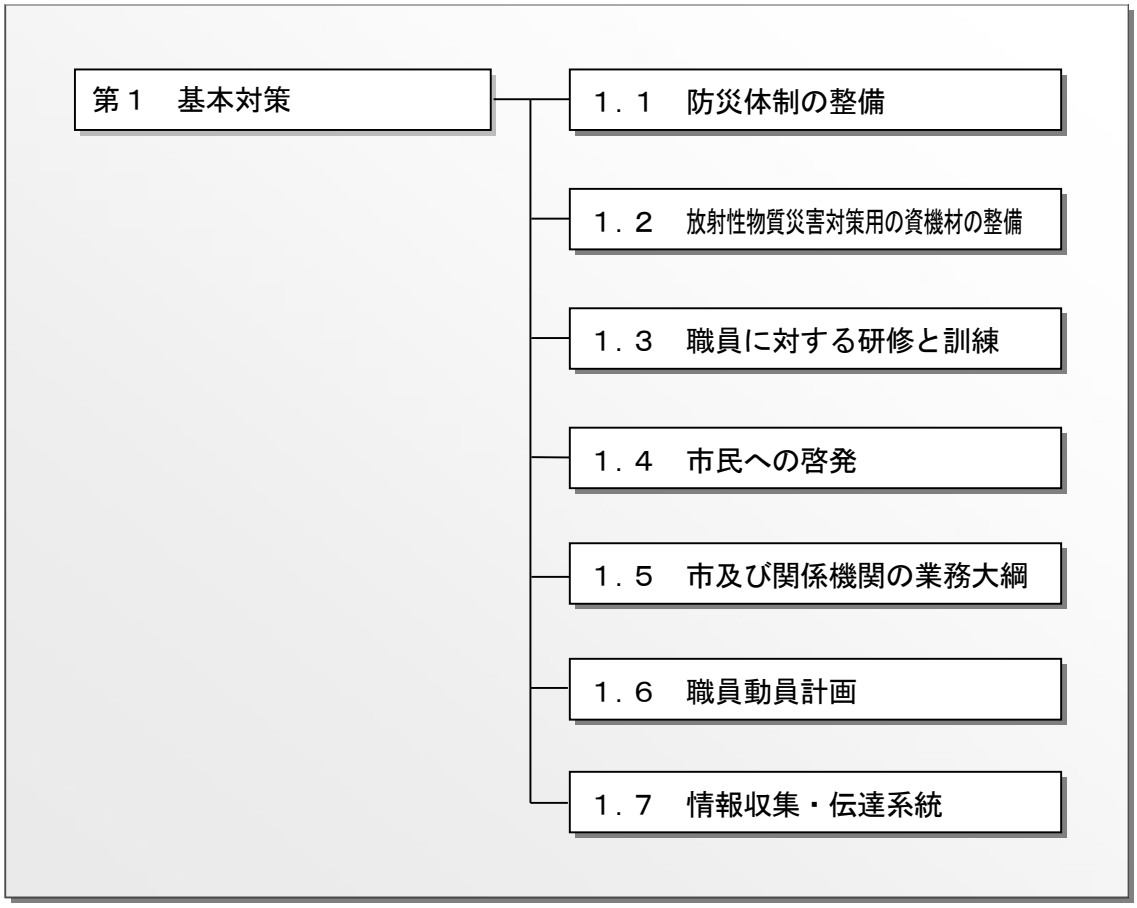

１．１ 防災体制の整備　　➪『 市長公室、環境経済部、健康保険部、関係各部 』

原子力施設における災害、放射性同位元素保有施設における災害（以下「放射性物質災害」という。）に関し、共通して本市が行う対策を、次のとおり定める。

ア．放射性物質災害に係る関係各部は、放射性物質による災害対策を迅速・的確に実施するため、相互に協力し、平常時から放射性物質災害に係る防災体制の整備に努めるものとする。

イ．防災対策課は、防災体制の充実強化に必要な情報について、国及び県、原子力事業者等との情報交換に努めるとともに、県及び原子力施設所在市、原子力施設所在市に設置される緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等との協力体制の確保に取り組む。
また、消防活動計画の策定を行い、円滑な防災活動の確保、消防職員の被ばく防止及び放射能汚染の防止等、活動体制の整備に努める。

ウ．環境経済部は、平常時から市域における環境放射線の水準を把握するとともに、測定体制の整備に努める。

エ．健康保険部は、放射線の被ばく者等に対応するため、あらかじめ被ばく者等を収容する医療機関を把握し、不測の事態に備える。

１．２ 放射性物質災害対策用の資機材の整備　　⇨『 市長公室、関係各部 』

ア．災害活動に係る本市の関係各部は、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、必要に応じた放射線測定機器等の整備を行う。

イ．災害活動に従事する職員の安全と円滑な防災活動を確保するため、放射線防護服等の資機材を整備する。

１．３ 職員に対する研修と訓練　　⇨『 市長公室、関係各部 』

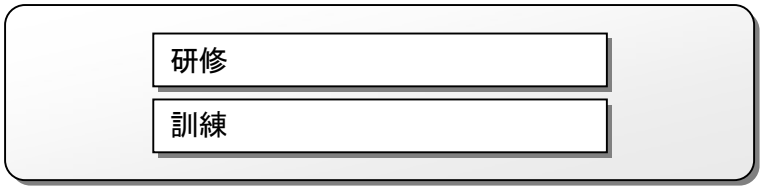

(1)　研修

放射性物質による災害の特殊性を考慮し、必要に応じて次の事項について研修等を実施する。

ア．放射線、放射性物質の特性に関すること。

イ．放射性物質災害に関する防災体制及び組織に関すること。

ウ．放射線防護に関すること。

エ．その他必要な事項

(2)　訓練

不測の事態に備え、関係機関と連携して緊急時に対処するための訓練を実施する。

１．４ 市民への啓発　　⇨『 市長公室、関係各部 』

市は、県及び原子力事業者と協力して市民に対し、必要に応じて次の事項について啓発を実施する

ア．放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ．屋内退避、避難等に関すること。

ウ．緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること。

エ．その他必要な事項

１．５ 市及び関係機関の業務大綱　　⇨『 市長公室、関係各部 』

関係機関	実施内容
市（災害対策本部、消防部、環境経済部、健康保険部、医療センター、水道部）	○ 被害情報の収集 ○ 警戒区域の設定 ○ 退避・避難勧告、指示 ○ 緊急被ばく医療機関への搬送 ○ 飲料水、飲食物の摂取制限 ○ 環境回復 ○ 住民の健康調査
県（危機管理防災部、保健医療部、農林部、企業局、警察本部）	○ 国に対する専門家、医療関係者等の支援要請 ○ 緊急被ばく医療機関への搬送
原子力事業者	○ 国、県、市その他関係機関に対する事故発生通報 ○ 事故発生現場周辺の避難の実施 ○ 放射線危険区域の設定 ○ 現場の放射線モニタリングの実施 ○ 汚染物質の除去、環境回復

注）上記以外の市、関係機関及び市民等の業務は、「第１編 第２章 『第２節 防災関係機関の業務』」、「第１編 『第３章 市民・自主防災組織・事業所の基本的役割』」、及び「春日部市災害対策本部運営要綱」に準ずる。

１．６ 職員動員計画　　⇨『 市長公室、関係各部 』

配備体制は、以下のフローに基づき決定する。

【 配備体制 】

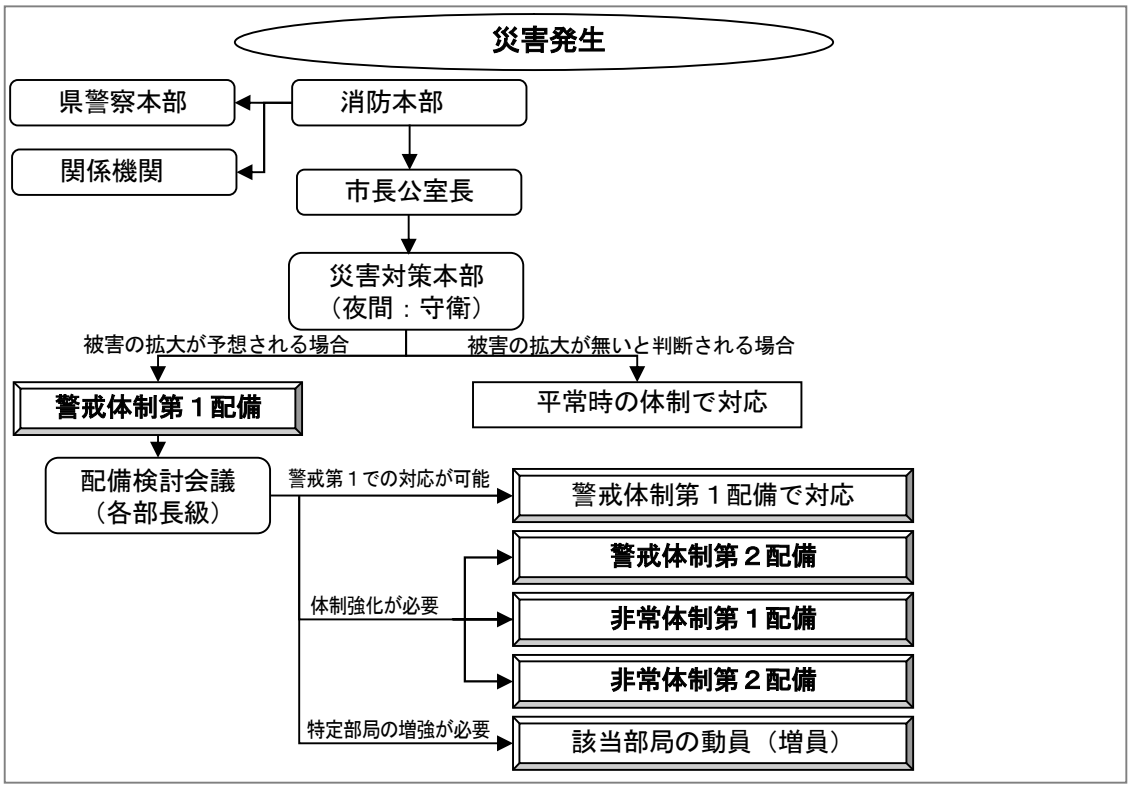

１．７ 情報収集・伝達系統

【 放射性同位元素輸送事故発生の場合に係わる連絡系統 】

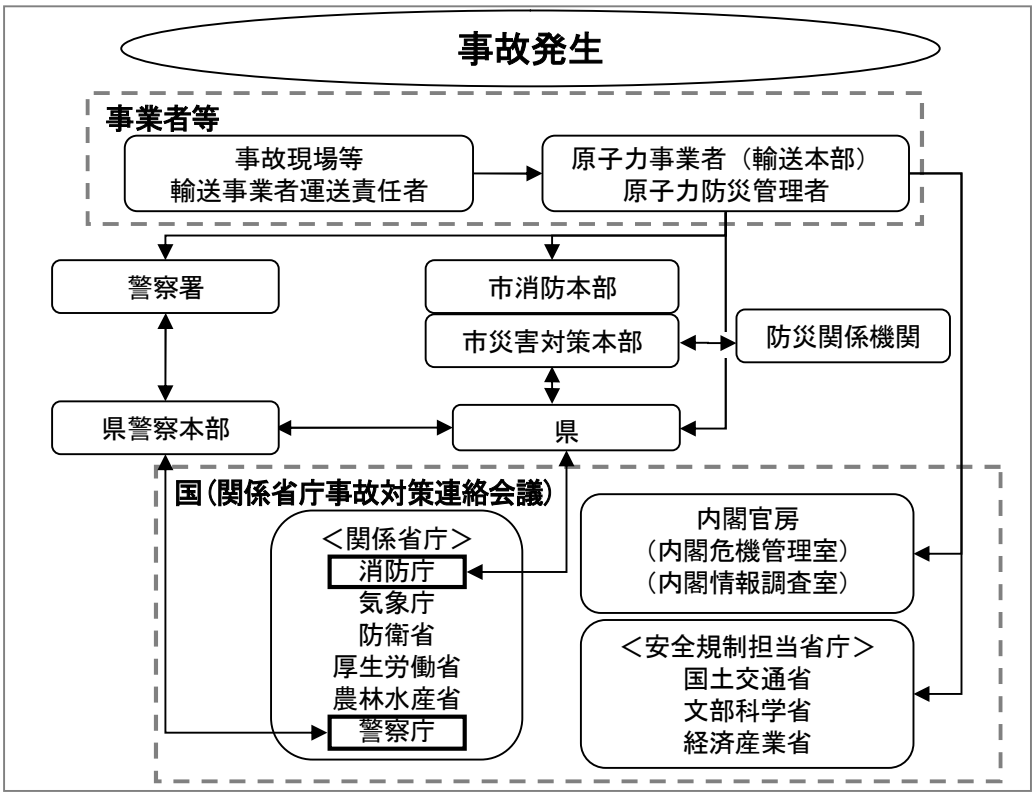

注）市内部及び他の関係機関との情報収集・伝達系統及び災害対策本部設置後の情報収集・伝達系統は、「第２編 第３章『第２節 情報の収集・伝達』」に準ずる。

【 放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係わる連絡系統 】

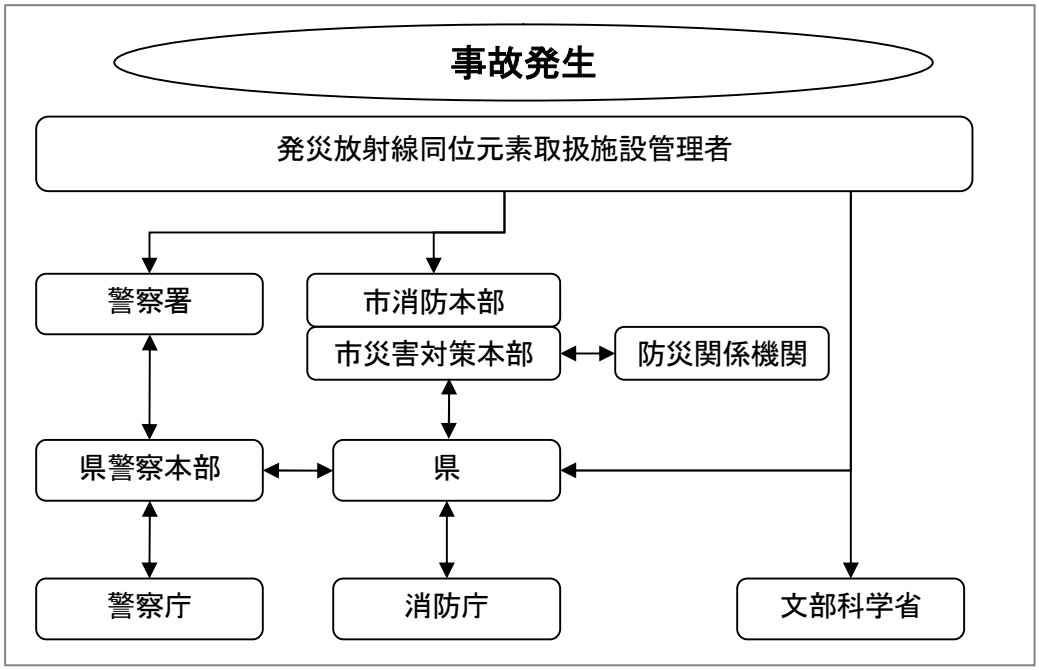

注）市内部及び他の関係機関との情報収集・伝達系統及び災害対策本部設置後の情報収集・伝達系統は、「第２編 第３章『第２節 情報の収集・伝達』」に準ずる。

【 特定事象に至らない場合における連絡系統 】

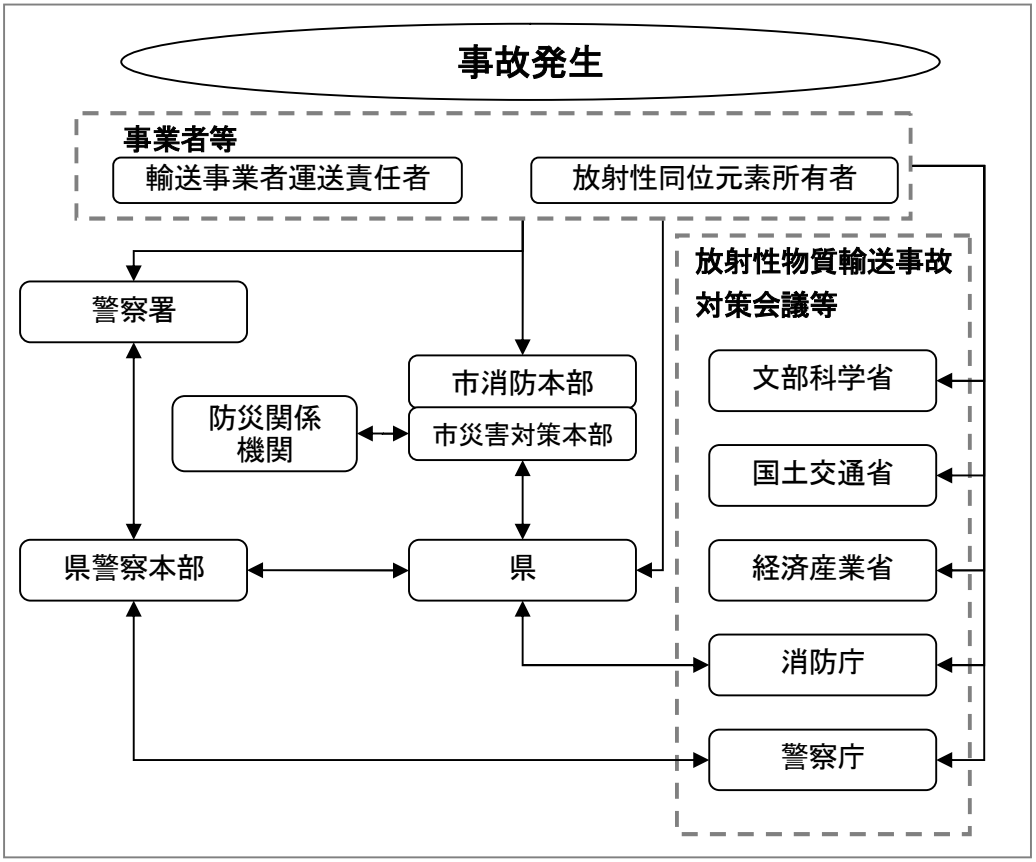

注）市内部及び他の関係機関との情報収集・伝達系統及び災害対策本部設置後の情報収集・伝達系統は、「第２編 第３章『第２節 情報の収集・伝達』」に準ずる。

第２　予防対策

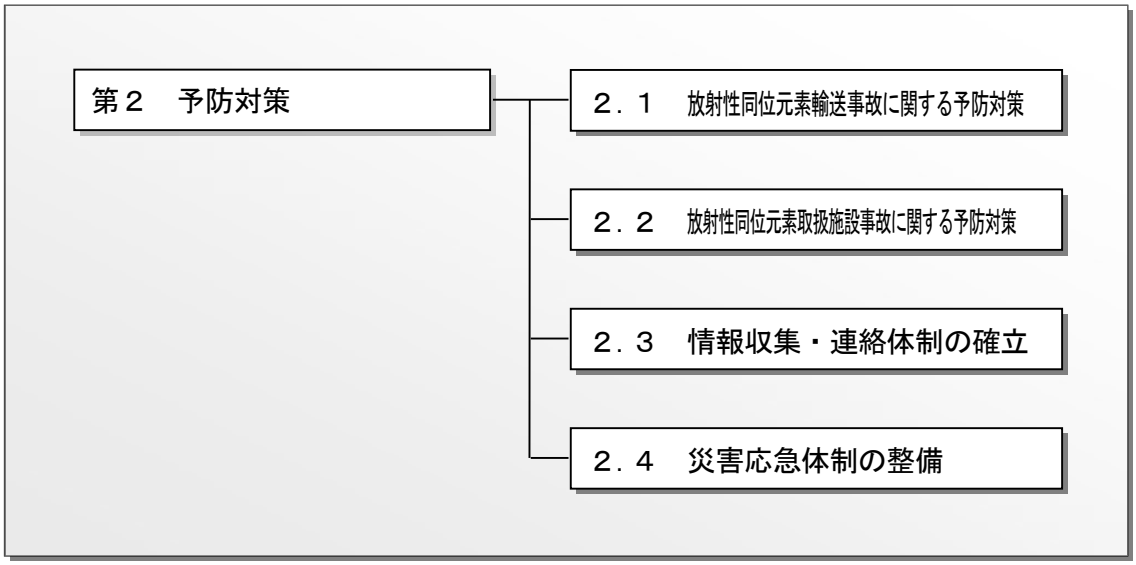

２．１ 放射性同位元素輸送事故に関する予防対策　　➪『 市長公室、消防部、関係各部 』

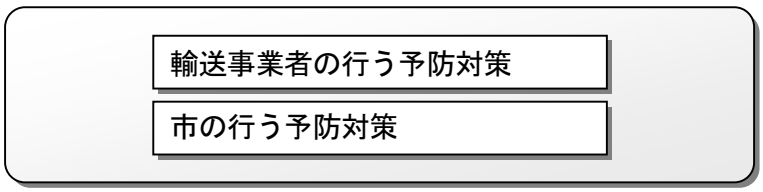

⑴ 輸送事業者の行う予防対策

輸送事業者は、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大の努力を払い、災害発生防止のため必要な措置をとるものとする。

① 通報・連絡体制の整備

輸送事業者は、放射性同位元素等の輸送中の不測の事態によって、放射性物質の漏洩等の緊急時に迅速な対応措置がとられるよう、事故発生時の連絡体制及び防災体制の強化に努めるものとする。

② 教育・訓練

輸送事業者は、安全輸送を確保するため、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を実施するものとする。

⑵ 市の行う予防対策

県より放射性同位元素等の輸送に関する事前情報の連絡を受けた場合を想定し、その情報取扱い上の留意事項の確認や、災害発生に備えた体制の整備を行う。

２．２ 放射性同位元素取扱施設事故に関する予防対策　　➪『 施設管理者、消防部 』

事業所の行う事前対策

市の行う予防対策

(1) 事業所の行う事前対策

① 防災体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令を遵守し、放射性同位元素に係る安全管理に最大の努力を払い、災害発生防止のため必要な措置をとるものとする。また、事業者は、その職員等に対して、防災に関する教育、訓練を積極的に実施するとともに、放射性同位元素に関する防災体制の整備に万全を期すものとする。

② 緊急時体制の整備

事業者は、取扱事業所における火災及びその他の災害発生等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応措置が図れるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めるものとする。

- 法令に定める機関への通報、連絡体制
- 事故発生時における応急措置
- 放射線防護資機材の整備
- その他必要な事項

(2) 市の行う事前対策

消防部は、放射性物質に係わる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

２．３ 情報収集・連絡体制の確立　　➪『 市長公室、消防部、関係各部 』

情報収集・連絡系統の整備

情報分析・整理体制の確立

(1) 情報収集・連絡系統の整備

本市は、国、県、周辺市町、警察本部と協働し、放射性同位元素取扱事業者・輸送事業者（以下「輸送事業者」という）及び放射性同位元素取扱施設管理者（以下「施設管理者」という）等（以下「原子力事業者」という）と協議し、事故発生時における情報収集体制及び相互の連絡系統に関する体制構築に努める。

その際、夜間、休日であっても対応可能な体制とする。

(2) 情報分析・整理体制の確立

市は、情報の的確な分析・評価を行うために、必要に応じて県に対する専門家の派遣要請ができるよう、県との連携を図る。

２．４ 災害応急体制の整備　　⇨『 市長公室、消防部、健康保険部、医療センター 』

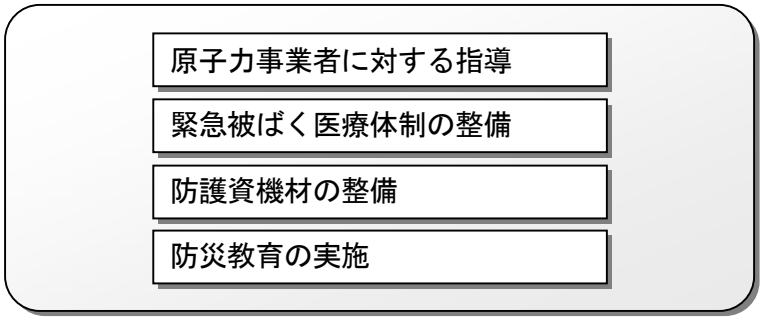

(1) 原子力事業者に対する指導

市は、市内の原子力事業者に対し、法令遵守に関する指導を実施する。

(2) 緊急被ばく医療体制の整備

① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ市内及び県内の医療機関に関して、県と協力し、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・整備等の有無について把握する。

また、必要に応じて県外の二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関との連携を図るため、県と広域被ばく医療体制に関する協議を行う。

② 被ばく検査体制の整備

市は、県の行う県医療機関に関する検査体制構築に協力し、県内医療機関における放射性物質付着検査等の検査体制の把握に努める。

③ 傷病者搬送体制の整備

被災者の搬送に当たっては、被ばく者を早急に対処可能な医療機関に搬送する必要があることから、市内あるいは県内医療機関に加え、二次・三次被ばく医療機関への搬送体制構築に関し、県と協議を行う。

また、救急隊員の二次汚染防止に備え、放射線防護服等の整備を行う。

(3) 防護資機材の整備

市は、県と協力し、放射線測定機材、防護資機材等の整備に努め、救助・救急活動へ備える。

(4) 防災教育の実施

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係職員及び市民に対し、以下の事項についての教育、知識の周知を実施する。

ア．放射線及び放射性物質の特性に関すること
イ．放射線防護に関すること
ウ．放射線による健康への影響に関すること
エ．放射性物質事故発生時に市がとるべき措置に関すること
オ．放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
カ．防災上必要な設備機器についての知識に関すること（防災関係職員）
キ．その他必要と認める事項

第３　応急対策

第３　応急対策
- ３．１　災害応急活動の業務分担
- ３．２　放射性同位元素輸送事故応急対策
- ３．３　放射性同位元素取扱施設事故応急対策
- ３．４　広域放射能汚染応急対策
- ３．５　特定事象通報基準及び原子力緊急事態宣言発令基準

３．１　災害応急活動の業務分担

放射性物質事故災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

主な活動＼関係機関	輸送事業者 施設管理者	国	消防部	市
通報	◎		○	
初動対応・避難等	◎			
情報収集	◎	○	○	○（総合政策部）
放射能の検出	◎	◎	○	
人命検索・救助	◎	○	○	
放射線危険区域の設定	◎	○	○	
避難誘導	○	○	◎	○（現場周辺）
救急・救護活動	◎	◎	○	
放射性物質防除資機材の調達	◎	◎	○	
汚染者(物)の措置	◎	◎	○	○
現場広報	○	○	◎	
一般広報	○	○	○	◎（総合政策部）
被害情報のまとめ	○	○	○	◎（総合政策部）

◎：各活動を主として実施する機関（主務機関）
○：協力機関であり、主務機関が現場に到着後はその指示または要請に従う

３．２ 放射性同位元素輸送事故応急対策　　➪『 輸送事業者、市長公室、消防部 』

放射性同位元素輸送事故が発生した場合または発生するおそれがある場合の防災活動は、一次的には輸送事業者が実施する。

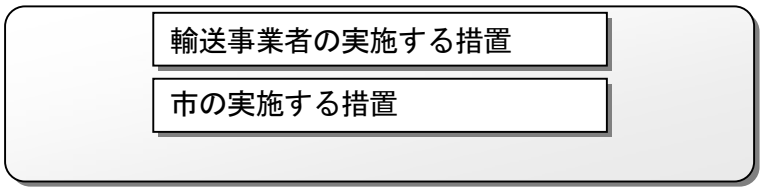

(1) 輸送事業者の実施する措置

① 通報

輸送事業者は、「特定事象」に該当する事象が発生した場合、直ちに国、県、市、警察に通報する。

② 放射線測定

輸送事業者は、事故が発生した場合、放射性物質または放射線量の放出による周辺環境への影響評価に資する観点から、環境放射線の緊急時モニタリングを実施し、市及び関係機関に通報する。

③ 初動対応

輸送事業者は、携行した防災資機材を用いて直ちに以下の措置を実施するとともに、その実施状況について市及び関係機関に文書を持って通報する。

ア．市、消防部及び関係機関（県、警察署、道路管理者及び安全規制担当省庁）への通報・連絡
イ．異常事態発生に伴う放射線モニタリング
ウ．消火・輸送物への延焼防止、輸送物の移動による二次災害の防止
エ．汚染・漏洩の拡大防止対策及び除染
オ．放射線障害を受けた者、または受けたおそれがある者の救出
カ．要員及び資機材の現場派遣
キ．他事業者への要員及び資機材の派遣要請
ク．その他放射線障害の防止のために必要な措置

また、警察官、消防吏員、国の職員、専門家等の到着後は、必要な情報を提供し、協力して必要な措置を実施する。

④ 放射線危険区域の設定

輸送事業者は、放射線被ばくまたは放射性物質による汚染の可能性のある場所において救急作業を行う者以外の不要な被ばくを避け、無用な汚染拡大を防止することを目的とし、放射線危険区域を設定する（原則として原子力事業者が設定）。

また、放射線危険区域内における防災活動従事者及び使用した資機材並びに汚染された傷病者を除染する範囲として、放射線危険区域の外側に準危険区域を設定する。

輸送事業者は、消防部等と協力し、放射線危険区域内における対策要員を含めた進入規制を行うとともに、区域内から区域外へ移動する人員及び資機材等の汚染検査を実施する。

⑤ 汚染除去、環境回復

輸送事業者は、市及び関係機関と協力し、事態収束後事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

⑵ 市の実施する措置

① 収集情報の整理

市は、輸送事業者などが行う放射線量の緊急時モニタリングの結果について情報提供を受けるなど、放射性物質による周辺への影響について把握に努める。

② 防災体制の構築

市は、輸送事業者及び県と連絡をとり、防災体制の構築に努めるとともに、必要に応じて県を通じて国に専門家の派遣を要請する。

③ 消防活動

事故の通報を受けた消防部は、直ちに事故災害の状況把握に努め、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の措置を講ずる。

放射線危険区域内での消防活動においては、輸送事業者や専門家の意見を参考にするとともに、隊員に放射線防護服の着装、放射線測定器の携行の徹底など、隊員の被ばくに十分留意を払う

【 放射線危険区域内での活動時間 】

被ばく線量当量限度	10mSv(1 レム)				
活動可能時間	20 分	30 分	１時間	２時間	５時間
線量当量率	30mSv/h	20mSv/h	10mSv/h	5mSv/h	2mSv/h
被ばく線量当量限度	100mSv(10 レム)				
活動可能時間	６分	12 分	20 分	30 分	１時間
線量当量率	1Sv/h	500mSV/h	300mSv/h	200mSv/h	100mSv/h

④ 消防警戒区域の設定

消防部は、放射線危険区域内を含め、消防警戒区域として設定し、市民等の立入を制限する。

なお、市長、警察官、自衛官等が警戒区域を設定する場合は、「**第２編 第３章 第４節 第２ ２．１『(3)「警戒区域の設定』**」に準ずる。

⑤ 避難のための立退きまたは屋内への退避の勧告・指示

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令し、内閣総理大臣から屋内退避または避難に関する指示があった場合、もしくは放射性同位元素等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため必要があると市長が判断するとき、市長は、災害対策基本法第60条第１項及び第７項に基づき「屋内退避」または「避難」の勧告・指示を行う。

屋内退避、避難の措置に関する指標は次のとおりである。

【 屋内退路、避難の措置に関する指標 】

屋外にいる場合に予想される被ばく線量（予測線量当量）外部被ばく実行線量	防護対策の内容	
10～50mSv	屋内退避	住民は、自宅等の屋内へ退避。退避の際は、窓を閉め気密性に配慮する。
50mSv 以上	避難	コンクリート建物への退避または避難対象区域外への避難。

注）防護対策の内容は以下のとおりである。
屋内退避　：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。
避　　難　：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

なお、屋内退避もしくは避難にあたっては、要配慮者に配慮するものとし、特に放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦を優先する。

また、避難の勧告・指示を発令した場合は、「**第２編 第３章 第４節 『第２ 避難』**」に準じて避難場所を設置し、避難した市民を収容する。

⑥ 緊急被ばく医療の実施

本災害により被ばく者または被ばくの可能性のある者が発生した場合の緊急被ばく医療活動は、次により実施する。

なお、緊急被ばく医療以外の医療救護活動に関しては、「**第２編 第３章 第４節 『第４ 医療救護』**」に準ずる。

ア．緊急被ばく医療活動の基本的なフロー

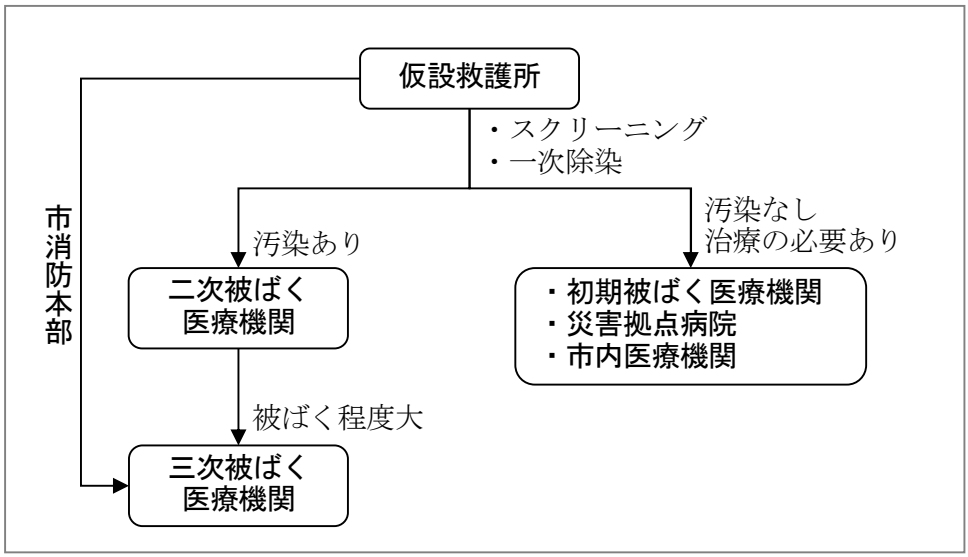

イ．医療チームの派遣要請

市は、県に対して国の緊急被ばく医療派遣チーム等、被ばく医療の専門家の派遣を要請し、現場医療の実施体制を構築する。

ウ．仮設救護所の設置

市は、現場付近の医療関係施設、公共施設、高速道路のパーキング等に仮設救護所を設置し、国、医療関係者、原子力事業者等の実施する被ばくまたはその可能性がある者についてスクリーニング（被ばく線量及び程度の確認）や一次除染などの救護活動を補佐する。

エ．仮設救護所における救護活動

スクリーニングを実施した結果、放射能汚染等の応急除染が必要と認められる者に対しては、仮設救護所において応急の除染を実施する。

残存汚染がある者、また医療処置が特に必要と認める者については、県及び国の協力を得て、被ばく程度に応じて二次被ばく医療施設等処置可能な医療機関への搬送を行う。

【 二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関（関東） 】

区分	医療機関名	所在地	連絡先
二次被ばく医療機関	北里大学病院	神奈川県相模原市南区北里1-15-1	042-778-8111
	茨城県立中央病院	茨城県笠間市鯉渕6528	0296-77-1121
	国立病院機構水戸医療センター	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711
三次被ばく医療機関	独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-206-3189

⑦ 広報活動

広報の実施にあたっては、事故の特殊性、専門性及び市民への影響力を考慮し、人体や飲食物への影響等について、平易な表現でわかりやすい内容とする。

⑧ 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、国の助言または指導、原子力事業者からの情報、飲料水及び飲食物の調査結果など、災害の状況を鑑み必要と判断される場合は、汚染飲料水・飲食物の摂取制限を行うとともに、必要に応じて応急給水を行う。

各品目に関する摂取制限の指標は以下のとおりである。

➪『【資料編(1)】第 43「飲食物摂取制限に関する指標」』参照

なお、福島第１原子力発電所の事故による原子力緊急事態宣言の解除後、平成24年４月１日より、食品中の放射性セシウムについて、厚生労働省により資料編に掲げる基準値が設定・運用されている。

➪『【資料編(1)】第 44「食品中の放射性物質に係る規格基準」』参照

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

⑨ 放射性物質の除去

市は、輸送事業者及び国の実施する除染作業に協力する。

⑩ 住民の健康調査等

市は、退避・避難指示・勧告の対象となった地域の住民に対し、必要に応じて健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、公共施設等に臨時相談室を設置し、放射線量の人体への影響、健康状態の相談などに関する相談を受け付ける。相談室の開設にあたっては、国、県、原子力事業者に対して専門家の派遣を要請する。

⑪ その他

事故発生時の避難誘導、消火活動、医療救護活動、広報活動、緊急輸送等に関しては、「第３編 『第３章 風水害応急対策計画』」の該当項に準じて実施する。

３．３ 放射性同位元素取扱施設事故応急対策　　➪『 施設管理者、市長公室、消防部 』

放射性同位元素取扱施設における事故が発生した場合または発生するおそれがある場合の防災活動は、一次的には施設管理者が実施する。

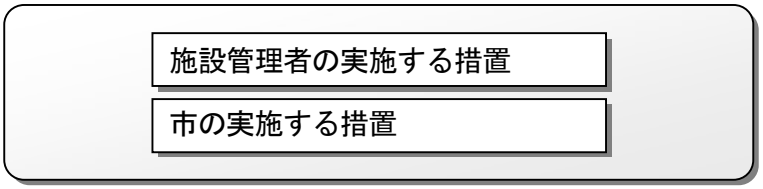

(1) 施設管理者の実施する措置

① 初動対応、除染活動

施設管理者は、放射性同位元素取扱施設に関する事故が発生した場合、３．２「放射性同位元素輸送事故応急対策」(1) －①～③に準じた初動対応及び同項⑤ に準じた除染活動を実施する。

② 放射線危険区域の設定

施設管理者は、放射線被ばくまたは放射性物質による汚染の可能性のある場所において救急作業を行う者以外の不要な被ばくを避け、無用な汚染拡大を防止することを目的とし、放射線危険区域を設定する（原則として原子力事業者が設定）。

設定範囲は、現場の風向等に留意し、以下を勘案し設定する。

ア 0.5mSv/h 以上の放射線が検出される区域

イ 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められるまたは予想される区域

ウ 煙、流水等で汚染が認められるまたは予想される区域

また、放射線危険区域内における防災活動従事者及び使用した資機材並びに汚染された傷病者を除染する範囲として、放射線危険区域の外側に準危険区域を設定する。

施設管理者は、消防部等と協力し、放射線危険区域内における対策要員を含めた進入規制を行うとともに、区域内から区域外へ移動する人員及び資機材等の汚染検査を実施する。

(2) 市の実施する措置

① 応急対策活動

市は、放射性同位元素取扱施設に関する事故が発生した場合、３．２「放射性同位元素輸送事故応急対策」(2) －①～②及び⑤～⑪ に準じた情報収集、体制構築、退避・避難勧告（指示）、医療救護、広報、飲料水・飲食物の制限、除染、被害状況調査、健康調査等の活動を実施する。

② 消防活動

３．２「放射性同位元素輸送事故応急対策」(2) －③ に準じた消防活動を行うとともに、放射性同位元素の種類及び保存形態、放射性同位元素以外の危険物等に留意する。

③ 消防警戒区域の設定

消防部は、放射線危険区域内を含め、放射線のレベル、放射能汚染の可能性に関する施設管理者及び専門家等の意見を考慮のうえ設定し、市民等の立入を制限する。

なお、市長、警察官、自衛官等が警戒区域を設定する場合は、「**第２編 第３章 第４節 第２ ２．１『(3)「警戒区域の設定』**」 に準ずる。

３．４ 広域放射能汚染応急対策　　➪『 市長公室、消防部、関係各部 』

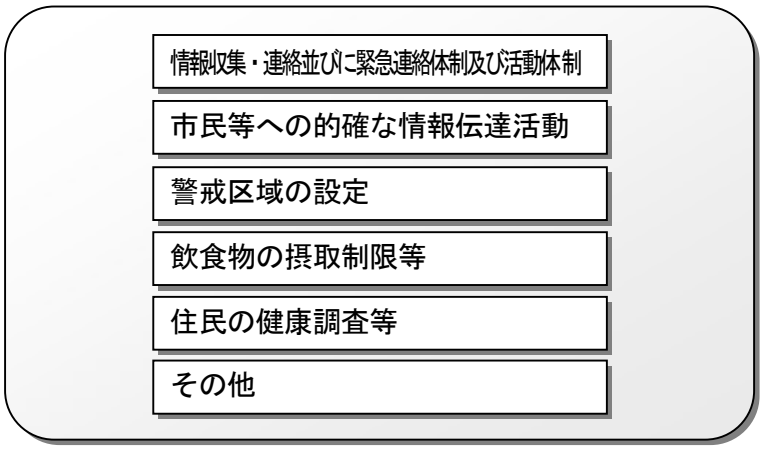

(1) 情報収集・連絡並びに緊急連絡体制及び活動体制

ア．原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、県の通報等により速やかに入手する。

イ．あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県が入手した情報についても、適宜提供を受けるとともに、県及び関係市町村が行う応急対策活動状況及び被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。

ウ．市は継続して市内の空間放射線量モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。

エ．県等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、市民等に広報する。また、県が本市において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。

オ．市長は、収集した情報等から、市内に影響が及ぶと判断される場合、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 市民等への的確な情報伝達活動

① 市民への的確な情報の伝達

市は県、国、関係機関と連携し、市民に対し、放射性物質の拡散による市への影響程度や、放射線量等の測定結果、国が定める各種基準値に基づく市民の健康への影響の程度、国や県、市、その他防災関係機関の応急対策の実施状況など、市民に対して的確な情報を伝達する。

② 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後、速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(3) 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が３．２「放射性同位元素輸送事故応急対策」(2) －⑤【 屋内退路、避難の措置に関する指標 】」 に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

また、市長は、警戒区域を設定した場合、近隣自治体に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

(4) 飲食物の摂取制限等

市は県及び国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、３．２「放射性同位元素輸送事故応急対策」(2) －⑧」 に準じた摂取制限等を実施する。

(5) 住民の健康調査等

市は県と協力して、住民の健康維持と安定を図るため、３．２「放射性同位元素輸送事故応急対策」(2) －⑩(p. 3-163)に準じた健康調査を実施する。

(6) その他

事故発生時の避難誘導、消火活動、医療救護活動、広報活動、緊急輸送等に関しては、「**第３編 『第３章 風水害応急対策計画』**」の該当項に準じて実施する。

３．５ 特定事象通報基準及び原子力緊急事態宣言発令基準

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）に基づく、「特定事象（原災法第10条第１項の規定により、原子力事業者による国、県・市等への通報が必要となる事象）」及び「原子力緊急事態宣言（特定事象発生後、異常な水準の放射線量が検出された場合などに、原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が発令）」の通報基準及び発令基準は以下のとおりである。

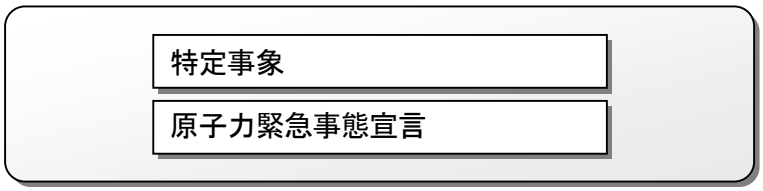

(1) 特定事象

① 通報基準

➪『【資料編(1)】第 45「通報すべき事象の基準」』参照

② 通報内容

原子放射性物質取扱事業者及び放射性同位元素輸送事業者（以下「原子力事業者」という）は、特定事象が発生した場合、直ちに原災法第 10 条に基づき、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、事象の発生した場所の都道府県知事、市町村長等に通報しなければならない。また、通報を受けた都道府県知事は関係周辺市町村に通報するものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言

① 宣言の基準

➪『【資料編(1)】第 46「原子力緊急事態宣言の基準」』参照

② 宣言公示後の措置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、原子力災害対策特別措置法第 15 条に基づき公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をする。

内閣総理大臣により原子力緊急事態宣言の公示があった場合、市は、災害対策本部を設置し（非常体制第２配備）、市長は原子力災害合同対策協議会の構成員として出席する。

また、原子力緊急事態解除宣言がなされた時、もしくは原子力災害の危険性が解消されたと認められる時は、災害対策本部を閉鎖する。

第４節　道路災害対策計画

【 道路災害対策計画に係る事項 】

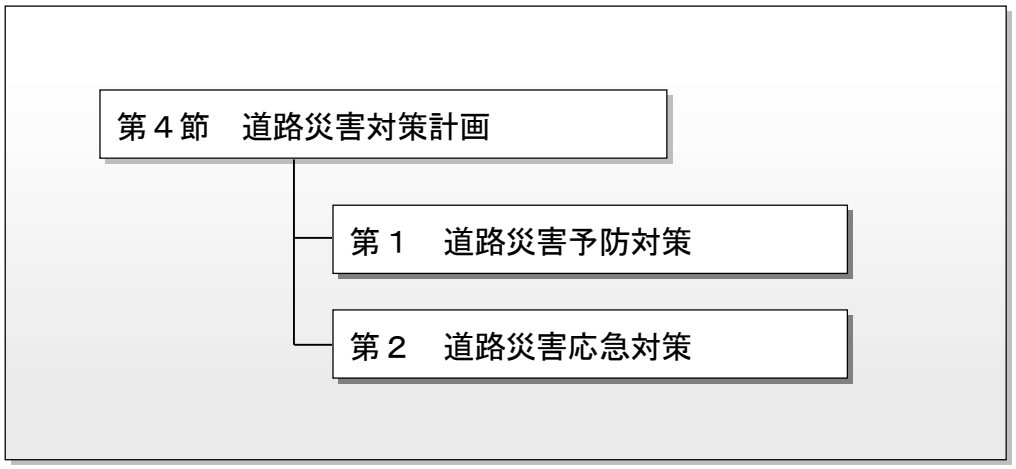

第１　道路災害予防対策

地震や水害その他の理由により、盛土路盤の崩壊、橋梁の落下等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合等の対策について定める。

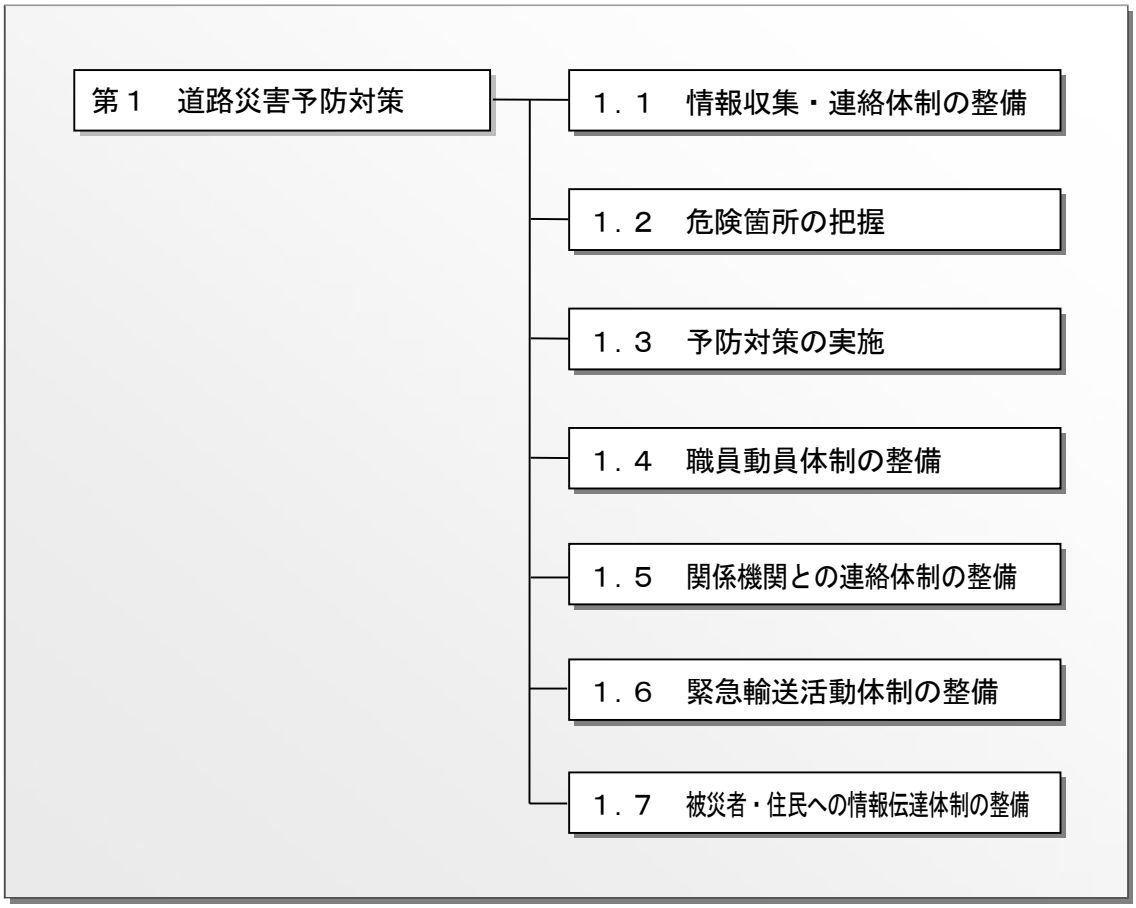

１．１ 情報収集・連絡体制の整備　　➪『 市長公室、建設部 』

道路交通の安全確保のため、気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、所管道路のパトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。道路に異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制が必要となる。そのため、県を通じて国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に道路の被災情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。災害時における情報通信手段を確保するため、県との連携のもと、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

１．２ 危険箇所の把握　　➪『 建設部 』

災害の発生するおそれのある市道の危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。また、災害の発生するおそれのある道路区間を事前に把握し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者への周知に努める。

１．３ 予防対策の実施　　➪『 建設部 』

市道について以下のような道路災害の予防対策に努める。

ア．道路施設等の点検を通じた現状把握
イ．道路災害を予防するために必要な施設の整備
ウ．道路施設等の安全確保のために必要な体制等整備
エ．国・県道等との機能分担による安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備の推進

また、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努め、被災した道路施設等の早期復旧を図るために必要な応急復旧用資機材の整備を促進する。

１．４ 職員動員体制の整備　　➪『 建設部、市長公室 』

道路復旧のための市職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害発生現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

１．５ 関係機関との連絡体制の整備　　➪『 建設部、市長公室 』

応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、県や市町、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化する。

１．６ 緊急輸送活動体制の整備　　➪『 建設部、市長公室 』

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、県により広域の緊急輸送ネットワークの整備が進められている。本市においても県、市町及び道路管理者と連携のもと、災害発生時の道路管理体制の整備に努める。

１．７ 被災者・住民への情報伝達体制の整備　　➪『 建設部、市長公室 』

道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、県や報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第２　道路災害応急対策

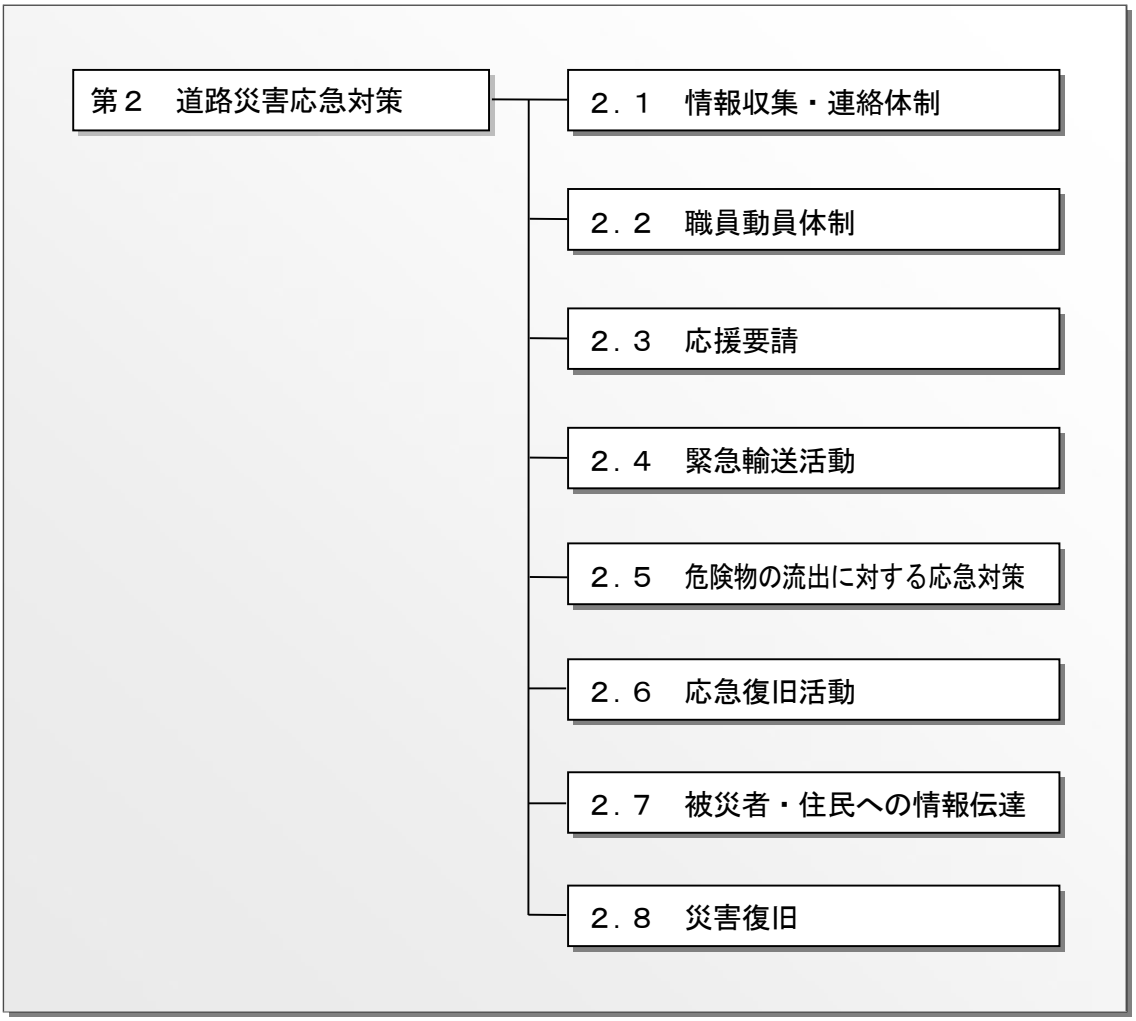

２．１　情報収集・連絡体制　　➪『 市長公室、消防部、建設部 』

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに事故情報を確認し、人的被害状況等の被害情報を収集する。

収集した被害情報は、被害規模に関する概括的情報とともに、直ちに県に連絡する。また、県、警察及び各関係機関等を通じ、国（国土交通省）又は道路管理者からの事故情報等を入手する。また、応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。そのため、災害発生後は、電気通信事業者の協力を得て速やかに災害情報連絡のための通信手段を確保する。道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

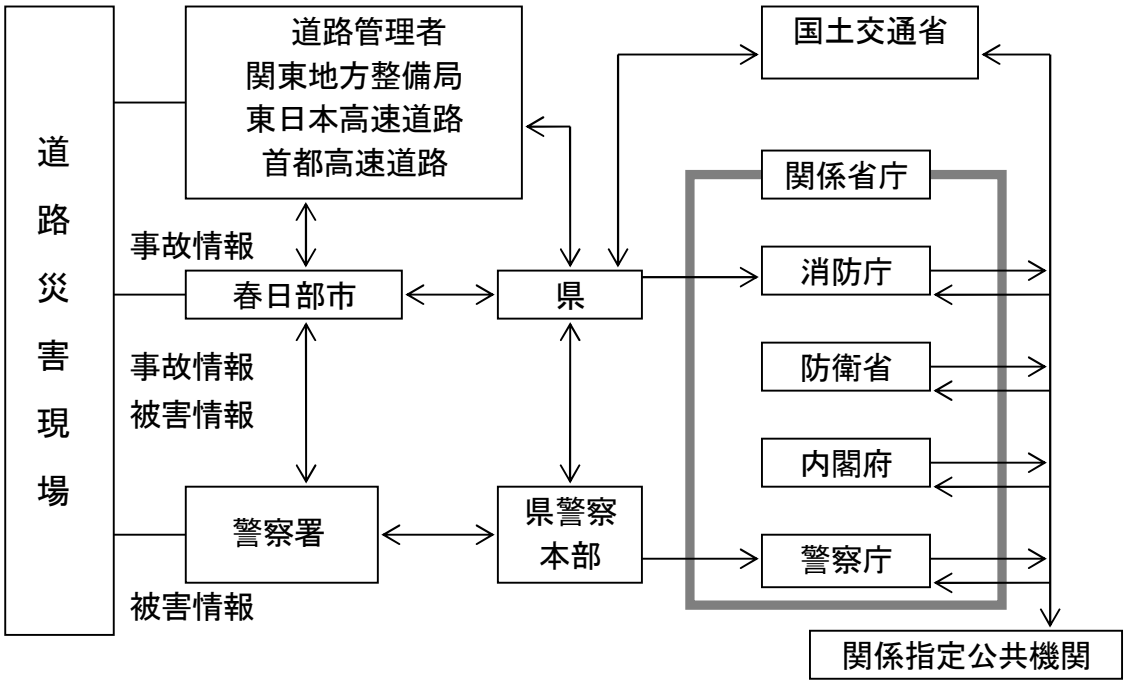

2.2 職員動員体制　　➪『 建設部、市長公室 』

災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市内に大規模な道路災害が発生した場合は、「**第２編 第３章 第１節『第２ 活動体制』**」（p.2-124）に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。本部を設置した場合は、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

2.3 応援要請　　➪『 建設部、市長公室 』

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援の要請又は応援の斡旋を求めることができる。県への応援要請については、「**第２編 第３章 第１節『第４ 応援要請・相互協力』**」 による。

また、自衛隊の災害派遣要請は、「**第２編 第３章 第１節『第５ 自衛隊の災害派遣』**」 に準ずる。

2.4 緊急輸送活動　　➪『 建設部、市長公室 』

災害時には、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

2.5 危険物の流出に対する応急対策　　➪『 消防部 』

市道へ危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

２.６ 応急復旧活動　　➪『 建設部 』

被災した道路施設・交通安全施設について、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

２.７ 被災者・住民への情報伝達　　➪『 市長公室 』

市は、県及び防災関係機関と連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、関係機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の詳細な情報を、被災者や住民、関係者等に適切かつ迅速に提供する。

情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人住民等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

２.８ 災害復旧　　➪『 建設部 』

被災市道について、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するようにする。

第５節　鉄道事故対策計画

【 道路災害対策計画に係る事項 】

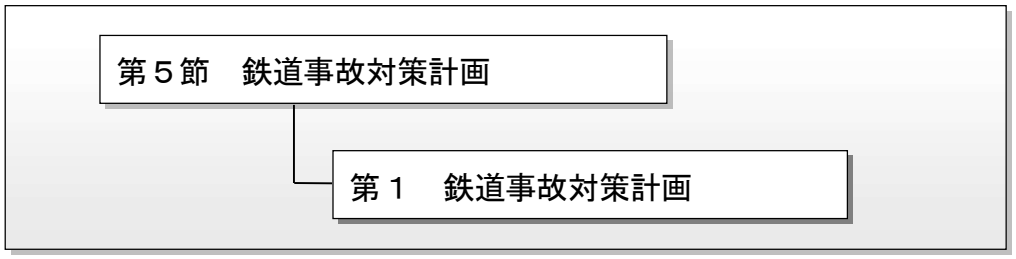

第１　鉄道事故対策計画

本計画は、市内において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、「第２編『第３章 震災応急対策計画』」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

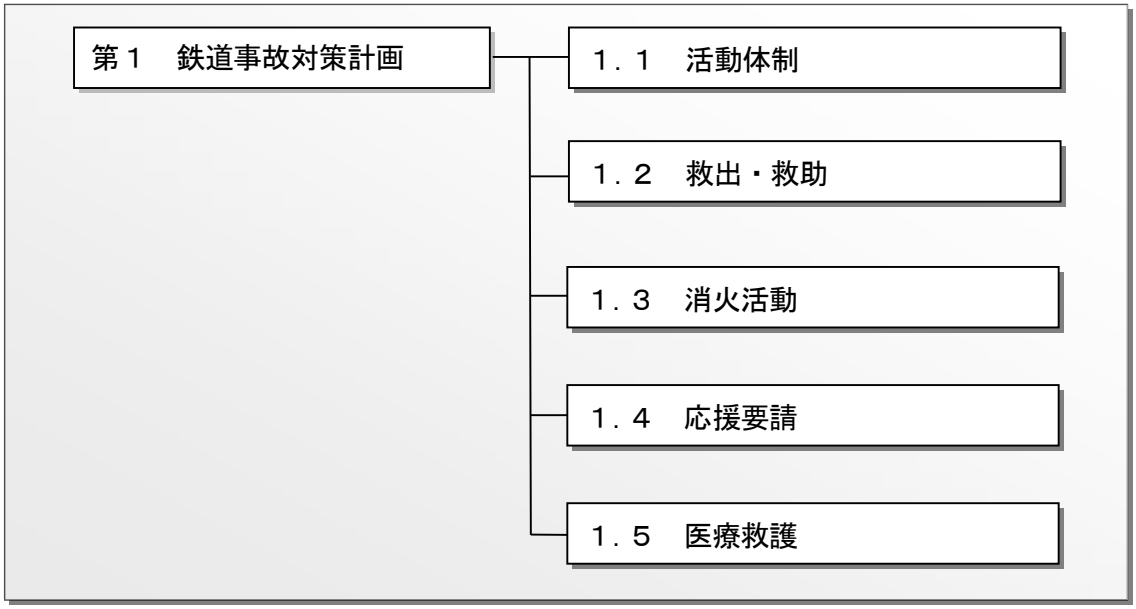

１．１ 活動体制　　➪『 市長公室、消防部 』

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合においては、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

また、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定（平成18年12月１日締結）」に基づき、消防部は、鉄道事業者と連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に努め、公共交通機関の早期運転再開の実施を図る。

なお、市内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、「**第２編 第３章 第１節『第２ 活動体制』**」 に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

１.２ 情報収集　　➪『 市長公室、各部共通 』

市内に大規模な鉄道事故が発生したときは、「**第２編 第３章 第２節『第２ 災害情報の収集・伝達体制』**」 に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、県へ報告する。

１.３ 避難誘導　　➪『 市長公室、各部共通 』

大規模な鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮を優先して行う。

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、警察、消防部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

１.４ 災害現場周辺の住民への避難勧告又は指示　　➪『 市長公室、各部共通 』

大規模な鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「**第２編 第３章 第４節『第２ 避難』**」 に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

１.５ 救出・救助　　➪『 消防部、警察署 』

「**第２編 第３章 第４節『第１ 人命救助活動』**」 に準じ、消防部を主体とした救出、救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

１.６ 消火活動　　➪『 消防部 』

大規模な鉄道事故では、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があることを考慮する。

１.７ 応援要請　　➪『 市長公室、消防部 』

大規模な鉄道事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関の相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「**第２編 第３章 第１節『第４ 応援要請・相互協力』**」に、また自衛隊への応援要請は「**第２編 第３章 第１節『第５ 自衛隊の災害派遣』**」に準ずる。

１.８ 医療救護　　➪『 健康保険部、病院部 』

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、「**第２編 第３章 第４節『第４ 医療救護』**」に準じて、県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第６節　航空機事故対策計画

【 航空機事故対策計画に係る事項 】

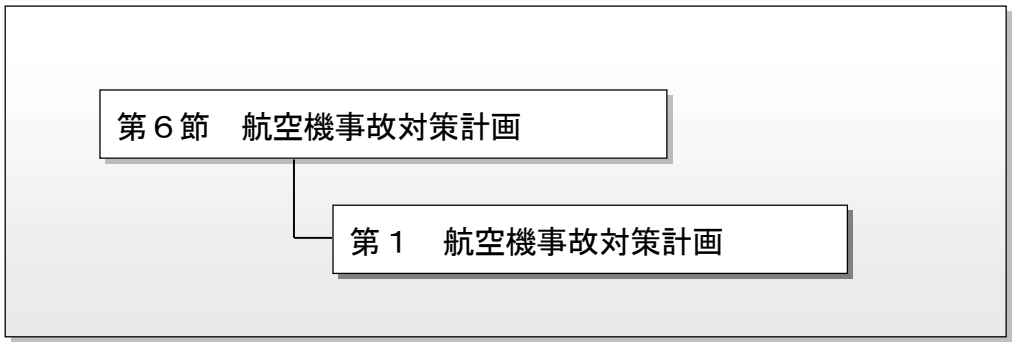

第１　航空機事故対策計画

本計画は、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、市又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が実施する事故災害応急対策について定める。

航空機事故発生時の応急措置は、「**第２編『第３章 震災応急対策計画』**」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

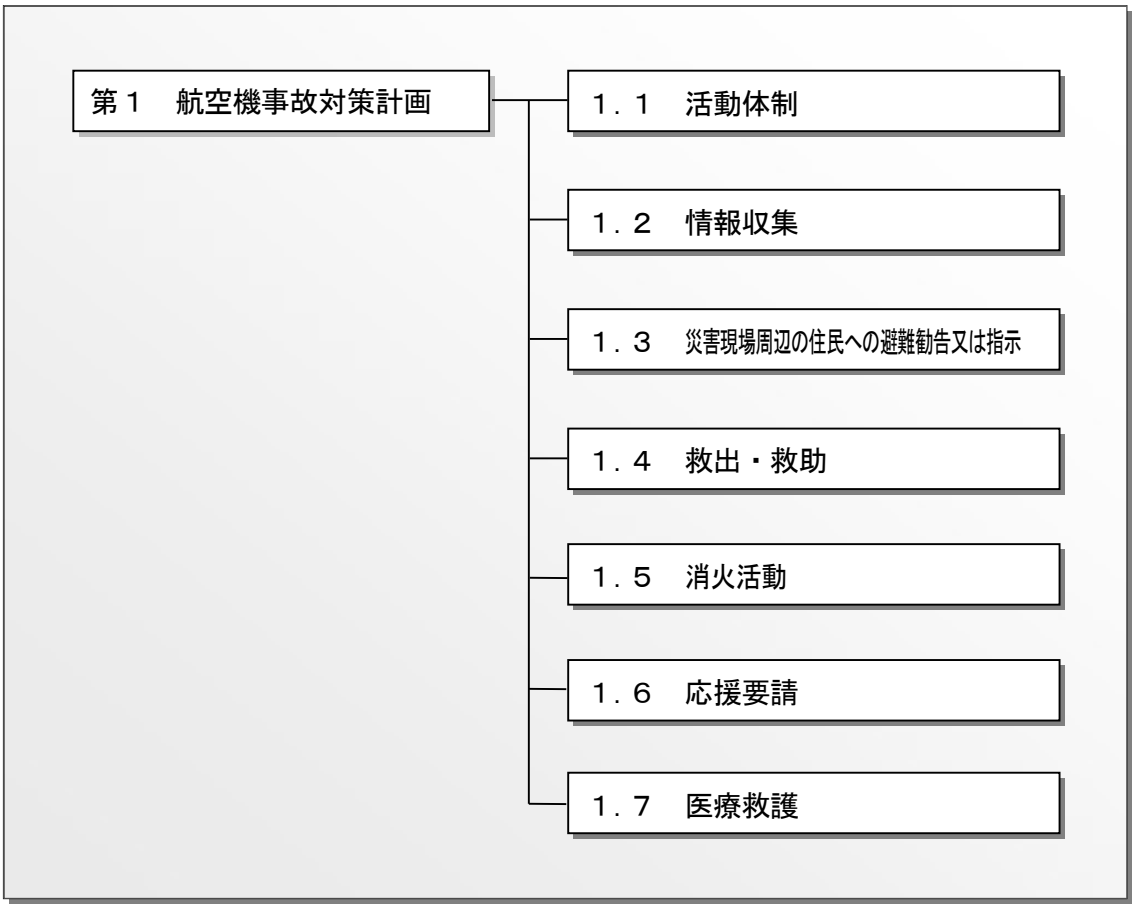

１.１ 活動体制　　➪『 市長公室、各部共通 』

市域に航空機事故が発生した場合においては、県、他の市町及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

特に、市域に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、「**第２編 第３章 第１節『第２ 活動体制』**」（p. 2-124）に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする（航空法第76 条）。

【 民間機航空機事故の連絡通報体制 】

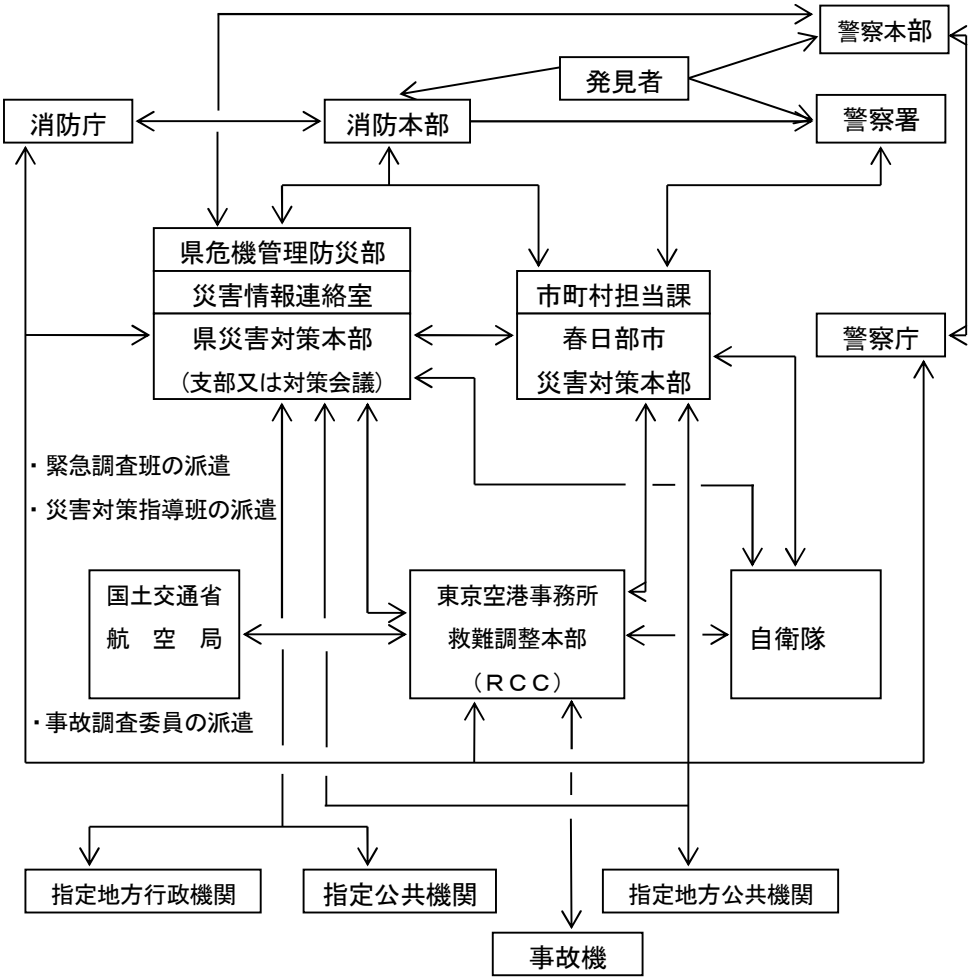

【 自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制 】

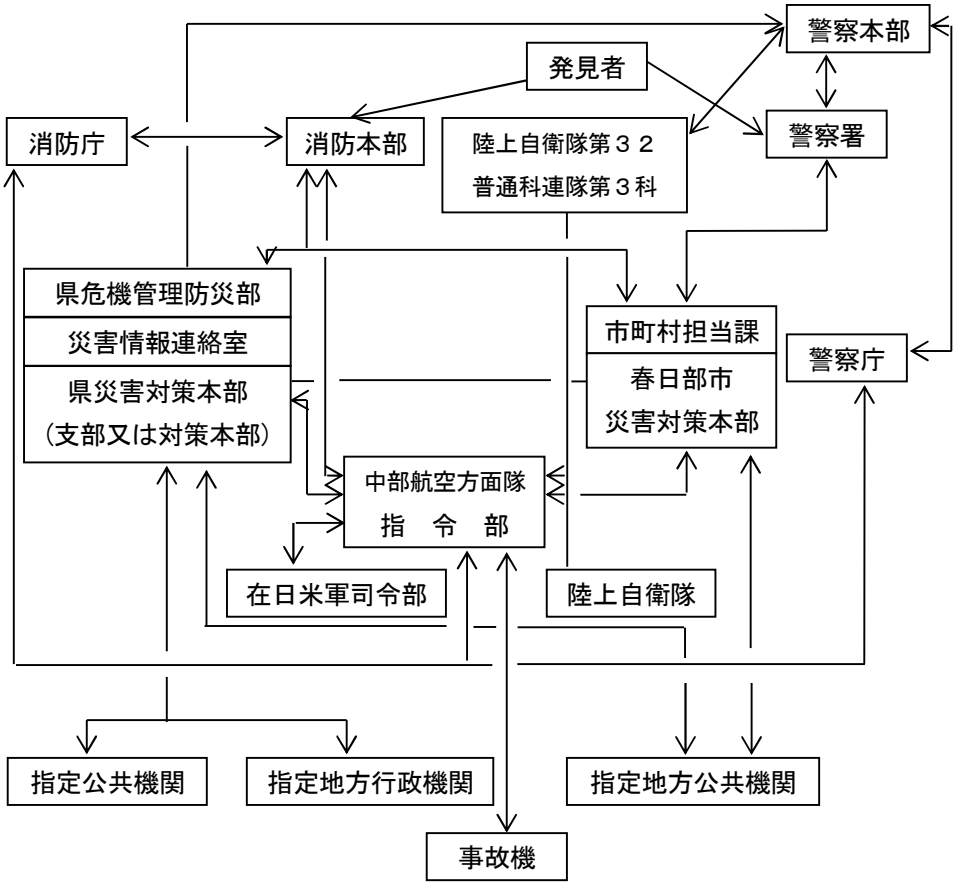

１.２ 情報収集　　⇨『 市長公室、各部共通 』

市域において大規模な航空機事故が発生したときは、「**第２編 第３章 第２節『第２ 災害情報の収集・伝達体制』**」 に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、県へ報告する。

１.３ 災害現場周辺の住民への避難勧告又は指示　　⇨『 市長公室、各部共通 』

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「**第２編 第３章 第４節『第２ 避難』**」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

１.４ 救出・救助　　⇨『 消防部、警察署 』

「**第２編 第３章 第４節『第１ 人命救助活動』**」 に準じ、消防部を主体とした救出、救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

１.５ 消火活動　　➪『 消防部 』

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防部が主体となって、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

１.６ 応援要請　　➪『 市長公室、消防部 』

航空機事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第２編 第３章 第１節『第４ 応援要請・相互協力』」に、また自衛隊への応援要請は「第２編 第３章 第１節『第５ 自衛隊の災害派遣』」 に準ずる。

１.７ 医療救護　　➪『 健康保険部、病院部 』

市域で航空機事故が発生した場合、「第２編 第３章 第４節『第４ 医療救護』」 に準じて、県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第７節　文化財災害対策計画

【 文化財災害対策計画に係る事項 】

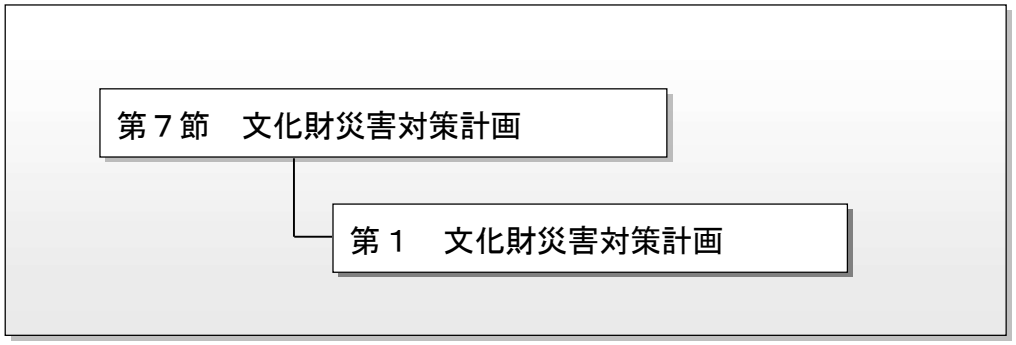

第１　文化財災害対策計画

市内で特に防火、防災を必要とするものとして、有形文化財の「建造物」が９件指定されている（国登録２件、県指定４件、市指定３件）。文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。本計画では、市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

➪『【資料編(1)】第 30「指定文化財一覧」』参照

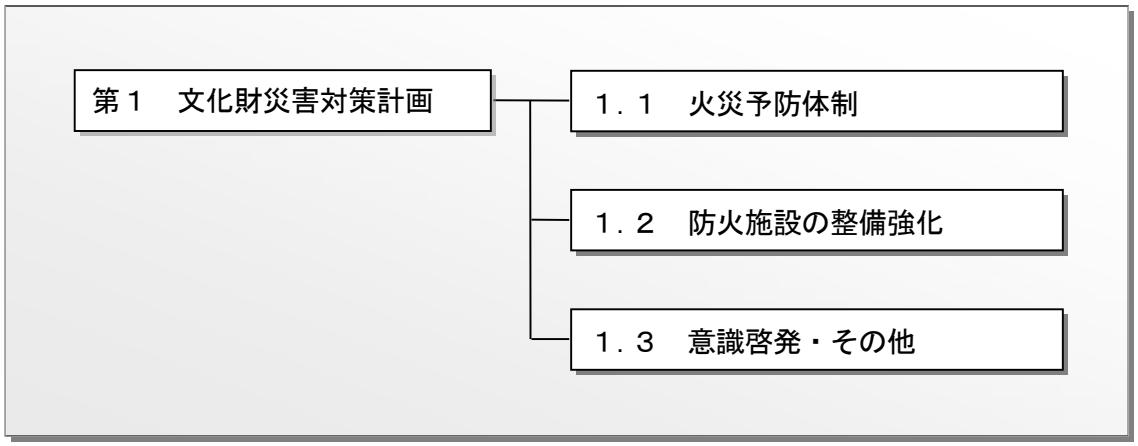

１．１　火災予防体制　　➪『 社会教育部 』

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

ア．防火管理体制の整備
イ．文化財に対する環境の整備
ウ．火気使用の制限
エ．火気の厳重警戒と早期発見
オ．自衛消防と訓練の実施
カ．火災発生時における措置の徹底

１．２　防火施設の整備強化　　➪『 社会教育部 』

文化財の防火対策を徹底するため、次の防火施設の整備強化を推進する。

ア．火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
イ．消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
ウ．避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

１．３　意識啓発・その他　　➪『 社会教育部 』

文化財そのものを保護するための防火対策以外にも、文化財保護に対する住民の意識を広め、高める施策を含め、その他以下の施策を推進する。

ア．文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
イ．所有者に対する啓発
ウ．管理保護についての助言と指導
エ．防災施設に対する助成

第６章　特殊災害対策計画

本市域において市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす竜巻・突風等の突発的な事案が発生した場合、本市は、以下に示す対策計画に従い、災害対策活動を実施する。

【 施策の体系 】

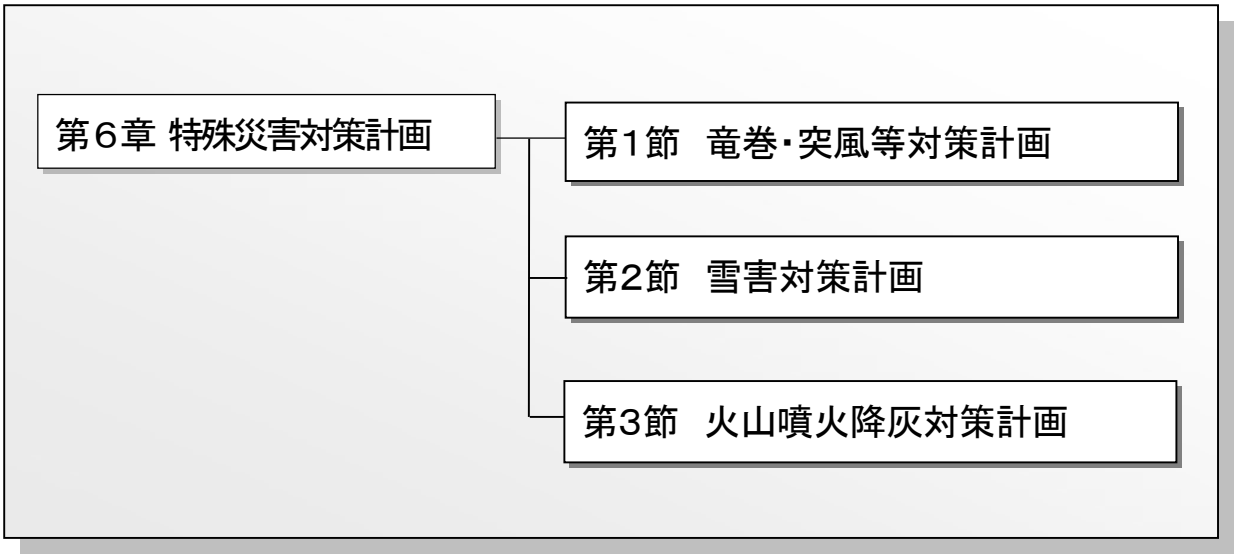

第１節　竜巻・突風等対策計画

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策に関して定める。

竜巻・突風等の被害発生時の応急措置及び応急復旧等については、「第２編『第３章 震災応急対策計画』及び『第４章 震災復旧・復興計画』の各節に定める対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

【 竜巻・突風等対策計画に係る事項 】

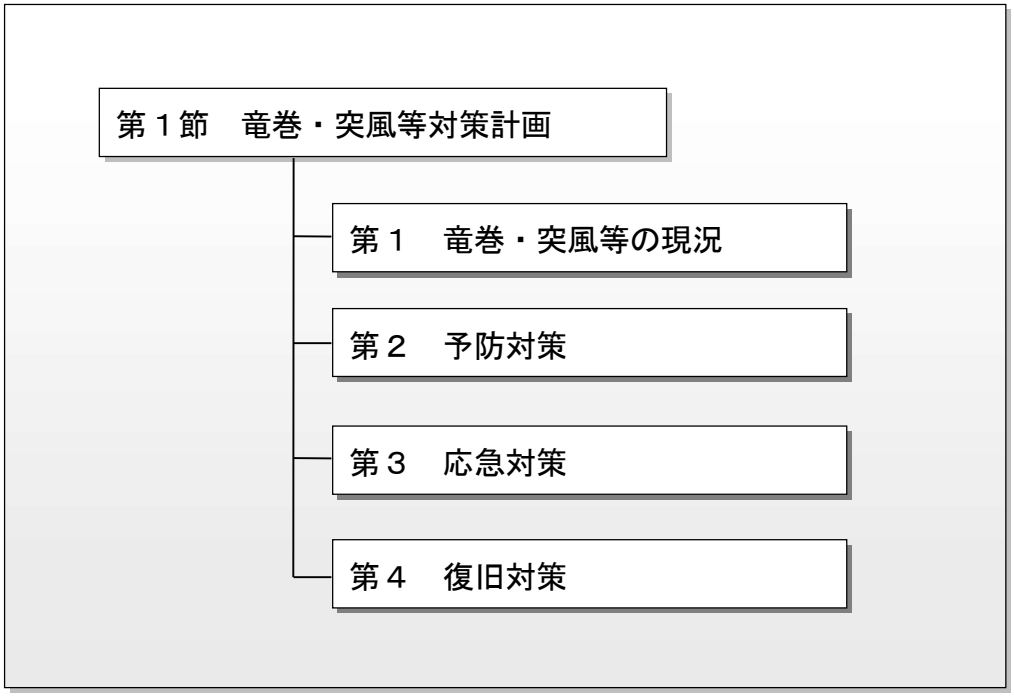

第１　竜巻・突風等の現況

第１　竜巻・突風等の現況
１．１　竜巻・突風等の特徴等
１．２　気象情報

１．１ 竜巻・突風等の特徴等

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。 国内では、年間１０～２０個程度発生している。 季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などにともなって発生するが、 台風シーズンの９月頃に最も多く確認されている。

(2) 特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数ｋｍにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。 台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位でみると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

(3) その他の突風

①ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に　衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

②ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

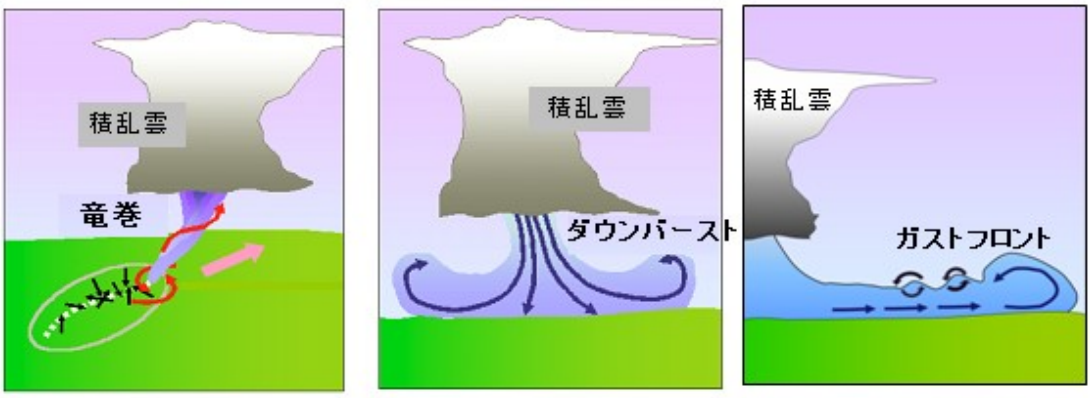

（出典：気象庁ホームページ）

１．２ 気象に関する情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1 時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

(1) 課題

竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約２００倍となっている。
- 情報の有効期間は１時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表される。
- 適中率は４％程度、補足率は２０～３０％程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で 10 分毎に 60 分先までの予測を行う。

① 発生確度２：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率５～10%、捕捉率 20～30%）
② 発生確度１：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（適中率１～５%、捕捉率 60～70%）

※10 分ごとに更新して提供しており、発生確度１に満たない地域は、発生確度は表示されない。
発生確度２は、発生確度１に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度１は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

竜巻発生確度ナウキャストについて

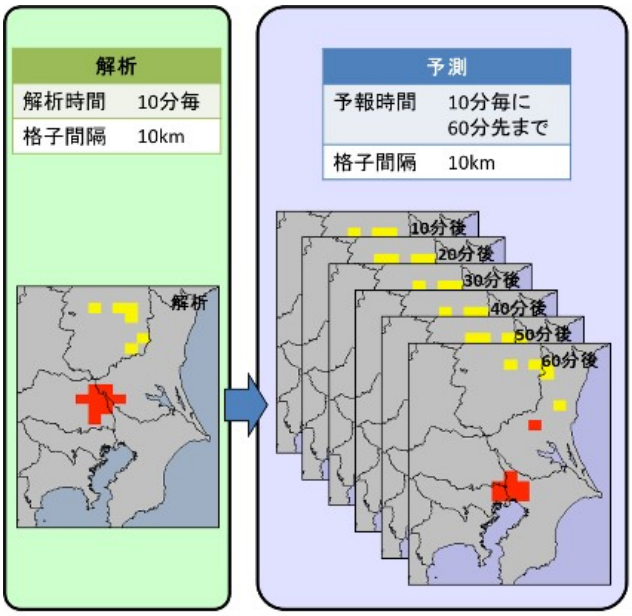

発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は5～10%程度、捕捉率は20～30%程度である。発生確度2となっている地方（県など）に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～5%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は60～70%程度であり見逃しが少ない。

※　発生確度2の予測の適中率　：　発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※　発生確度1以上の予測の適中率　：　発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

（出典：気象庁ホームページ）

第２　予防対策

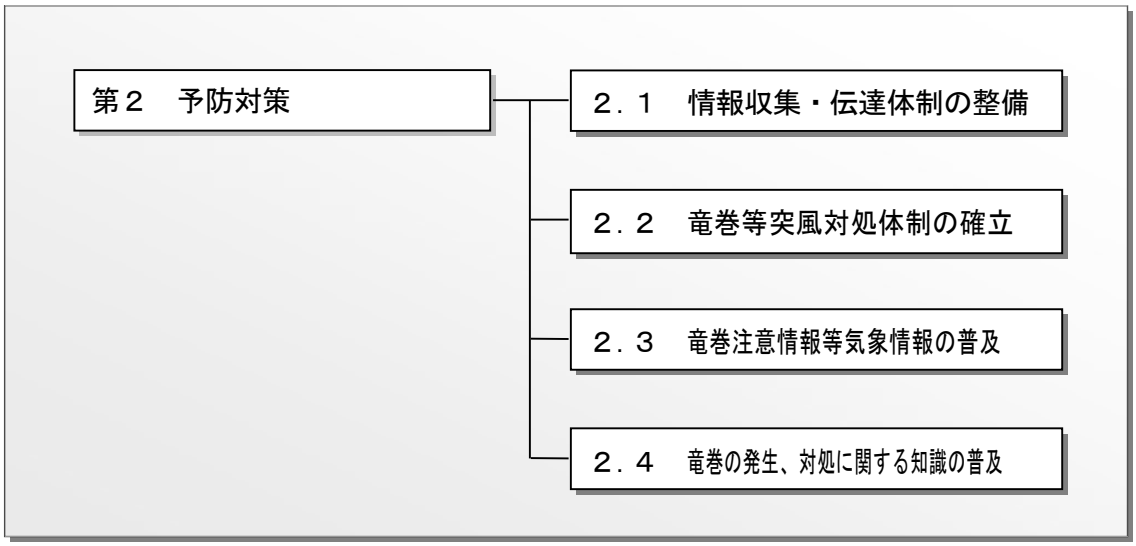

２．１ 情報収集・伝達体制の整備　　➪『 市長公室、関係各部 』

竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。また、竜巻等突風の目撃情報を収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

２．２ 竜巻等突風対処体制の確立　　➪『 市長公室 』

竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

２．３ 竜巻注意情報等気象情報の普及　　➪『 市長公室 』

竜巻発生頻度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、竜巻注意情報等の気象情報が竜巻注意情報等の情報が発表されたときの対応として、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及に努める。

２．４ 竜巻の発生、対処に関する知識の普及　➪『市長公室 』

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要があるため、竜巻や対処方法に関する知識の普及に努める

【竜巻から命を守るための対処法】

・頑丈な建物への避難
・窓ガラスから離れる
・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
・避難時は飛来物に注意する

具体的な対応例　　竜巻等突風対策局長級会議報告（H24 年 8 月 15 日）

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10 分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知した時 （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知した時 （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	・竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内）・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外）・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：埼玉県地域防災計画（平成２６年３月　埼玉県）

第３　応急対策

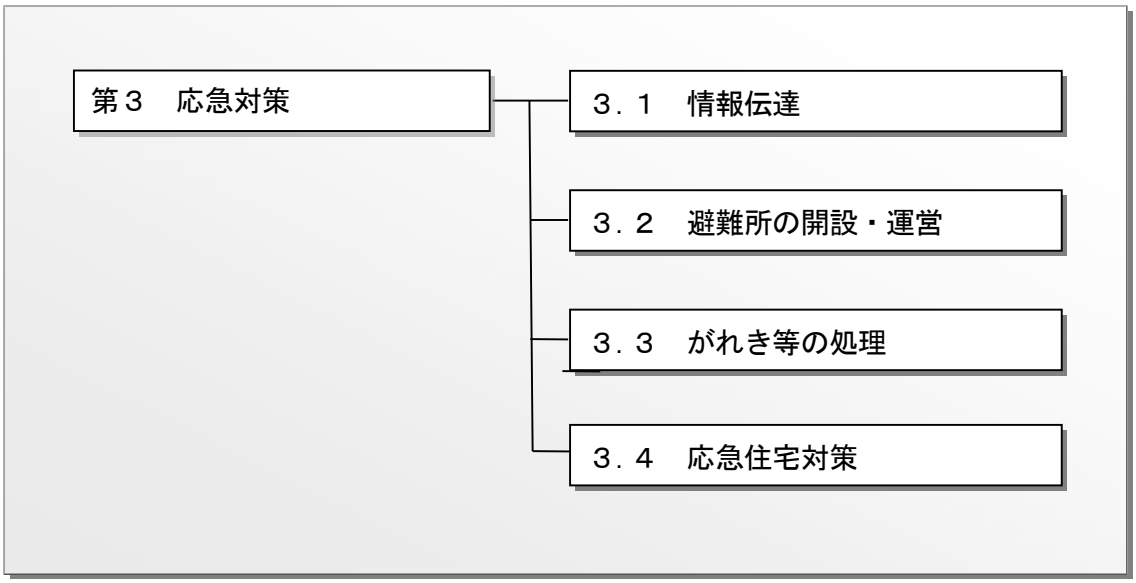

３．１ 情報伝達　　➪『市長公室 』

市は、竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、市長が竜巻・突風等から身の安全を守るため、主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるための必要な情報を伝達する。

３．２ 避難所の開設・運営　　➪『 市長公室、各部共通 』

竜巻・突風等の被災者に対し、第２編第３章第４節「第２　避難」に準じ、避難所を開設し、迅速に運営する。

３．３ がれき等の処理　　➪『 関係各部 』

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれきなどの障害物を迅速に処理し、交通に支障の無い状態にする。また、竜巻・突風等により生じたがれきの収集・処理を実施し早期の生活再建につなげる。

３．４ 応急住宅対策　　➪『 都市整備部 』

竜巻・突風等の被災者に対して、第２編第３章第４節「第８　住宅の確保」に準じ、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

第４　復旧対策

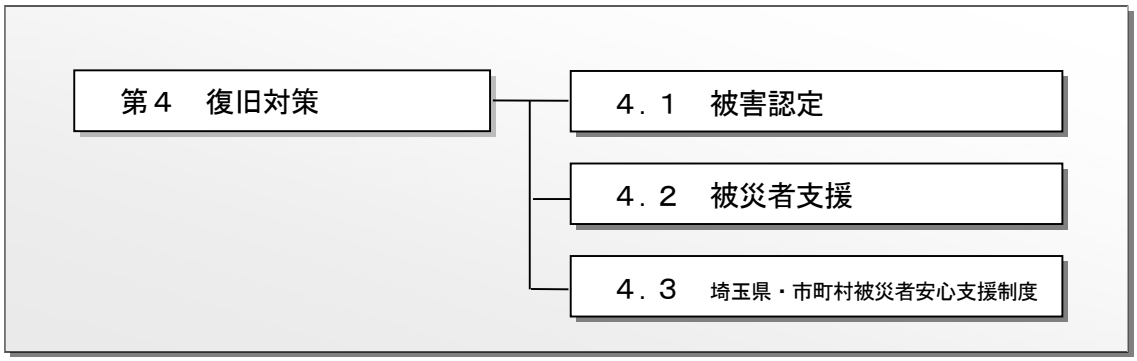

４．１ 被害認定　　➪『 市長公室、関係各部 』

竜巻・突風等による被害が発生した場合、被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

４．２ 被害者支援　　➪『 関係各部 』

竜巻・突風等により被害を受けた市民が速やかに再起し、早期の生活再建に向けた取組を進める。

４．３ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度　　➪『 市長公室、関係各部 』

被災者生活再建支援法に基づく支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成２６年４月１日以降に発生した自然災害から適用）。

第２節　雪害対策計画

大雪により、大量の降雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能への大きな影響が出ることが考えられる。平成２６年２月１４日の大雪では、秩父 98ｃｍ、熊谷 62ｃｍとなり、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治２９年以降の最深積雪であった。こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

竜巻・突風等の被害発生時の応急措置及び応急復旧等については、「第２編『第３章 震災応急対策計画』及び『第４章 震災復旧・復興計画』の各節に定める対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

【 雪害対策計画に係る事項 】

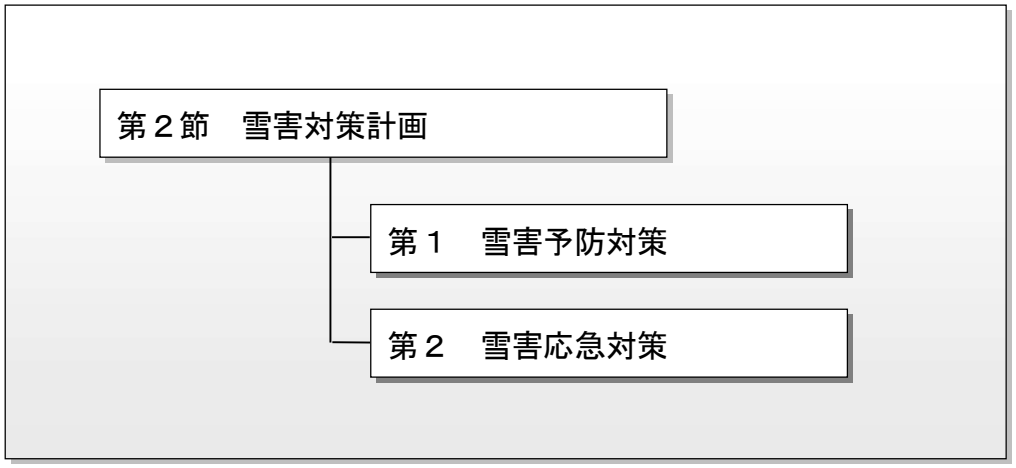

(1) 熊谷　(cm)

熊谷 : 平成 26 年 2 月 14 日 00 時から 2 月 15 日 24 時にかけての毎時積雪深・降雪量

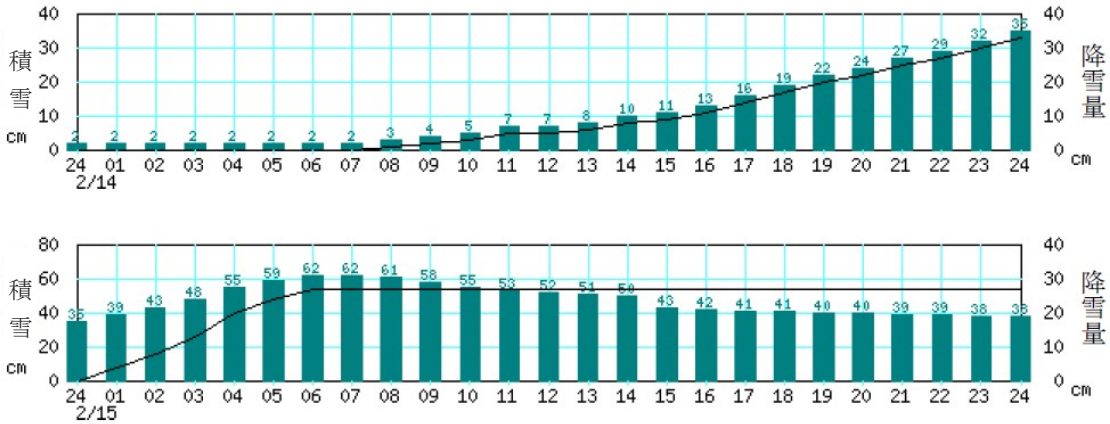

【平年値（1981 年から 2010 年の 30 年平均値）】

最深積雪　9 cm

降雪量　22cm

積雪とは、自然に積もっている雪の事で、地面から積もっている雪の深さをいいます。

降雪とは、ある時間内に積もった雪の深さのことで一定時間に降り積もった雪の量をいいます。

第１　雪害予防対策

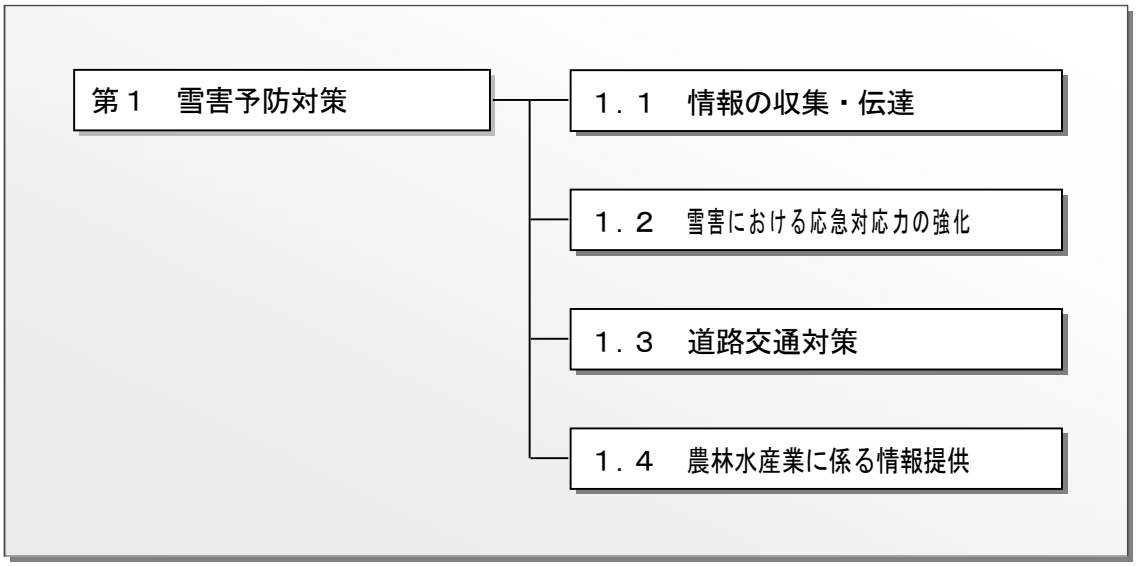

１.１ 情報の収集・伝達体制　　➪『 市長公室 』

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、伝達する体制を整える。また市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

１．２ 雪害における応急対応力の強化　　➪『 各部共通 』

市は、大規模な雪害に対応するため、必要な資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

１.３ 道路交通対策　　➪『 建設部 』

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

１．４ 農林水産業に係る情報提供　　➪『 環境経済部 』

市は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして被害防止に関する情報提供を行う。

第２　雪害応急対策

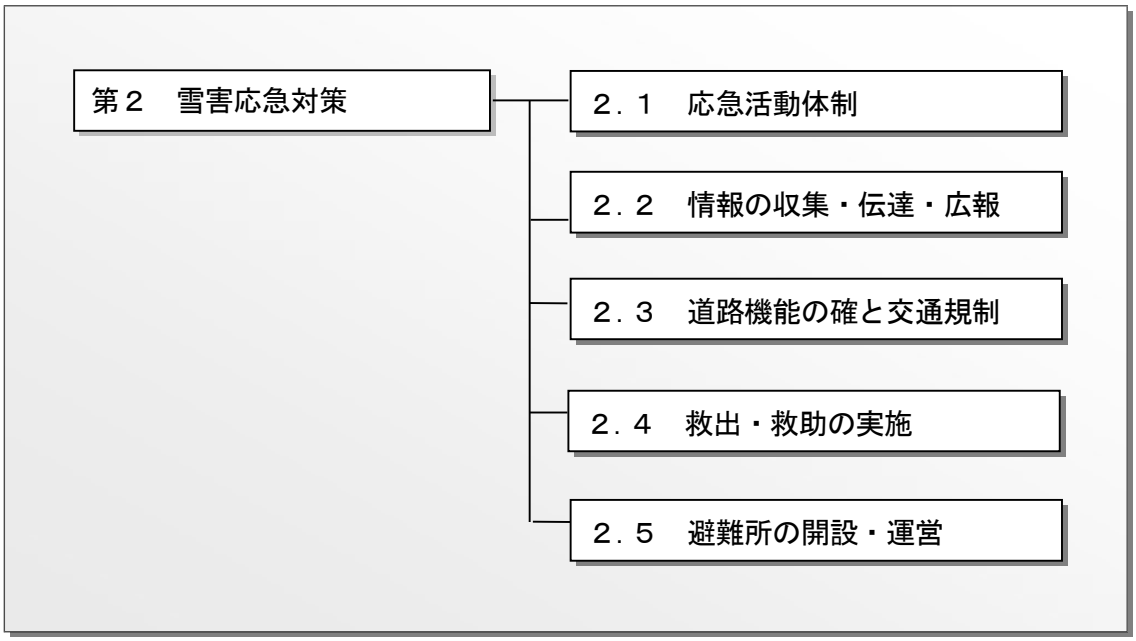

２．１　応急活動体制　　➪『 市長公室、各部共通 』

積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

２．２　情報の収集・伝達・広報　　➪『 市長公室、総合政策部 』

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

また、市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

【周知内容の例示】

○　不要不急の外出は極力避ける。
○　外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
○　道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
○　交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
○　自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
○　除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

ア　積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

イ　市民への情報発信

市は、気象庁が本市の区域に該当する大雪に関する気象情報を発表した場合、異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際には、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。周知方法については、防災行政無線、安心安全メール、緊急速報メールなど多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

２.３ 道路機能の確保と交通規制　　➪『 建設部、警察署 』

異常な積雪時には、関係機関と連携し、市民生活に大きな影響を与える道路を道路の交通確保を優先し、除雪を行う。

交通の安全確保､除雪作業の円滑化を図るため必要がある場合は､警察署と緊密な連携の上、交通の整理を行い、規制を要請する。

除雪の実施にあたっては、必要に応じ建設業者等に応援を要請する。また、除雪作業に遅れが生じることが予測される場合には、他の市町村、県及び国土交通省の応援についても検討する。

２.４ 救出・救助の実施　　➪『 消防部、警察署 』

異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、救出・救助活動については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

２.５ 避難所の開設・運営　　➪『 市長公室、各部共通 』

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民や、交通の途絶による帰宅困難者の救護のため避難所を開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

第３節　火山噴火降灰対策計画

想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が国の中央防災会議で指摘されている。

富士山については、今から約 300 年前に噴火した後、現在まで静かな状態が続いているが、地下深くではマグマが活動を続けている活火山である。そのため万が一の噴火に備えて、できるだけ被害を少なくする対策の推進を図ることが大切である。富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004 年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005 年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、県南で２～１０ｃｍ程度、全域で２ｃｍ程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、天明３年（1783 年）の大規模な噴火では、江戸（現在の板橋）まで降灰が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

火山噴火降灰時における応急措置及び応急復旧等については、「第２編『第２章 震災予防計画』、『第３章 震災応急対策計画』及び『第４章 震災復旧・復興計画』」の各節に定める対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

【 火山噴火降灰対策計画に係る事項 】

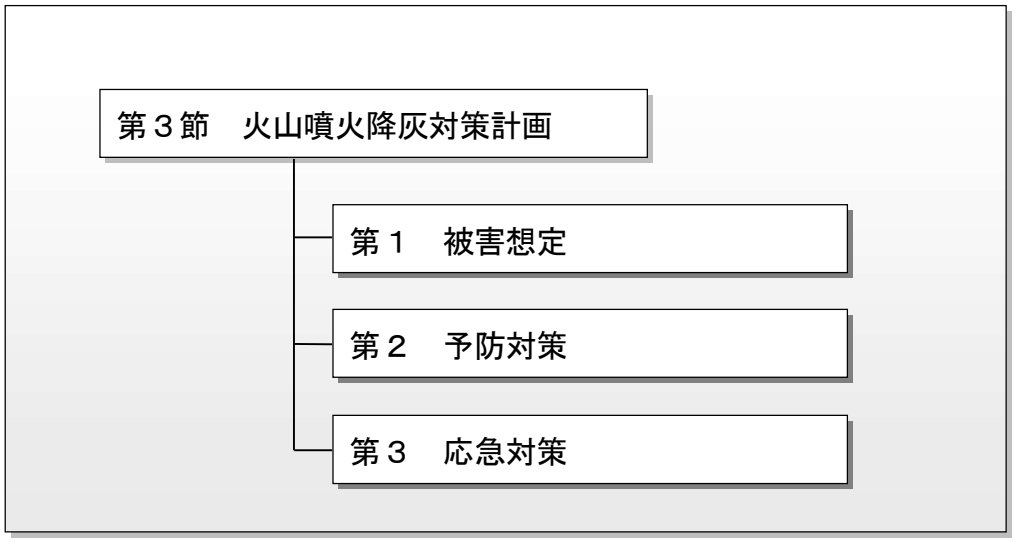

第１　被害想定

１．１富士山が噴火した場合

県南部・南西部・東南部に最大約２～１０cm の降灰堆積の可能性がある。本市においては、約２ｃｍの降灰の影響が想定される。

【降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲】※点線は埼玉県内を示す。

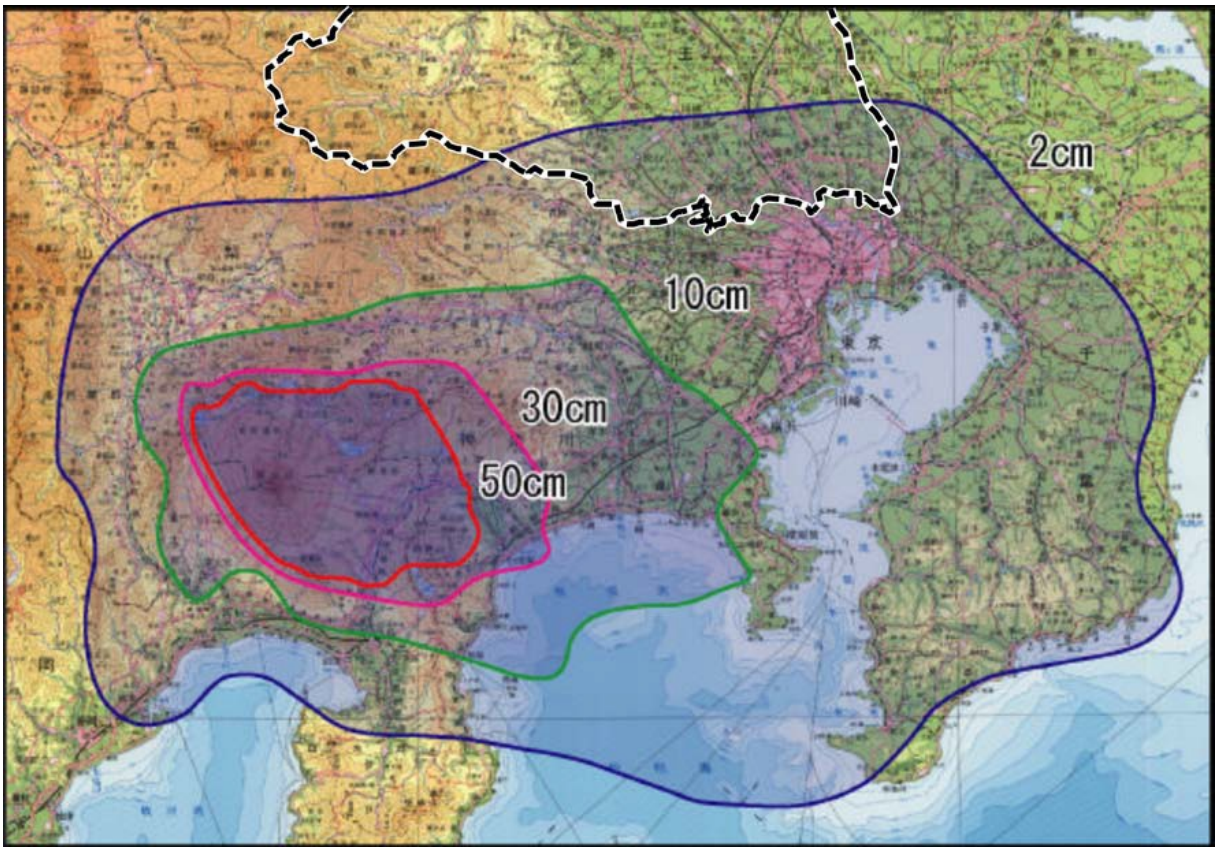

（出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」）

【降灰とは】
細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。

第２　予防対策

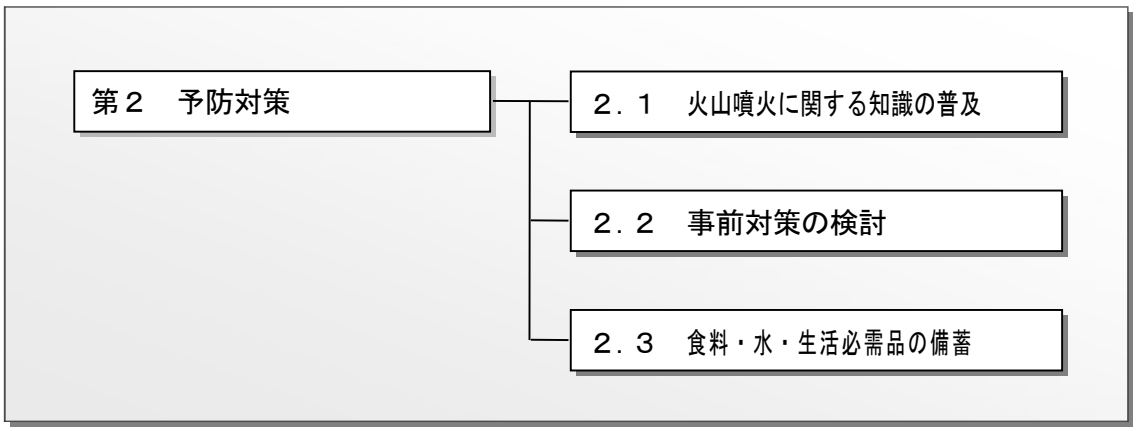

２．１火山噴火に関する知識の普及　　➪『 市長公室 』

(1) 普及啓発

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

(2) 火山情報

【噴火警報・予報、降灰予報】

○ 噴火警報(居住地域)・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や加工周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域)」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺)」で、略称は「火口周辺警報」となる。

○ 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル５（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル４（避難準備）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル３（入山規制）
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル２(火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予測される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル１（平常）

○ 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

○ 降灰予報

噴煙の火口からの高さが３千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル３※相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね６時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

※噴火警戒レベル３

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

○ 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

２．２ 事前対策の検討　　➪『 各部共通 』

降灰によって生じることが想定される災害として、市民の安全、健康管理、電気設備への被害軽減対策、上下水道施設への影響の軽減対策、降灰処理等について、予防・事前対策を検討する。

２．３ 食料、水、生活必需品の備蓄　　➪『 市長公室 』

富士山が噴火した場合、道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄を推進する。

第３　応急対策

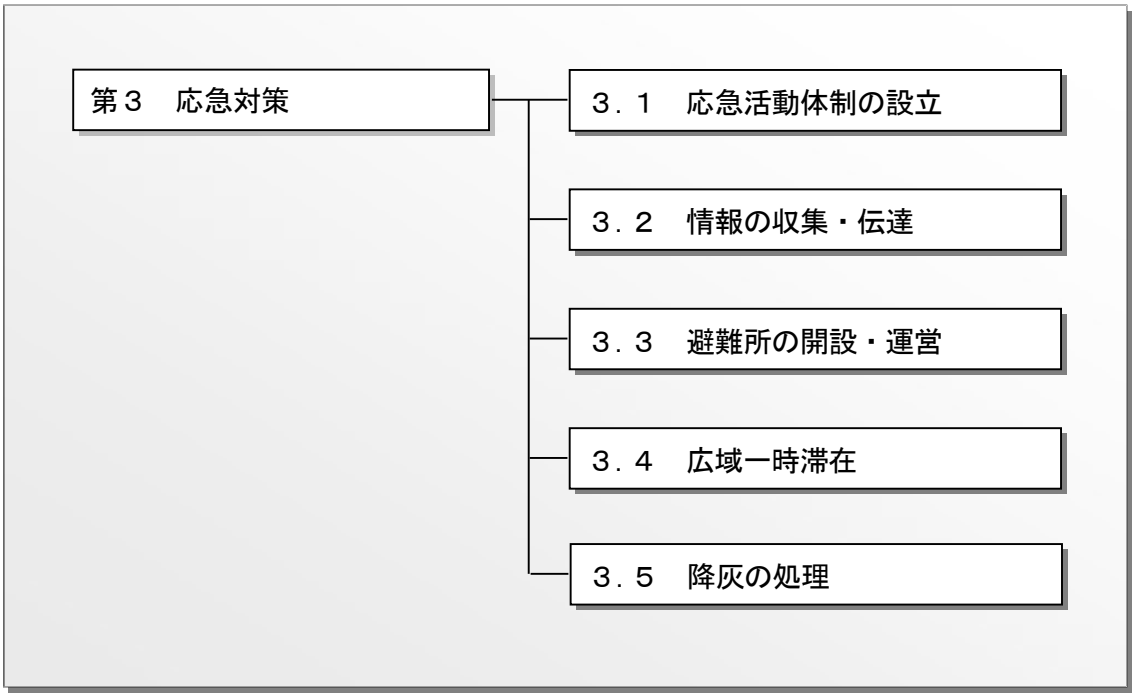

３．１ 応急活動体制の確立　　➪『 市長公室、各部共通 』

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県や関係機関と連携して災害応急対策の実施に努める。

３．２ 情報の収集・伝達　　➪『 市長公室 』

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が本市の区域に該当する降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、県と連携して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、県等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

【防災情報システムで取得する情報】

・噴火警報・予報
・火山の状況に関する開設情報
・噴火に関する火山観測報
・火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

【降灰調査項目】

・降灰の有無・堆積の状況
・時刻・降灰の強さ
・構成粒子の大きさ
・構成粒子の種類・特徴等
・堆積物の採取
・写真撮影
・降灰量・降灰の厚さ
・構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。

（例）
○ 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
○ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
○ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

３．３ 避難所の開設・運営　➪『 市長公室、関係各部 』

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

３．４ 広域一時滞在　➪『 市長公室 』

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

３．５ 降灰の処理　➪『 関係各部 』

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業所による対応を原則とする。道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性ある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。宅地など各家庭から排出された火山灰の回収は、市が行うものとする。また、各事業者から排出された火山灰は、各事業者が行うものとする。火山灰の処分方法については、関係機関との検討を踏まえて対応する。